

# 令和 5 年 第 2 回

## 名寄市議会定例会会議録目次

### 第 1 号（6 月 9 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	3
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3
1. 日程第 2. 会期の決定（19 日間）	3
1. 日程第 3. 行政報告（加藤市長）	3
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	1 1
○提案理由説明（加藤市長）	1 1
○原案可決	1 1
1. 日程第 5. 議案第 2 号 財産の取得について	1 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 2
○原案可決	1 2
1. 日程第 6. 議案第 3 号 財産の取得について	1 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 2
○原案可決	1 2
1. 日程第 7. 議案第 4 号 財産の取得について	1 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 3
○原案可決	1 3
1. 日程第 8. 議案第 5 号 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度名寄市一般 会計補正予算（第 1 3 号））	1 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 3
○承認	1 4
1. 日程第 9. 議案第 6 号 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度名寄市国民 健康保険特別会計補正予算（第 4 号））	1 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 4
○承認	1 4
1. 日程第 1 0. 議案第 7 号 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度名寄市立 大学特別会計補正予算（第 4 号））	1 4

○提案理由説明（加藤市長）	1 4
○承認	1 5
1. 日程第 1 1. 議案第 8 号 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度名寄市病院事業会計補正予算（第 3 号））	1 5
○提案理由説明（加藤市長）	1 5
○承認	1 6
1. 日程第 1 2. 議案第 9 号 令和 5 年度名寄市一般会計補正予算（第 2 号）	1 6
○提案理由説明（加藤市長）	1 6
○追加説明（渡辺総務部長）	1 6
○質疑（川村幸栄議員）	1 7
○原案可決	1 9
1. 日程第 1 3. 議案第 1 0 号 令和 5 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 9
○原案可決	2 0
1. 日程第 1 4. 議案第 1 1 号 令和 5 年度名寄市立大学特別会計補正予算（第 1 号）	2 0
○提案理由説明（加藤市長）	2 0
○質疑（川村幸栄議員）	2 0
○原案可決	2 1
1. 日程第 1 5. 報告第 1 号 令和 4 年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	2 2
○提案理由説明（加藤市長）	2 2
○報告済み	2 2
1. 日程第 1 6. 報告第 2 号 令和 4 年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	2 2
○提案理由説明（加藤市長）	2 2
○報告済み	2 2
1. 日程第 1 7. 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について	2 2
○提案理由説明（加藤市長）	2 2
○報告済み	2 2
1. 日程第 1 8. 報告第 4 号 債権放棄の状況報告について	2 3
○提案理由説明（加藤市長）	2 3
○報告済み	2 3
1. 日程第 1 9. 報告第 5 号 公害の現況に関する報告について	2 3
○提案理由説明（加藤市長）	2 3
○報告済み	2 4
1. 日程第 2 0. 報告第 6 号 株式会社名寄振興公社の経営状況について	2 4
○提案理由説明（加藤市長）	2 4

○報告済み	2 4
1. 日程第2 1. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について	2 4
○提案理由説明（加藤市長）	2 4
○適任と認める	2 4
1. 休会の決定	2 4
1. 散会宣告	2 4

## 第 2 号（6 月 2 3 日）

1. 議事日程	2 7
1. 本日の会議に付した事件	2 7
1. 出席議員	2 7
1. 欠席議員	2 7
1. 事務局出席職員	2 7
1. 説明員	2 7
1. 開議宣告	2 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 8
1. 日程第 2. 一般質問	2 8
○質問（東川孝義議員）	2 8
○質問（山崎真由美議員）	3 9
1. 休憩宣告	4 5
1. 再開宣告	4 5
1. 休憩宣告	5 0
1. 再開宣告	5 1
○質問（遠藤隆男議員）	5 1
○質問（谷    聡議員）	6 3
1. 休会の決定	7 1
1. 散会宣告	7 1

### 第 3 号（6 月 2 6 日）

1. 議事日程	7 3
1. 本日の会議に付した事件	7 3
1. 出席議員	7 3
1. 欠席議員	7 3
1. 事務局出席職員	7 3
1. 説明員	7 3
1. 開議宣告	7 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	7 4
1. 日程第 2. 一般質問	7 4
○質問（水間健詞議員）	7 4
○質問（中畠孝幸議員）	8 2
1. 散会宣告	9 3

## 第 4 号（6 月 27 日）

1. 議事日程	9 5
1. 本日の会議に付した事件	9 5
1. 出席議員	9 5
1. 欠席議員	9 6
1. 事務局出席職員	9 6
1. 説明員	9 6
1. 開議宣告	9 7
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	9 7
1. 日程第 2. 一般質問	9 7
○質問（高橋伸典議員）	9 7
○質問（川村幸栄議員）	1 0 7
1. 休憩宣告	1 1 9
1. 再開宣告	1 1 9
1. 日程第 3. 議案第 1 2 号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	1 1 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 1 9
○原案可決	1 1 9
1. 日程第 4. 議案第 1 3 号 令和 5 年度名寄市一般会計補正予算（第 3 号）	1 1 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 1 9
○原案可決	1 2 0
1. 日程第 5. 意見書案第 1 号 2 0 2 3 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 意見書案第 2 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書 意見書案第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書 意見書案第 4 号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書	1 2 0
○原案可決	1 2 0
1. 日程第 6. 報告第 7 号 例月出納検査報告について	1 2 0
○報告済み	1 2 0
1. 日程第 7. 議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任	1 2 0
○選任	1 2 1
1. 休憩宣告	1 2 1
1. 再開宣告	1 2 1
1. 日程第 8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	1 2 1
○決定	1 2 1

1. 閉会宣告	1 2 1
1. 質問文書表	1 2 3
1. 議決結果表	1 2 6

令和5年第2回名寄市議会定例会会議録  
開会 令和5年6月9日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 行政報告  
日程第4 議案第1号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
日程第5 議案第2号 財産の取得について  
日程第6 議案第3号 財産の取得について  
日程第7 議案第4号 財産の取得について  
日程第8 議案第5号 専決処分した事件の承認について（令和4年度名寄市一般会計補正予算（第13号））  
日程第9 議案第6号 専決処分した事件の承認について（令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））  
日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認について（令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算（第4号））  
日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認について（令和4年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号））  
日程第12 議案第9号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第2号）  
日程第13 議案第10号 令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第14 議案第11号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）  
日程第15 報告第1号 令和4年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第16 報告第2号 令和4年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

- 日程第17 報告第3号 専決処分した事件の報告について  
日程第18 報告第4号 債権放棄の状況報告について  
日程第19 報告第5号 公害の現況に関する報告について  
日程第20 報告第6号 株式会社名寄振興公社の経営状況について  
日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 行政報告  
日程第4 議案第1号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
日程第5 議案第2号 財産の取得について  
日程第6 議案第3号 財産の取得について  
日程第7 議案第4号 財産の取得について  
日程第8 議案第5号 専決処分した事件の承認について（令和4年度名寄市一般会計補正予算（第13号））  
日程第9 議案第6号 専決処分した事件の承認について（令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））  
日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認について（令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算（第4号））  
日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認について（令和4年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号））  
日程第12 議案第9号 令和5年度名寄市一般会

計補正予算（第2号）

- 日程第13 議案第10号 令和5年度名寄市介護  
保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 令和5年度名寄市立大  
学特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 報告第1号 令和4年度名寄市一般会  
計予算繰越明許費繰越計算書の報告に  
ついて
- 日程第16 報告第2号 令和4年度名寄市一般会  
計予算事故繰越し繰越計算書の報告に  
ついて
- 日程第17 報告第3号 専決処分した事件の報告  
について
- 日程第18 報告第4号 債権放棄の状況報告につ  
いて
- 日程第19 報告第5号 公害の現況に関する報告  
について
- 日程第20 報告第6号 株式会社名寄振興公社の  
経営状況について
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の  
推薦について

1. 出席議員（15名）

- 議長 16番 山田典幸 議員
- 副議長 10番 倉澤宏 議員
- 1番 中畠孝幸 議員
- 3番 山崎真由美 議員
- 4番 水間健詞 議員
- 5番 谷聡 議員
- 6番 今村芳彦 議員
- 7番 清水一夫 議員
- 8番 川村幸栄 議員
- 9番 佐藤靖 議員
- 11番 高野美枝子 議員
- 12番 高橋伸典 議員
- 13番 遠藤隆男 議員
- 14番 東川孝義 議員
- 15番 東千春 議員

1. 欠席議員（1名）

2番 富岡達彦 議員

1. 事務局出席職員

事務局長 伊藤 慈 生  
書記 石橋 恵 美  
書記 加藤 諒  
書記 川名 桃 代

1. 説明員

市長 加藤 剛 士 君  
副市長 橋本 正道 君  
教育長 岸 小夜子 君  
総務部長 渡辺 博史 君  
総合政策部長 石橋 毅 君  
市民部長 廣嶋 淳一 君  
健康福祉部長 馬場 義人 君  
経済部長 山田 裕治 君  
建設水道部長 東 聡 男 君  
教育部長 木村 睦 君  
市立総合病院  
事務部長 佐々木 紀 幸 君  
市立大局学  
事務局長 水間 剛 君  
こども・高齢者  
支援室長 松田 慎 司 君  
産業振興室長 田畑 次郎 君  
上下水道室長 佐藤 美香 君  
会計室長 鈴木 康寛 君  
監査委員 岡川 進 君

○議長（山田典幸議員） ただいまより令和5年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に2番、富岡達彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山崎 真由美 議員

14番 東川 孝義 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月27日までの19日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月27日までの19日間と決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、令和5年第2回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

町内会活動の拠点である町内会館について、砺波町内会館の屋根修繕に対して、名寄市町内会館建設費等補助金による支援を予定しています。

次に、総合計画及び地方創生について申し上げます。

本年度から4年間の計画期間とする「名寄市総合計画（第2次）後期基本計画」で示した重点プロジェクト、主要施策ごとに定めた成果指標（KPI）の目標値達成に向けた取組を着実に推進してまいります。

市民の皆様にはわかりやすく、身近な計画として関心を持っていただけるよう、イラストを用いた対話形式のダイジェスト版を作成し、広報4月号別冊として全戸配布しました。名寄市ホームページに掲載するなど、今後も様々な機会を捉えて市民周知に努めてまいります。

また、地方創生・交流自治体連携フォーラムが、5月20日に山梨県忍野村で開催され、東京都杉並区や福島県南相馬市など全国9市区町村長が参加し、自治体間連携による関係人口の創出や拡大について議論が行われました。

また、国においては企業版ふるさと納税を活用した地方創生の推進を推奨しており、本市におきましても、募集プロジェクトに対して多くの寄附をいただきました。こどもの遊び場整備事業、冬季スポーツ拠点化推進事業、北海道ジュニアスポーツエコシステム形成事業の取組に対して活用させていただき、着実に事業を推進してまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

市民サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、本年3月に名寄市DX推進計画を策定しました。本計画に基づき、国が示す標準化システムへの移行や行政手続オンライン化の促進、デジタル技術を活用した業務改善（BPR）を進めるとともに、搭載事業の実装に取り組んでまいります。

今後もデジタルに関する高度な知識や経験を有する民間人材を活用しながら、地域課題の解決や庁内業務の効率化などに努めてまいります。

国内交流では、名寄・藤島交流友の会、都市交流実行委員会において、それぞれ本年度事業について検討され、山形県鶴岡市との交流では、物産

交流や互いの産業まつりへの出店のほか、少年少女交流事業でのサッカー少年団受入などの事業が予定され、東京都杉並区との交流では、物産販売やPR事業、阿波おどりを通じた人的交流などに取り組むことが確認されました。

ふるさと会との交流では、札幌風連会の総会が5月25日に開催され、会員相互の親睦を中心に各種事業に取り組むことが決まりました。

また、6月23日から26日まで、東京なよる会のゴルフツアーが、4年ぶりに開催されます。会員など24人が本市を訪れ、ゴルフや市民交流パーティーなどを予定しています。

国際交流においても、本年度事業について検討され、カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流では、イングリッシュキャンプのほか、リンゼイ名寄提携委員会とのオンライン交流などが予定され、台湾との交流では、農業青年派遣・受入事業や中学生台湾派遣事業のほか、台湾国立中山大学西湾学院交流事業などに取り組むことが確認されました。

次に、移住・定住について申し上げます。

「名寄市移住促進協議会」では、地域の方々、企業や団体などと連携し、移住・定住及び関係人口創出につながるようプロモーションに取り組めます。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

地域おこし協力隊・農業支援員として、新たに4月1日付けで佐藤岳さんを委嘱しました。

現在は、農業支援員2年目となる西川僚さんとともに風連地区において農業研修に励んでいます。

今後は農業研修だけでなく、協力隊として地域活動への参加も期待するところです。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

昨年度、名寄商工会議所から今後の士別剣淵、名寄間の高規格道路開通を見据えた「名寄インターチェンジ拠点整備構想」の提案がありました。

道北の物流拠点や賑わい施設など名寄インターチェンジ周辺での整備による市内経済への影響な

どが示されており、現在、庁内で情報共有し関係部局と構想について意見交換を進めています。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

新型コロナワクチン接種については、令和4年秋に開始したオミクロン株対応ワクチン接種を4月末に終了しました。市内医療機関の御協力をいただき集団接種及び個別接種を行った結果、希望する15,918人の方の接種を終えることができました。

なお、国において特例臨時接種の実施期間が延長となり、本年度も無料で接種を継続することとなりました。

初回接種を終了した5歳以上の方は、令和5年秋開始接種として本年9月以降に接種が可能となりますが、高齢者等重症化リスクが高い方などは、春から夏にかけて前倒ししてさらに1回の追加接種を行うことができます。

今後も、希望する方が接種期間内に接種できる体制の整備を進めてまいります。

次に、5月31日に開催しました「チャレンジデー2023」について申し上げます。

本年は長野県東御市を対戦相手に、晴天の中、市民の健康づくり及び地域のコミュニティづくりを目的に行いました。

当日は、早朝ラジオ体操を皮切りに、ランニングやウォーキング、軽スポーツなど、市内各所において市民それぞれが健康づくりを意識した運動やスポーツに取り組みました。

また、夕方からは、4年ぶりの開催となった「市民綱引き大会」に、900人を超える多くの市民の皆様が参加をし、大会を盛り上げていただきました。

平成5年から実施をしてきました「チャレンジデー」も、本年が最後となりましたが、参加者合計数13,251人、参加率50.9%と、多くの市民の皆様に御参加を頂きましたことに感謝をいたします。

今後も、市民が安心して健康で自立した生活を

送ることができるよう、各種取組を推進してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

5月9日に手術室増改修工事の入札が行われ、5月下旬から増築に伴う解体工事が始まりました。本院の役割である高度急性期、救急医療の機能を維持・強化し、広域の住民要望に応えるため、手術室等の機能充実・再整備を進めてまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

本年11月完成予定の認定こども園等の建設については、工期の半分を経過し、建築工事が約67%の進捗率となっています。引き続き、令和6年春の市立認定こども園「あいあい」のオープンに向けて準備を進めてまいります。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金については、児童1人当たり一律5万円を給付しました。申請が必要な世帯については、令和6年2月29日まで随時受付を行い、審査のうえ給付してまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

令和4年中の火災件数は、6件で前年と比較して5件減となっています。火災による死傷者は発生していません。

火災種別では、建物火災が2件、車両火災が4件となっています。

救急出動件数は、1,226件で前年と比較して117件増加し、事故種別では、急病870件、一般負傷154件、交通事故46件、転院搬送112件、そのほか44件となっています。

このほか、ドクターヘリの要請は2件、ドクターカーの要請は5件となっており、多様化する救急現場において関係機関と円滑な連携体制のもと対応しています。

救助出動件数は、46件で前年と比較して11件増加し、主な事故種別は、交通事故が20件で救助出動の約半数を占めています。

救急業務の高度化については、現在、救急救命士21人を配置し、市立総合病院等の医療機関で

研修を実施しており、継続的に知識と技術の向上に努めています。

住宅防火対策の推進については、引き続き住宅用火災警報器の設置率向上と維持管理について、補助事業等を活用しながら取組を進めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

4月6日から14日までを「新入学・入園期の交通安全運動」、5月11日から20日までを「春の全国交通安全運動」として、関係団体や地域住民による街頭啓発、早朝パトロールやパトライト作戦を実施しました。

5月19日の「交通事故ゼロを目指す日」には、西條デパート前において「旗の波作戦」を実施し、沿線通行車両や市民に交通事故防止を呼びかけました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、適正な施設管理と居住環境の向上を図るため、瑞生団地は2棟6戸の建て替え工事を4月に着工し、緑丘第1団地5号棟は建物長寿命化の改修工事を6月に着工しています。

民間住宅の整備については、戸建て住宅などの耐震化を支援する耐震診断及び耐震改修補助事業を5月から開始しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園における施設整備については、名寄公園と浅江島公園の施設補修に向けた点検業務を6月に着手し、大学公園の照明灯をはじめとした設備更新は、7月に入札を予定しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、南10丁目右仲通ほか1路線を着工し、計量法に基づく水道量水器取替工事については、対象量水器1,582台を5工区に分けて着工しています。

浄水場設備の工事については、緑丘浄水場薬品設備更新工事ほか1工事を6月に、瑞穂浄水場井

戸改修工事ほか2工事は7月に入札を予定しています。

また、有収率向上に向けた漏水調査業務は5月に着手しています。

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

公共下水道ストックマネジメント計画に基づく施設整備については、下水道管渠の更新工事を7月に入札予定しています。

また、公共樹取替工事は2工区に分けて着工しています。

個別排水処理施設整備事業については、3基の合併浄化槽設置工事の発注を終えています。

次に、道路の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金を活用し整備を進めている、徳田18線緑丘連絡線の歩道設置工事は5月に、北3丁目通の改良舗装工事は6月に着工しています。

また、東5号線、風連26線、風連東4号線の舗装改築工事は、7月に入札を予定しています。

次に、橋梁の整備について申し上げます。

名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づく、吉岡橋の実施設計、古木橋ほか24橋の近接目視点検、旭東橋ほか9橋の塗膜調査については、6月に着手しています。

次に、除排雪事業について申し上げます。

昨年度は、3月末までの累積降雪量が535センチメートル、最大積雪深は118センチメートルとなり、令和3年度との比較では、累積降雪量で22センチメートル、最大積雪深では2センチメートル多くなりました。

除雪作業については、市街地・郊外地路線を合わせて435キロメートル実施し、出勤日数は156日となり、令和3年度と比較して、名寄、風連の両地区で1日の減となりました。

排雪作業については、カット排雪を市街地生活路線において1回、積込運搬排雪を幹線道路及び通学路において1回から3回、交差点排雪を30

1カ所実施し、路線の維持や確保に努めてきたところではあります。

また、排雪ダンプ助成事業については、利用総台数4,385台で、概ね平年並みの利用となったところではあります。

引き続き、効率的で効果的な除排雪体制の確立を目指し、除排雪のあり方について研究を進めるとともに、市道及び私道除排雪助成事業や排雪ダンプ助成事業の継続など、除排雪水準の向上が図れるよう取り組んでまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

国からJR北海道への経営支援策として1,302億円の支援がなされており、令和5年度はその最終年度として総括的な検証と抜本的な改善方策の検討が求められています。

本市では、地域の関係者とJR北海道が一体となって取り組む第2期アクションプランに基づき、宗谷本線活性化推進協議会を中心に沿線自治体と連携・協力した取組を進めてまいりました。

本年度は、国や北海道の支援制度を活用しながら、鉄道と地域の公共交通が共存して、宗谷本線が持続的な公共交通となるよう調査・実証事業を実施してまいります。

また、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した新たな交通モードの導入について、名寄市地域公共交通活性化協議会の議論をもとに準備を進めています。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

基盤整備については、道営事業の「ちえぶん地区」において、春の発注が終了し、整地工や暗渠排水工事が実施されています。

また、報徳川の改修については、7月以降の工事予定となっています。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

本年の融雪期は4月4日で平年より7日早くなりました。

5月15日現在、水稻の播種作業は順調に進み、

生育については、平年並で推移しています。

畑作物では、秋小麦・春小麦の生育は平年より早く推移し、大豆・てん菜・馬鈴薯の播種・移植作業はやや早く進んでいる状況です。

次に、米政策について申し上げます。

令和5年産米の生産の目安については、前年度より151トン減少し、うるち米1,489トン、もち米1万794トンとされ、作付面積に換算すると、うるち米261ヘクタール、もち米1,890ヘクタールとなりました。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

土壌診断事業では、令和4年度で2,741点の実績となり圃場の土壌改良に活用されています。

実証試験・展示事業では、水稻の育苗期間短縮による労力削減と生育比較する栽培試験や、肥料高騰に対する化学肥料低減に向けた堆肥等の施肥比較試験を進めています。

また、近年の薬用作物での病害虫による減収に対応するため、企業版ふるさと納税を活用し、培養苗育成の取組をさらに加速させてまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

農業被害の防止対策については、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心としてエゾシカ駆除やアライグマ用の箱罠の貸し出しなどを進めています。なお、エゾシカ駆除頭数については、4月1日から駆除を開始し、4月30日現在で116頭となっています。

ヒグマ対策については、全国的な課題であるハンターの担い手育成のため、融雪前の3月中旬から約2カ月間、技術の伝承を図る「ヒグマ対策技術者育成事業」を実施しました。

また、4月1日付けで「名寄市ヒグマ駆除隊員」14人の委嘱を行い、本年度の活動に従事いただいております。引き続き、関係機関・団体と十分に連携し、被害防止に取り組んでまいります。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

本年度の市有林、私有林の造林、間伐などの森

林整備に対する国の補助金は、要望額に対し84パーセントの内示額となりました。

減額分の森林整備については、森林環境譲与税の活用による市単独事業として取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

市民の住宅改修のニーズに応える「名寄市ずっと住まいる応援事業」については、4年間の成果や効果を検証し、要綱に規定する最長4年間の延長のほか、加算項目の見直しや新設など、制度の改正を行いました。また本年度は、経済団体の要望や審議会の意見、事業者アンケートの結果を踏まえ、広く市民の利用に資するよう、上期と下期に分けて申請を受け付けることとしました。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内における本年3月時点の新規高等学校卒業者の就職状況は、学校・安定所の紹介を希望する求職者101人、そのうち管内就職希望者は60人で、就職内定率はともに100パーセントとなっています。

また、同管内における雇用情勢は、求職者に対し求人数が上回る状況が継続しており、本市においても人材確保は喫緊の課題であることから、事業者へ人材の育成・確保に係る支援制度の利用促進に向け、さらなる周知等に努めてまいります。

また、大学・高校などの卒業生の就職支援については、職業体験や企業説明会などを、ハローワークをはじめ関係団体と連携して実施し、新規学卒者の地元定着につなげるための施策を推進してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による行動制限等の措置が解除された昨年3月以降、全国の国内旅行者数やインバウンドは回復傾向にあり、名寄ピヤシリスキー場においても、インバウンドの利用は回復しつつあります。また、ツリーランエリアを開設するなどの新たな取組により、初めてピヤシリスキー場を訪れたスキーヤー・スノーボーダー

のグループも見られるなど、新規顧客も獲得でき、昨年大規模改修した温浴施設は利用者から好評を得ており、それらの相乗効果により、今後のさらなる利用者拡大に努めてまいります。

5月13日から6月4日までの土日の計8日間、JR北海道による観光列車「花たびそうや」号が運行され、市内料理研究家による特製惣菜が好評を得たほか、市民が名寄駅のホームでお出迎え・お見送りをするなど、乗客へのおもてなしを行いました。

5月27日に「なよろアスパラまつり」が10年ぶりに6丁目商店街特設会場で開催され、各店舗との連携や、市民団体による子ども向け企画と一体となり、街なかの賑わい創出に寄与したところです。

引き続き、なよろ観光まちづくり協会、風連まちづくり観光等関係団体と連携し、賑わいの創出・交流人口の拡大を目指すとともに、観光振興計画に基づき、アウトドア観光やスポーツツーリズムの推進など、アフターコロナ・ポストコロナの観光振興に取り組んでまいります。

次に、小中学校教育の充実について申し上げます。

4月7日に智恵文小学校を除く市内小中学校の入学式が行われ、小学校では169人、中学校では175人の児童生徒が入学し、本年度の教育活動が始まりました。

生きる力を育てる教育の推進として、確かな学力を育てる教育の推進については、4月18日に本市の小学校6年生と中学校3年生が令和5年度全国学力・学習状況調査に参加しました。各学校においては、調査終了後、その結果の分析を行い、学習指導の改善策や児童生徒への育成を目指す資質・能力を明確にした授業づくりを講じ、学力向上の取組をさらに進めてまいります。

5月15日には、第1回目の名寄市教育改善プロジェクト委員会を開催し、全体会議及び教育経営、教育研究、教育指導の3つの研究グループ会

議を行いました。それぞれのグループでは、スクールリーダーの育成や、ICTの効果的な活用、不登校対策など学校教育の今日的な課題に適切に対応するため様々な取組を進めてまいります。

また、本年度も、北海道教育委員会の指定事業「学力向上に関する総合実践事業」に取り組み、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組と連動を図り、学力向上に係る授業改善を進めてまいります。

豊かな心を育てる教育の推進については、各学校において、いじめの早期発見・早期対応のため児童生徒が不安や悩みを抱えたときの対処方法の指導の工夫や、家庭、スクールソーシャルワーカー、名寄市児童センターなど関係機関との連携などによりいじめ防止対策の強化に努めてまいります。

学校給食については、安全・安心な食材の選定に細心の注意を払い、栄養量を保ちながら可能な限り、地場産食材を使用し、子どもたちが喜ぶ給食献立の提供に努めてまいります。

信頼される学校づくりの推進については、市内の全学校運営協議会に配置した地域コーディネーターを中心に、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの一層の推進に努めてまいります。

社会の変化や多様な教育ニーズへの対応として、特別支援教育の推進については、4月26日に第1回目の名寄市特別支援連携協議会と名寄市特別支援教育専門家チーム委員会議を開催しました。

名寄市特別支援連携協議会では、個に応じたきめ細かな支援方法に係る研修のあり方などについて、また、名寄市特別支援教育専門家チーム委員会議では、学校と専門家チームにおいて、共有する必要がある児童生徒の情報などのあり方について協議しました。

不登校児童生徒への対応については、各学校では、保護者や関係機関及びスクールソーシャルワーカーと連携を図り、不登校の解消に向けた相談

体制づくりを進めるとともに、不登校児童生徒の様々な状況やニーズに対応できるよう、学校における別室登校などの受入体制の工夫や、不登校児童生徒の学びの継続のため、一人1台端末を活用した遠隔による学習支援など、きめ細かな支援体制の充実に努めてまいります。

部活動改革については、国が示した「段階的な地域部活動への移行」に向け、「NAYOROSスタイル部活動改革推進事業」の取組について保護者に説明し、理解を図っているところです。引き続き、名寄市教育改善プロジェクト委員会と連携し、教職員の負担軽減と生徒の活動機会の確保に向け、地域の競技団体や関係者などと協議を進めてまいります。

安全・安心な教育環境の整備として、名寄中学校整備事業については、教職員や市民の方で組織した名寄中学校校舎等改築検討委員会を立ち上げ、基本設計について検討協議を進めています。

智恵文小中学校整備事業については、智恵文中学校校舎に増築した新棟が4月に完成しました。引き続き、中学校校舎の改修工事、グラウンド整備を含めた外構工事を進めてまいります。

学校給食センターについては、職員休憩室や食材検収室などの増改修工事を5月に着工しています。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

新生・名寄高等学校の入学式が4月10日に行われ、1期生となる129人が新たな一步を踏み出しました。

名寄高校は、本年度より学校運営協議会が設置され、コミュニティ・スクールとなったことから、本市としては、今後、学校運営協議会や北海道教育委員会と十分に連携し、地域一体となって支援体制の構築を図ってまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

令和4年度卒業式を3月17日に行い、保健福祉学部栄養学科39人、看護学科47人、社会福

祉学科48人、社会保育学科51人、合計185人が卒業しました。

卒業生の4月1日現在の就職率は、保健福祉学部栄養学科及び看護学科が100パーセント、社会福祉学科が95.6パーセント、社会保育学科が98.0パーセントとなり、全体で98.3パーセントと高い就職率となりました。

なお、地元定着化促進事業の推進により、10人の学生が本市内にて就業しています。

国家試験の結果については、管理栄養士は33人が合格し、合格率86.8パーセントで新卒の全国平均87.2パーセントを下回ったものの、看護師は受験者47人全員が合格、保健師も受験者15人全員が合格し、それぞれ新卒の全国平均95.5パーセント、96.8パーセントを上回りました。社会福祉士は25人が合格し、合格率は56.8パーセントで新卒の全国平均65.0パーセントを下回りました。また、精神保健福祉士は受験者12人が合格し、合格率は85.7パーセントで、新卒の全国平均78.8パーセントを上回りました。

令和5年度入学式については、4月5日に行われ、栄養学科43人、看護学科52人、社会福祉学科53人、社会保育学科46人の保健福祉学部全体では194人の新入学生を迎えました。

今後も、複雑化・多様化する保健・医療・福祉の現場に対応できる豊かな人間性と専門性を備えた職業人を育て、社会に送り出せるよう取り組んでまいります。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

名寄ピヤシリ大学は新入生1人と大学院生1人を、風連瑞生大学は新入生4人と大学院生4人を迎え、それぞれ4月18日と27日に入学式を行いました。また、智恵文友朋学級は8人の受講生を迎え、4月13日に開講式を行いました。

本年度も、それぞれの地域の特性を生かした学習活動に取り組んでまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

4月23日に「本の修理講座」を開催し、大切な本を長く愛読するための基本的な修理方法について理解を深めました。

また、4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」の企画として、5月13日に「春の絵本まつり」を開催し、絵本の読み聞かせや紙芝居を実演しました。

次に、北国博物館について申し上げます。

平成8年2月の開館以来積み上げてきた来館者数が、4月11日に35万人を達成しました。この間、多くの市民、観光客の皆様の利用に感謝申し上げますとともに、今後も多くの方に足を運んでいただけるよう魅力ある行事やイベントの開催に努めてまいります。

SL排雪列車「キマロキ」については、4月22日にシート撤去作業を行い一般公開を開始し、多くの家族連れや鉄道ファンがその雄姿を見学していました。

4年ぶりに開催したゴールデンウィーク企画「博物館で遊ぼう！」では、9日間で延べ1,689人の入館者があり、多くの家族連れで賑わいました。期間中は、名寄市立大学の学生ボランティア、名寄自動車学校に御協力いただき、木製玩具、リサイクル遊具などの体験や、ポニー、ヤギなどの動物との触れ合いを楽しんでいただきました。

5月から実施している「小さな自然観察クラブ」については、小学校4年生から6年生までを対象とし、20人の応募がありました。全7回のメニューで、四季を通して自然との触れ合いや体験を提供する取組を行ってまいります。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

4月28日から5月7日まで「ピリカウィーク」として、北海道大学のピリカ望遠鏡を使用して観望会を行いました。観望会には212人が参加し、多くの天体を見ていただくことができました。

5月13日には「春眠プラ寝たリウム」を開催しました。25人の参加があり、参加者は、星空とBGMを主体とした投影内容でゆったりリラックスした時間を過ごしていました。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

本年度も市内2つの幼稚園の家庭教育学級の活動を支援するとともに、家庭教育支援講座を開催するなど、親子の触れ合いや保護者の交流を通じ、保護者が家庭教育を学ぶ機会づくりに取り組んでまいります。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備において、なよろ健康の森クロスカントリーコースでは、開設以来、多くの大会が開催され、冬季スポーツの交流拠点となっていますが、競技の安全性に支障があることから、中期的な整備計画を策定しました。

今後は、全体のバランスを考慮しながら、効率的な施設整備を進めるとともに、安全なスポーツ施設を市民に提供できるよう努めてまいります。

また、全日本スキー連盟公認大会の競技規則が厳格化されたことから、クロスカントリースキーの競技成績を計時する装置やリザルトシステムを増設し、さらには、寄附を活用した管理棟放送設備の更新により、競技環境の整備を行いました。

スポーツ振興事業では、国の補助金を活用したスポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業が終了し、将来を見据えたスポーツによる地域振興につながる事業に取り組んできたところです。

本事業では、一般財団法人名寄市体育協会、風連町スポーツ協会、Nスポーツコミッションの役員、及び有識者で構成された検討会議を設置し、3団体が統合した新組織の経営計画の策定や、スポーツツーリズム等による収益事業等の検証を行いました。

検討会議は、昨年7月から今年2月まで計7回の協議を経て、3団体が統合した場合の新たな組

織体制や、事業、予算等の協議が行われるとともに、スポーツ環境の変化に対応した新たなサービスについても検討が行われ、最終的な結論としては、令和5年度中に統合した新組織を設立することで意見がまとめられました。

今後は、検討会議の決定を踏まえて、名寄市体育協会、風連町スポーツ協会、Nスポーツコミッション、それぞれの団体において、組織統合の可否が判断されますが、判断が整った段階で、新組織の設立に向けた本格的な準備を進めてまいります。

また、株式会社三菱UFJ銀行が、地域課題解決プロジェクト事業に対し企業版ふるさと納税による寄附を行う「MUFJ北海道推しごとオーディション」において、本市の「北海道ジュニアスポーツエコシステム形成事業」が寄附対象に選考され、同行から1億1,172万6,000円の寄附をいただきました。

今後は、Nスポーツコミッションが主体となり、地域内で一貫した長期的なジュニア育成体制の構築を目指します。

次に、放課後子ども教室について申し上げます。

名寄市放課後子ども教室は、5月に名寄地区と風連地区において、小学生を対象に開講しました。

現在、2教室合わせて24人の児童が、自ら学び、考える力を身に付けるため、各教室で自学自習やテーマ学習に取り組んでいます。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

児童生徒や保護者などからの悩みや相談について、学校や関係機関と連携し、相談体制の一層の充実に努めてまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

市内で鑑賞することができない文化芸術に接する機会を提供する文化芸術鑑賞バスツアーを、5月17日に行いました。はじめてとなる映画鑑賞ツアーには9人の市民が参加し、シネプレックス旭川において、その日上映されていた映画を鑑賞

しました。

6月3日から4日には、市民文化センターEN-RAYホールで、なよろ舞台芸術劇場実行委員会との共催事業として、市内のアマチュア劇団「スワンク企画」の定期公演が行われました。

引き続き、質の高い優れた文化芸術鑑賞の機会を提供できるよう、事業の充実に努めてまいります。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告といたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第1号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定をする新型インフルエンザ等感染症とされた新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和5年5月8日以降は5類感染症に移行されることに伴い、職員が同感染症の防疫作業等に従事した場合に支給される特殊勤務手当が人事院規則の改正により廃止をされたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第2号

財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄ピヤシリスキー場にスマートゲートを導入し、自動改札、自動発券、ウェブ販売システムサービスを利用者へ提供し、利用者の利便性向上を図るとともに、利用者データ分析による満足度向上とスマートゲート導入スキー場との広域連携サービスの展開による利用促進につなげ、利用者の増加を図るものでございます。本年5月16日に2者により指名競争入札を執行した結果、Axess Japan株式会社が1,895万4,875円で落札をし、これに消費税及び地方消費税189万5,487円を加え2,085万362円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第3号

財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成9年に取得をした除雪トラックが老朽化をしていることから、新規購入し、除雪車量の増強を図ろうとするものでございます。本年5月16日に3者により指名競争入札を執行した結果、北海道川崎建機株式会社名寄支店が4,384万7,000円で落札をし、これに消費税及び地方消費税438万4,700円を加え4,823万1,700円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第4号  
財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 財産の取得  
について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市立大学で使用している仮想サーバーが令和5年度をもって導入から6年目を迎え、仮想ソフトウェアの脆弱性に伴うセキュリティーの面からもリスクが上がってきていることから、更新を行うものでございます。本年4月27日に物品等審議委員会の審議を経て、5月10日に見積り合わせを実施をし、2,826万円東日本電信電話株式会社北海道事業部に決定をし、これに消費税及び地方消費税282万6,000円を加え3,108万6,000円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 議案第5号  
専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和4年度名寄市一般会計補正予算に係る専決処分であり、歳入歳出それぞれ2億8,808万3,000円を減額をし、予算総額を244億4,561万2,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして名寄市企業版ふるさと納税基金積立金1億1,322万6,000円の追加は、いただきました寄附金を後年度の事業に活用するため積み立てたものでございます。

7款商工費におきまして中小企業運転等融資事業費1億1,990万円の減額は、各預託金の不用額を見込み、減額をしたものでございます。

このほか、各款において見込まれる事業の不用額を減額したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款市税8,959万6,000円の追加は、徴収状況を勘案し予算を追加したものでございます。

12款地方交付税4億5,269万9,000円の追加は、特別交付税の交付額の確定に伴い追加をしたものでございます。

次に、第2表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない出産・子育て応援事業を繰り越したものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、町内会活動支援事業ほか計32事業について限度額を変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第9 議案第6号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、保険事業勘定において国民健康保険税収入等が予算額を

下回る見込みとなったことから、歳入予算の調整を行ったものであり、予算総額の変更はございません。

補正の内容について申し上げます。1款国民健康保険税におきまして1,356万4,000円、7款諸収入におきまして243万6,000円の減額は、後期高齢者医療への移行による被保険者の減少などにより想定を上回る保険税収入等の減少が見込まれたことから減額をしたものであり、5款繰入金において一般会計繰入金1,600万円を追加をし、収支の調整を図っております。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は承認することに決定いたしました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 専決処分し

た事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算に係る専決処分でございます。歳入歳出それぞれ1,115万6,000円を減額し、予算総額を18億2,789万8,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款教育費におきまして基金積立金94万5,000円の追加は、いただきました寄附金を後年度の事業に活用するため、寄附者の意向に沿って基金へ積み立てたものでございます。

このほか1款教育費におきまして見込まれる各事業の不用額を減額したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。5款寄附金におきましていただきました寄附金を計上するとともに、6款繰入金におきまして各事業費の確定に伴い一般会計繰入金、基金繰入金を減額をし、収支の調整を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は承認することに決定いた

しました。

○議長（山田典幸議員） 日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和4年度名寄市病院事業会計補正予算に係る専決処分でありまして、昨今の新型コロナウイルス感染症に関する動向の変化により受入れ患者数について想定を超える増加があったことで当該感染症への対応を踏まえた予算について不足が生じることになったことなどにより必要な調整を行ったものでございます。

補正の主な内容について収益的収入及び収益的支出から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして患者数の増加に伴う入院収益の増などで2億6,077万4,000円を追加、医業外収益におきまして新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業補助金等の増により4億7,947万8,000円を追加をし、病院事業収益の総額を110億507万1,000円にしたものでございます。

2款病院事業費用では、医業費用におきまして業務量の増加に伴い材料費で2億4,097万5,000円を追加し、経費で2,615万6,000円を追加し、病院事業費用の総額を107億9,590万6,000円にしたものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では事業の確定に伴う調整を行い、2億7,469万2,000円を減額をし、総額を6億4,725万6,000円に、また4款資本的支出では5,090万1,000円を減額をし、総額を10億9,648万6,000円にしたものでございます。なお、資本的収

支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（山田典幸議員）** これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（山田典幸議員）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（山田典幸議員）** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（山田典幸議員）** 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

---

**○議長（山田典幸議員）** 日程第12 議案第9号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

**○市長（加藤剛士君）** 議案第9号 令和5年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ4億1,883万2,000円を追加し、予算総額を242億165万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして電力・ガス・食料品等価格高

騰重点支援給付金給付事業費1億5,460万円の追加は、電気料金等の高騰の影響を強く受ける低所得世帯に対し給付金を支給しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費3,514万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費2,089万9,000円の追加は、ワクチン接種に際し従事をする医師、看護師等の派遣委託料、事務費等の必要な経費を追加しようとするものでございます。

8款土木費におきまして道路新設改良費8,500万円の追加は、道路の損傷が激しく、交通量も多い南2丁目通において市単独事業にて改良舗装工事を実施し、安全、安心な道路空間の整備に努めようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加に伴う特定財源を計上したほか、収支の調整を財政調整基金繰入金、公共施設整備基金繰入金で実施をしようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。細部につきましては総務部長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（山田典幸議員）** 追加説明を渡辺総務部長。

**○総務部長（渡辺博史君）** それでは、一般会計の補正予算につきまして、市長より申し上げた分の重複を避けて追加説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。議案第9号の8から9ページをお開きください。2款総務費、1項3目情報化推進費1,120万円の追加は、地方公共団体が民間企業等の職員を受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら地域活性化を図る事業に取り組む地域活性化起業人制度を活用するべく必要な経費を追加しようとするものであり、財源につきましては同額を地方交付税に計上しております。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費における社会福祉一般行政経費1,936万3,000円の追加は、令和3年度、令和4年度における住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費が確定したことに伴う国への返還金を追加しようとするものであります。

10から11ページをお開きください。3款民生費、3項1目生活保護費796万6,000円の追加は、本年10月より生活保護基準が見直しされるため、生活保護扶助費及びシステム改修に係る委託料を追加しようとするものであります。

12から13ページをお開きください。6款農林業費、1項2目農業振興費における防衛施設周辺整備事業費3,546万7,000円の追加は、農業機械整備に係る補助金を追加しようとするものであり、財源につきましては同額を国庫補助金に計上しております。

6款1項5目畜産業費における酪農生産基盤強化支援事業費792万5,000円の追加は、配合飼料等の高騰により経営に著しい影響を受けている酪農事業者に対し支援金を給付しようとするものであります。

14から15ページをお開きください。10款教育費、8項2目給食センター費における給食センター運営事業費、学校給食食材費高騰対策補助金800万円の追加は、食材費高騰による学校給食への影響を軽減するため、学校給食会に対し補助しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4から5ページにお戻りください。12款1項1目地方交付税1,120万円の追加は、地域活性化起業人制度の活用にあつては特別交付税を追加しようとするものであります。

16款2項1目総務費補助金における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,052万5,000円の追加は、さきに御説明した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業、酪農生産基盤強化支援事業、学校給食

食材費高騰対策補助金の財源として活用すべく計上したものであります。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 2点ほどお伺いをしたいと思います。

まず、1点目なのですが、議案9号の9ページに入ります。空家等対策事業費に関わってであります。危険な家屋ということで補助対象になったのだというふうに思いますが、今回50万円の補助というふうになっています。この補助の全額に対する割合はどの程度になっているのか、またこれは1件のみなのかということをお確かめさせていただきたいと思っております。

それから、もう一点なのですが、議案9号の14ページの中で教育費の中の先ほど御説明があつた学校給食費食材等の支援に関わってであります。今回は食材が高騰しているということで支援をとということなのですが、まだまだ物価高騰が続いている中でありまして、そんな中で今後どのようにされようとしているのか確認をしたいと思っておりますし、また食材とは関係はありませんけれども、電気代が非常に高くなりました。いろんな部分で影響も出てくるのかなというふうに思っているのですが、その点についてのお考えをお聞かせさせていただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 危険家屋等除却補助金の関係について御質問いただきました。50万円につきましては、補助の上限ということで50万円でございますけれども、今回の危険家屋の解体にあつては概算ですけれども、約20%から25%程度ぐらいの率になろうかと思っておりますけれども、その値ぐらいの補助になろうかというふうに考えております。

対象につきましては1件、1棟ということでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 川村議員のほうから今回の給食センターに関する学校給食費食材高騰対策補助金について御質問いただいたかというふうに思っています。先ほどの総務部長からの説明のとおり、今回につきましては食材費の高騰による学校給食への影響を軽減するために学校給食会に対し補助しようとしていただきたいたいというふうに思っているところでございます。今後どのようにしていくかということでございますけれども、今年度この補助金を活用させていただきながら食材費の高騰分に係るそれぞれの家庭への負担といえましょうか、それは学校給食会を通じて支援させていただきたいというふうに考えているところでございますが、一方で学校給食会におきましても今これだけの物価高騰、食材費高騰によってかなり厳しい状況になっていることから、先般の学校給食会におきましてはやはり給食費の値上げ、改定について少し検討はしていかなければならないということで、今年度そういった検討も進ませていただきたいたいということで、今議論をこれから開始させていただきたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、電気代という御質問だったのですが、給食センターの電気代も値上がりしているかということの趣旨でよろしいということですね。どの施設におきましても恐らく電気代のほうもかなり高騰していて、それぞれ当初の予算の中で電気代のほうを積算し、組まさせていただいていると思っておりますけれども、やはりこれから給食センターにおきましても電気がなければなかなか調理もできませんので、そういったところにおきましてはその都度、その都度しかるべき措置というところを、対応を考えさせていただければというふうに思っていますので、御理解のほうよろ

しくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 空き家対策の補助の関係なのですが、今回は1棟のみと、1件というか、ただだったということなのですが、議会の中でも再三質問が出るように、市内ではたくさん危険な家屋があるわけですけれども、今後こういった中で、50万円が補助の上限というふうなお話もありましたけれども、今後そういった危険家屋の対応についてどのようにお考えなのか。年次ごとに何戸ずつ見ていくというふうなこともあるのかもしれませんけれども、どのようにお考えなのか改めてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、給食費の関係です。本当に食材の高騰、これは家庭で食事を作っている人たちにとっても大変な負担になっているのですけれども、その上にまた給食費の負担も増えるというふうなことになる、また子育て中の皆さん方の不安の声も広がってくるのかなというふうに思っています。今給食会の中でも値上げの検討もというようなお話がされていましたが、私も何回も言わせていただいておりますけれども、給食費、給食というのは義務教育の中でやはり無償というふうに言われている中の教育の一環であるというふうに思っていますので、負担を大きくしない対応をぜひお願いしたいと思います。その点についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 前段の空き家の関係でありますけれども、議員御指摘のとおりかなり市内の空き家、特に今回は特定空家というようなことも含めて増えてきているというのは事実でありますし、我々市役所、市としても専任の人員の配置ということも考えて、組織体制の強化をまず図ってきているところですが、これもかなり国のほうでも関心のある事項だと思っております、例えば固定資産税の改定なども今回頭出しが出てきているようでありますから、国の動向と併せてど

ういった対応が一番よろしいのか、これ民法上の問題とは、様々な法律的な側面もありますので、専門的な知識も必要になりますが、いずれにせよ対応は早急にしなければならないと思っておりますので、少し状況の、現況の把握をまずしっかりしながら、場合によっては計画立ててでもやらなければならない問題だというふうに認識しております。

それから、給食費の関係ですけれども、後ほど教育部長からもあると思っておりますけれども、前段の給食センターの電気料につきましては公的な施設、学校ですとか給食センター、この市役所庁舎もそうなのですけれども、一定程度は交付税の中で見ていくというような方針が示されております。ただ、算定そのものが7月になりますので、どのような分析になるのかまだちょっとこれからなのですが、やはり全体的には非常に高止まりしている物価の中でどのような施策を打っていくかというのは我々行政側の内部もそうですし、それから議員御指摘のとおり給食も含めてというのが必要なのかというのはまた考えなければならない問題だと思っております。今回は地方創生交付金を使いながら給食費の値上げ分を抑えていくということもありますので、それから子供、子育てのほうのいろんな施策も恐らくこれから出てくると思います。ここアンテナを高くしながら情報をいち早くつかんで、名寄市に一番いいのはどうということなのか、学校給食会ということもありますので、そこについては十分研究しなければならないなと思っております。

教育部長のほうから補足あれば。

（何事か呼ぶ者あり）

○副市長（橋本正道君） ないということです。前段この補正上げるに当たって教育部のほうとも我々十分意見をやり取りはしておりますので、こういう形で進ませていただければと思います。よろしく願います。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第13 議案第10号 令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、サービス事業勘定・名寄において歳入歳出それぞれ542万3,000円を減額をし、予算総額を3億6,431万1,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。2款事業費におきまして友遊館事業費542万3,000円の減額は、補助金を活用しての更新を予定をしていた送迎用自動車について補助が不採択となったことから、備荒資金組合の車両譲渡事業を活用しての更新に切り替えようとするものでございまして、財源につきましては一般会計繰入金にて調整をしております。

次に、第2表、債務負担行為補正につきましては、友遊館送迎用自動車購入費1件を追加しよう

とするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第14 議案第11号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ2,222万8,000円を追加し、予算総額を18億667万円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款教育費におきまして大学一般行政経費992万5,000円の追加は、大学院構想推進体制の強化に係る経費を追加しようとするものでございます。また、大学教育振興事業費1,061万9,000円及び実習等事業費168万4,000円の追加

は、欠員となっていた看護学科教員及び栄養学科実習補助員の採用の目途がついたことから、必要な経費を追加をしようとするものであり、財源については一般会計繰入金を追加をし、収支の調整を図っております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 1点確認をさせていただきたいと思っております。

今回の大学費の中で一般行政経費、教育振興事業費、実習等事業費の会計年度任用職員報酬が上がっています。これ全て会計年度任用職員報酬になっているのですが、これ何人になっているのか、それからあと正規の職員が不足しているのかどうかということもちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますが、全てが会計年度任用ということになっていきますので、正規職員が足りなくてこういうふうになっていくのか、補正足しているのか、ここの確認をさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） まず、大学一般行政経費に関わる会計年度職員の部分につきましては、今大学院の構想の検討進めておりまして、今検討を進めていく中で様々な部分についてさらにいろんな調査とかいろんな部分が、事務的な作業が増えてきているというのが現状であります。今回具体的に進めるに当たりまして、大学院の構想につきましては様々な専門的知見を有する方のほうがスムーズに検討が進むということも含めて検討させていただきまして、今まではそれぞれの事務作業については事務局職員でそれぞれ分担して行わせていただきましたけれども、それぞれの検討を進めていくに当たりまして負担が増えてきているということもあります。今回会計年度任用職員ということなのですけれども、専門的

知見を有する方ということで、長年大学の事務局のほうで勤めていた方で、今まで大学院の構想等の作業も行ってた方を、OBなのですけども、その方を会計年度職員ということで今回2人採用させていただいたところであります。

大学教育振興事業費の部分につきましては、こちらのほうは、まず大学教育振興事業費の部分については看護学科の教員が本年3月に定年するというので募集していたのですけれども、残念ながら採用に至らなかったということで、基本的には定年の方については一度定年したということで、次に本学について特任教授という仕組みがありまして、特任教授として採用するに当たりまして会計上の支出の部分が会計年度任用職員報酬という、うちの通常の教員であれば給料、職員手当ということなのですけども、特任教授の部分につきましては会計年度の任用職員の部分の報酬という支払い区分にさせていただくということで、今回大学教育振興事業費の会計年度任用職員報酬ということで1名ということなんです。

実習等の部分についても栄養学科の実習に関わる助教の教員の募集をしていたのですけれども、こちらの部分についても採用に至らなかったということで、今回実習の部分について教員が不足しているということで、1年間実習補助員ということで会計年度任用職員の職員ということで1名採用させていただいて、栄養学科の実習をスムーズに行うということで1名採用させていただいたところであります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 今働き方のことがいろいろ大きく取り上げられている中で、例えばちょっと話が飛んで申し訳ないのですけれども、図書館の司書の方々も会計年度任用職員というふうな扱いになっているというようなこともお聞きしています。ですから、やっぱり言ってみれば非正規というふうに言われる立場で働いていただい

るといふことだといふふうに私は押さえています。先ほどの大学院の設置に向けて専門的な知見が必要だといったところは理解をしながらも、きちっとしたといふか、正規の職員で働いてもらうことが私は必要ではないかなといふふうに思っているところでありますので、その部分についてもぜひ今後検討していただいて、やっぱり働いている皆さんの保障をしていただくことが重要だといふふうに考えていますので、その点もしあれだったらお考えをお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 大学一般行政経費の部分については、今川村議員がおっしゃった部分がありますけれども、そちらの大学教育振興事業費とか実習等の部分については、先ほども申し上げましたように、教員の募集をきちっとしているのですけれども、なかなか採用に至らなかったということなのですけども、そちらの部分については再度きちっと、今年度もまた教員の募集は行っていくということで考えておりますので、こちらの部分については正規の教員が確保できるように努めていきたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決され

ました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第15 報告第1号 令和4年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 令和4年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

一般会計予算繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、令和4年度に完了しない議会運営事業費のほか計4事業を翌年度に繰越しをするためのものでありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第16 報告第2号 令和4年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 令和4年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について申し上げます。

持続的畑作生産体系確立緊急対策事業費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により農業機械の輸入が困難な状況となり、年度内の事業完了が不可能となったものでございます。なよろ温泉整備事業費におきましては、半導体不足により必要な部材の供給が滞り、年度内の事業完了が不可能となったものでございます。

一般会計予算事故繰越し繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度に繰越しするためのものでございまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第17 報告第3号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、令和5年2月15日午前8時55分頃、建設水道部所管の公用車が名寄市西4条北7丁目道道美深名寄線の交差点を南へ進行中、一時停止標識がある左方市道から進入してきた相手方車両が当方車両の左後部に衝突をしたものでございます。過失割合は本市が20%であり、有限会社後藤重機建設への損害賠償として3万5,090円を負担をすることで示談が成立をし、和解をしたところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第18 報告第4号 債権放棄の状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号 債権放棄の状況報告について申し上げます。

本件は、名寄市債権管理条例第18条の規定に基づき令和4年度において放棄をした介護保険特別会計保険事業勘定、病院事業及び水道事業に係る債権の放棄について報告をするものでございます。

まず、介護保険特別会計保険事業勘定におきましては債務者の死亡により後見開始等審判請求に要した経費について1件、5万8,310円を放棄したものでございます。

次に、病院事業におきましては患者が破産、死亡等の理由により回収見込みのない入院、外来診療費について15件、70万1,506円を放棄したものでございます。

次に、水道事業におきましては消滅時効等の理由により回収見込みのない水道料金について24件、2万2,200円を放棄したものでございます。

以上、名寄市債権管理条例第19条の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第4号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第19 報告第5号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第5号 公害の現況に関する報告について申し上げます。

令和4年度につきましては、関係機関の御理解と御協力をいただき、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の5項目を中心に、調査、監視等を行ってまいりました。

まず、大気汚染に関しては、炭化センターにおいてダイオキシン調査を年2回実施をしております。排出基準を大きく下回る結果となっております。

次に、水質汚濁に関しましては、名寄川の水質調査を実施をしております。現行の保護に係る数値は全て基準未滿となっております。生活環境に係る数値では、令和4年4月1日より水質検査の分析項目が大腸菌群数から大腸菌数に変更され、1か所で一度大腸菌数が超過をいたしましたので、今後も注視をしております。また、ゴルフ場の農薬使用については、関係をする環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を11月に実施をし、指導指針値以下であることを確認しております。

次に、騒音、振動、悪臭についてですが、公害となる苦情はございませんでした。また、自動車騒音対策として市内10か所で24時間常時監視を実施をいたしました。全ての場所で要請限度未滿の結果となっております。

このほか、地球温暖化対策といたしましては、第4次名寄市地球温暖化防止実行計画においてCO<sub>2</sub>削減目標を令和2年度に対して令和8年度までに4%削減をしております。現在実施をしております公共施設の照明LED化やウォームビズ、クールビズなどの取組などにより公共施設が発する温室効果ガスの抑制に努めてまいります。

以上、公害の現況について申し上げましたが、今後とも公害対策では継続した調査、監視等を行い、市民の健康と生活環境の保全に努めてまいります。

なお、詳細の内容につきましては、先ほどお届

けをいたしております公害の現状と対策を御高覧  
いただきたいと思います。

以上、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定  
に基づき御報告をさせていただきますので、よろ  
しく御審議くださいますようお願いを申し上げま  
す。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入り  
ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。  
報告第5号を終結いたします。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第20 報告第6  
号 株式会社名寄振興公社の経営状況についてを  
議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第6号 株式会社名  
寄振興公社の経営状況について御報告を申し上げ  
ます。

令和4年度第51期の経営状況につきましては、  
6月1日の株主総会で報告を受けたところでござ  
います。公社の第51期の決算内容につきましては  
は、お手元の事業報告書に記載のとおり、営業損  
益では1,785万5,948円の損失、経常損  
益では9万3,065円の損失となりました。これ  
に特別利益を加えた税引き前当期純利益は99  
0万6,935円で、最終的な税引き後当期純利  
益としては743万1,735円の黒字決算とな  
りました。

令和5年度につきましても令和元年11月に策  
定をした経営改善計画の着実な実行を引き続き指  
導してまいります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定  
に基づき御報告をさせていただきます。よろしく  
御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 以上で報告第6号の報  
告を終わります。

報告第6号については、本日の会議終了後に議  
員協議会を開催し、質疑を行います。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第21 諮問第1  
号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題  
といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委  
員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上  
げます。

人権擁護委員法の規定により、本市では8人の  
人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行  
っておりますが、令和5年9月30日付で上口里  
美氏及び長谷川良雄氏が任期満了となります。

本件は、両氏を再度候補者として推薦をいたし  
たく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により  
議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し  
上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適  
任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたし  
ました。

---

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日6月10日から6月2  
2日までの13日間を休会としたいと思いますが、  
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、明日6月10日から6月22日までの  
13日間を休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全

て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

---

散会 午前11時43分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 東 川 孝 義

令和5年第2回名寄市議会定例会会議録  
開議 令和5年6月23日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中嶋孝幸	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 欠席議員（1名）

2番 富岡達彦 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤慈生
書記	石橋恵美
書記	加藤諒
書記	川名桃代

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
教育長	岸小夜子君
総務部長	渡辺博史君
総合政策部長	石橋毅君
市民部長	廣嶋淳一君
健康福祉部長	馬場義人君
経済部長	山田裕治君
建設水道部長	東聡男君
教育部長	木村睦君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸君
市立大局学長	水間剛君
こども・高齢者支援室長	松田慎司君
産業振興室長	田畑次郎君
上下水道室長	佐藤美香君
会計室長	鈴木康寛君
監査委員	岡川進君

○議長（山田典幸議員） 本日の会議に2番、富岡達彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 川村幸栄 議員

13番 遠藤隆男 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の着実な推進に向けて外1件を、東川孝義議員。

○14番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点について順次質問してまいります。

大項目の1番目、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の着実な推進に向けて伺います。小項目の1番目、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の基本となる考え方について。名寄市総合計画（第2次）は、平成29年度から令和8年度までの10年間の計画であり、今年度より後期計画がスタートいたしました。後期計画は、これまでの前期計画2年、中期計画4年の実績を踏まえ、また中期計画実施期間の後半3年間は新型コロナウイルス感染症への対応などにより事業内容も変更せざるを得ない状況下であり、社会経済情勢も大きく変化をしております。一方、厳しい状況下であっても市民ニーズは複雑、多様化しており、その対応も不可欠であり、名寄市総合計画審議委員の皆様には後期計画策定に向けて10回の審議会を重ね、まとめていただいたことに改めて感謝

を申し上げます。後期計画策定に向けて名寄市総合計画（第2次）の基本理念であります人づくり、暮らしづくり、元気づくりの3本の柱は当初計画どおり継続をされておりますが、名寄市総合計画（第2次）仕上げの4年間である後期計画推進に向けて改めて基本となる考え方について伺います。

次に、小項目の2番目、重点プロジェクト事業の連携と効果の考え方について伺います。後期計画では、今までの経済元気化プロジェクト、安心子育てプロジェクト、冬季スポーツ拠点化プロジェクトに加えて、生涯活躍プロジェクトが追加されました。そこで、中期計画における重点プロジェクト事業の成果指標をどのように評価をされて後期計画の指標目標を設定をされたのか、また今回追加されました生涯活躍プロジェクトの目的と基本目標との施策連携をどのように図っていくのかお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、SDGs、持続可能な開発目標を設定した考え方について伺います。持続可能な開発目標、SDGsは2015年9月25日、国連サミット総会で採択され、持続可能な開発のための17の国際目標であり、その下に169の達成基準と232の指標が定められております。SDGsとは世界中にある環境問題、差別、貧困、人権問題といった課題を世界のみんなで2030年までに解決していこうという目標であり、あらゆる自治体でも取組が進められております。後期計画において、SDGsの17のゴールに向けてそれぞれの施策にアイコンが設定をされております。今までの取組経過において既に実施されている項目もあると思いますが、今回改めてSDGsを設定された考え方についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、名寄市公共施設等再配置計画について伺います。小項目の1番目、名寄市の目指すべきまちづくりの将来像について伺います。名寄市公共施設等再配置計画は、昨年3月に提案されました。この提案に向けて施設の更新、

統廃合、長寿命化などの対策に向けては公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定、実施を受けて、公共施設等再配置検討委員会において議論がなされ、提案された内容であると理解しております。公共施設の基本的な考え方として、施設量の適正化を実現するため、総量縮減に向けた目標として平成28年度から20年間で公共施設の総延べ床面積を13%削減するとされております。公共施設の再配置に向けては人口推移が大きく影響すると思いますが、平成27年度に策定されたまち・ひと・しごと創生人口ビジョンから2020年度の国勢調査における人口推移をどのように受け止め、名寄市の目指すべきまちづくりの将来像をどのように描いた施策を推進されていくのかお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、優先される対象施設の現況と課題について。名寄市が保有する公共施設は、令和2年度見込みで662件、32万3,784.33平米であります。延べ床面積で見ると、学校教育施設が30%と最も多く、次いで公営住宅が20%、病院、医療施設が11%との報告を受けております。公共施設は多くの市民の方々が日々利用される施設であり、現状の総合劣化度、いわゆる評価点数をどのように受け止め、建て替えが急がれる公共施設について、現状で優先される対象施設の対応と課題についての考え方をお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、立地適正化計画との関連性についてであります。名寄市立地適正化計画は、名寄市都市計画マスタープランと同じくおおむね20年後を見据え、2020年度から2039年度とされております。立地適正化計画においては、まちづくりの戦略に沿って老朽化して建て替えが急がれる公共施設について適正な位置に再配置する方針の下に進められているものと認識しております。現在進められております都市計画マスタープラン計画における都市機能誘導区域への誘導施策において公共施設の再配置計画は大き

な関連性があると思いますが、現状の考え方についてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おはようございます。東川議員から大項目で2点にわたり御質問いただきました。一括して私からお答えさせていただきます。

初めに、大項目1、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の着実な推進に向けて、小項目1、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の基本となる考え方について申し上げます。名寄市総合計画（第2次）後期基本計画は、市民アンケート調査によるニーズや満足度の把握、各分野の皆様との意見懇談会での意見を基に素案を作成し、名寄市総合計画審議会での審議、パブリックコメントを経て市議会において議決いただき、令和4年度末に策定しました。本計画は、基本構想に掲げる基本理念の下、将来像の実現に向けて前期、中期の計画を踏襲しつつ、この間の新型コロナウイルス感染症、デジタルトランスフォーメーション、ゼロカーボンの推進など社会情勢の変化に対応した具体的な施策を定め、主要施策ごとに成果指標、KPIを設定し、施策間連携により推進する重点プロジェクトはこれまでの経済元気化プロジェクト、安心子育てプロジェクト、冬季スポーツ拠点化プロジェクトに生涯活躍プロジェクトを新たに加えました。総合計画（第2次）の最終となる後期計画においては、基本構想で描かれたまちづくりの方針に沿って、各種事業を推進し、PDCAを回しながら成果指標、KPIの達成に向けて取り組むことにより基本構想の実現につなげてまいります。

次に、小項目2、重点プロジェクト事業の連携と効果の考え方について申し上げます。名寄市総合計画（第2次）後期基本計画における重点プロジェクトは、3つの基本理念や名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を重視し、施策

間連携を図ることにより一層効果を発揮する取組として、前期、中期計画に引き続き経済元気化プロジェクト、安心子育てプロジェクト、冬季スポーツ拠点化プロジェクトを戦略的な取組として選定しました。さらに、少子高齢化、特に生産年齢人口の減少が進む中、年齢や国籍、性別、障がいのある、なしにかかわらず地域の担い手として参画し、それぞれのライフスタイルに応じた役割や生きがいを持つとともに、生涯健康で活躍できる環境づくりに取り組むため生涯活躍プロジェクトを重点プロジェクトに加えしました。中期計画における成果指標の検証について取りまとめを進めてまいりますが、新型コロナウイルス感染症による事業への影響はあったものと考えています。第2次計画期間の10年間で継続した取組、評価が必要であるため、前期、中期の計画を踏襲しつつ成果指標を設定しております。施策間連携につきましては、計画内の重点プロジェクトと基本構想及び基本計画との関係において各基本目標との関わりを表で示しております。特に関わりが強い箇所を星印で表記しており、生涯活躍プロジェクトは4つの重点プロジェクトの中でも一番多く星印が表記されております。行政評価調書においても総合計画や重点プロジェクトに登載されているか記入する箇所があり、職員自身も意識をしながら取り組める仕組みとなっております。総合計画審議会による外部評価等の協力をいただきながら、それぞれがよりよい事業に成長するよう取り組んでまいります。

次に、小項目3、SDGs、持続可能な開発目標を設定した考え方について申し上げます。2015年国連サミットにおいて全会一致で採択された持続可能な開発目標は、国際社会全体の目標として2030年を期限とする包括的な17の目標を設定し、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、広範な課題に全世界で統合的に取り組むこととされております。国内ではまさに社会全体で取組を進めており、基礎自治体としても認識を共有

し、よりよい地域、持続可能な社会実現のため取り組むものと考えております。名寄市総合計画（第2次）後期基本計画において、踏まえるべき現下の情勢で持続可能なまちづくりへの対応（SDGsの実践）を示しており、SDGsの理念、目標などと照らし合わせて、全ての主要施策に位置づけることでSDGsの達成を推進することとしています。本市では、これまで国の地方創生SDGs官民連携プラットフォームや北海道SDGs推進ネットワークに加盟し、情報収集を中心に取り組んでまいりましたが、先人から受け継いだ多種多様な地域資源を生かし、SDGsの達成に向けた取組を推進するため、それぞれの主要施策とSDGsの関係の見える化を図るため、後期基本計画から導入をさせていただきました。

次に、大項目2、名寄市公共施設等再配置計画について、小項目1、名寄市の目指すべきまちづくりの将来像について申し上げます。本市の人口は直近10年平均で年間200人を超える社会減と100人を超える自然減により300人を大きく超える人口減少となっており、2015年に策定した名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの推計人口2万8,156人と2020年の国勢調査人口2万7,282人に大きな乖離があることから、道内自治体では人口ビジョンの改定はごく少数でありましたが、今年度人口ビジョンの時点修正、改訂を実施しました。今後のまちづくりを推進する上で人口減少は重要な課題であり、公共施設の配置や機能、規模を検討する上でも大きな要素となるため、名寄市公共施設等再配置計画では令和33年までの30年間の計画を大きく3つの期間に区切り、人口減少や急激な社会情勢の変化に対応できるよう柔軟な見直しを図ることとしています。公共施設を戦略的に配置するに当たり、中心市街地の活性化や住民生活の質の向上などを目指し、人が集まるまちの重心、コアを設定し、商業施設や住宅などコンパクトで一体感のある中心市街地形成に向けウオーカブルシティー

の視点も取り入れながら市民の皆さんが集う空間づくりを目指して進めてまいります。

次に、小項目2、優先される対象施設の現状と課題について申し上げます。名寄市公共施設個別施設計画は、平成28年3月に策定した名寄市公共施設等総合管理計画及び施設の状況を踏まえ、施設の計画的な改修やメンテナンスコストに配慮した施設の長寿命化を目的として令和3年3月に策定しました。当該個別施設計画では、それぞれの施設において目視調査などを実施し、各施設の劣化状況や修繕必要箇所の把握をするとともに、施設の安全性、機能性、経済性、社会性、劣化状況の5つの観点から、総合的な優先順位を検討し、計画期間である令和17年度までの維持補修、建て替え、除却の施設方針を設定いたしました。老朽化が著しく、今後の施設方針として建て替えと示された名寄市児童センター及び市立名寄図書館については、令和3年度に策定した名寄市公共施設等再配置計画において令和4年度から8年度までのフェーズ1で実現に向けた具体的な配置や、実施計画を検討することとしています。フェーズ1においては、児童センター、図書館に加え、コンパクトなまちづくりを推進し、中心市街地の再生や暮らしやすい居住空間を実現するためのまちづくり施策や少子高齢化の課題に対応し、将来の地域づくりの担い手や関係人口を呼び込むための移住施策に関するものとして、学生寮、ワーケーション、生活支援ハウスを対象施設としています。各対象施設について検討しているところですが、昨年度開催しました市民ワークショップでは複合的な機能を持つ図書館を町なかへ設置することが望ましいと提言をいただきました。これまでいただいている他の提言も参考に検討を進めていますが、中心市街地には一定面積の市有地が少なく、民有地の活用も視野に入れた候補地の選定となり、老朽化が著しい建物もあることから、それらの対応についても併せて検討が必要であります。今後対象施設の機能、規模などの検討とともに財源の

確保や財政状況も鑑み、事業を推進してまいります。

次に、小項目3、立地適正化計画との関連性についてお答えいたします。名寄市立地適正化計画は、名寄市都市計画マスタープランの一部に位置づけられ、持続可能で利便性の高い都市構造の実現に向け、コンパクトなまちづくりへの転換を目的に都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めました。同計画では、都市機能誘導区域に立地すべき誘導施設を定め、行政施設においても可能な限り名寄地域の中心生活交流拠点及びその周辺に戦略的に配置することとしております。名寄市立地適正化計画や名寄市公共施設個別施設計画など、関係する計画をより具体的に推進するため、令和3年度に名寄市公共施設等再配置計画を策定しました。現在老朽化や劣化により安全性や機能に支障があり、建て替えが必要な施設や中心市街地の再生、暮らしやすい居住空間の実現、移住定住施策に関する5施設について令和4年度から8年度までのフェーズ1で検討を進めることとしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） それぞれの項目について答弁をいただきました。確認も含めて改めて再質問させていただきたいというふうに思います。

1点目の名寄市総合計画（第2次）後期計画の着実な推進に向けてということで、後期計画の基本的な考え方、今御答弁をいただきました。今回の策定に向けてということで市民アンケート、いろんな団体で出された御意見、あるいはアウトリーチ等での内容も踏まえてというふうなことで御答弁だったというふうに思います。また、成果指標、KPIの設定等についてのお話もありました。壇上でもお話をさせていただいたのですけれども、今回の後期計画、総合計画の中期計画、いわゆる前期計画においてはこの計画の実現には市民と行政との協働はもちろん、圏域や交流自治体、

民間団体を含めた連携により絆を深めるとともに、先ほど答弁にもありました先人により培われた歴史、文化などの財産を尊重し、地域の特色を生かした利雪・親雪の理念やコンパクトシティ化を進めるというふうにされております。今期の後期計画にも、前段の市長の文章にはないのですが、大切にしたいまちづくりの基本となる考え方、ここの中に前期計画より踏襲をされております利雪・親雪についての考え方が示されております。ただ、この項目には表示はされているのですが、実際では各施策の中でどのように運営を図っていくかとされているのかこの中ではまだ読み取れない部分がありますので、改めてその内容についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 利雪・親雪の考え方についてですが、議員おっしゃったとおり、この大切にしたいまちづくりの基本となる考え方、これは基本構想の中の文面ですが、この基本構想の中に、その中に最初に冬に強く、雪や寒さを生かした利雪・親雪のまちづくりに向けた考え方ということで、総合計画の10年間の思いを集めた基本構想の中で位置づけさせていただいております。この推進の考え方なのですが、名寄市には全国的には本当に非常に珍しいというか、条例を御存じのとおり持っておりまして、名寄の冬を楽しく暮らす条例というものを持っております。この中で設置がうたわれている名寄市利雪親雪推進市民委員会、こちらが条例で書かれておりまして、その委員会を我々は設置して、毎年その場でどのような施策を打っていかばいいのかということ議論していただいております。これは毎年ちょっと継続した取組になっておりますけれども、その中で冬カレンダーを作成していただいたりとか、あとはホワイトマスターの推薦、推奨をその委員会で推奨していただくとか、あとは補助金の選定作業もしていただくということも一つ、1月とか、12月、1月、2月ぐ

らいにかけて毎年講習会的なものを実施してまいりました。ただ、本当にそれが利雪・親雪の推進をする上でどの程度効果を発揮するのかということをも市民委員会の中で議論していただいた結果、昨年、コロナ禍ではあったのですが、講習会という形ではなくて、初めてイベントという形をチャレンジさせていただきました。これは行政が主導してということではなくて、その委員会の中で出されて、具現化したイベントなのですが、これがコロナ禍ということもあって、大学生を中心にたき火イベントというものを実施しました。私記憶しているのですが、30度近く冷え込むその日の夜に雪あかり館の前でたき火をして、そこでジンギスカンを食べるといったようなイベントをしました。今年度は、これから会議体開かれるのですが、さらに状況も見ながら多くの市民が参加できるようなイベントを大きくしながら展開して、市民周知を図っていきたいということも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 基本的な考え方、あるいは昨年実施をしたと。コロナ禍ではあったけれども、実施をされたという内容については理解をさせていただきます。今答弁にもあったように、名寄の冬を楽しく暮らす条例ということで平成18年に制定がされて、計画の中でもまちづくりに向けた考え方というふうなことでの今御説明、御答弁だったかというふうに思います。この本文の中にも書かれているように、この暮らす条例の部分盛り込まれております。それで、やっぱりどうも利雪・親雪という、せっかくこの条例があるのですが、それぞれ名寄の冬を楽しく暮らす条例、これがどうも各項目の中にどういうふうに取り込まれて、要するにこの条例というのは市の責務、あるいは市民の役割というふうに明確に条例の中にうたわれているのですが、なかなかどうもその部分が見えてこないなというふう

思います。市の責務が今7項目設定をされております。それぞれ細かい内容は省略しますが、どうもこれをどのように、名寄の冬を楽しく、利雪・親雪の条例と絡め合わせて、恐らく組み込まれているのだと思うのですけれども、具体性が見えてこない。あるいは、市民の立場に立ったときも本当にこの名寄の冬を楽しく暮らす条例とこういうふうなつながりがあるのですよというふうな意味合いがちょっと私の中では感じ取れない。改めてここの部分お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） この条例に込められた思いというものが市民の共感を得ていないのではないかと御指摘かなというふうに受け止めました。そういった御指摘に対して我々も受け止めさせていただいて、改めてまた広報なり市民の皆さんにこういった特別な条例を持っている自治体であるという周知と併せて、やはり分かりやすいという形ではイベントという形で多くの市民の皆さんが注目してくれるような取組で、やっている意味をしっかりと発信して、醸成につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） ぜひお願いをしたいと思います。この名寄ならではの冬の環境、これを生かしたいろんな今お話あったイベントだとか、マイナス分ではなくて、確かに降雪だとかいろんなマイナス分もあるかもしれないのですけれども、やはりこの条例にあるこの名寄だからの取組、よい部分をもっと前面に押し出して取組を進めていただければなというふうに思います。

21年12月15日に、利雪・親雪推進に関するまちづくりとして5項目の推進項目が提言をされております。改めて申し上げますと、理念の推進、産業、物流、観光発展に資源を生かす、学校教育における意識づけの強化、冬季スポーツ指導者の育成、指導環境整備、寒さに負けない遊具の

保持、これら5項目に対して前期、それから中期実施事業でどのように評価をされて、後期計画に結びつけていこうとされているのか、改めてこの点についての考え方をお聞きをいたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 非常にこの利雪・親雪というのは総合計画の中でも基本構想という一番大きな10年間の共通した目標に位置づけられるということですから、やっぱり位置づけとしてもある意味我々が取り組むべきそれぞれの施策の理念に近いもの、存在なのだと思います。そういった中で、太陽のような存在の考えに対して、今議員からおっしゃっていただいたような冬季スポーツのことであったり、いろんな幅広い各施策が理念的なものをしっかりと意識しながらそれぞれの施策に浸透させていくという思いで具現化していくという作業になると思いますので、どのようにといいます……説明するというよりもやっぱり理念に対してどれだけ我々がコミットして意識しながらそこを取り入れていくのかという作業が非常に大事になってくると思いますので、引き続き、現状いろいろ施策は行われておりますけれども、そこを改めて明確に各それぞれが意識しながら進めさせていただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） ぜひ、恐らく自分もその中で組み込まれていると思いますけれども、やっぱりそれぞれ、今石橋部長がお話しされたように、意識を持って取り組むか取り組まないかという、ここの部分が非常に大切なのかなという、意識していないという意味ではなくて、改めてそういう目標を持って取り組んでいただくことをお願いをしておきたいというふうに思います。

この後期計画を進めるに当たって、これは市長にお聞きをしたほうがいいのかとも思うのですが、計画の実現に向けて市民と協働のまちづくりと、それから近隣自治体、交流自治体や民間団体と連携を図っていくというふうに明示をさ

れております。中期計画、それから後期計画の協働のまちづくりに向けて庁内を総合的、横断的に取り組み、目標達成に向けて進めていくと。庁内を総合的、横断的に取り組むというふうな考え方が出されておりますけれども、具体的に庁内を総合的、横断的に取り組んでいく考え方、どのように進めようと思っているのか、これは市長にお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これ今お話、テーマにあります冬をいかに楽しく暮らす、利雪・親雪の考え方で横断的にということもあるのでしょうし、今様々な総合計画の中でもテーマがありますので、その中でやっぱり施策間の連携というか、重点プロジェクトに関しても様々な分野に、部署に、あるいは団体等にまたがっているという事案が多数あるというか、全ての施策が今1つの部署にとどまらずに様々な部署、あるいは民間と連携しながら前に進めていかなければならない問題だというふうに思います。重要なテーマについては庁内においてプロジェクトチームみたいなもの、DXなんかも今やっていますし、部活動なんかも庁内のそうしたチームをつくって、その都度具体的に横断的に議論をしているということやっていますけれども、こうした問題に、幅広く皆さんで検討していかなければならない問題に関しては逐次そうした機を捉えまして、そういう庁内、あるいは民間の皆さんとも連携したプロジェクトチーム、あるいは議論をする場を設けて、施策を推進していくということが特に昨今大事になってきているというふうに思いますので、そうした進め方を今もやっておりますし、今後も施策によってはそうした事業の進め方をしていくということになろうかと思えます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今市長のほうからお話をいただきました。既にこういうふうな形で進めていると具体的な事例も含めて御答弁をいた

いたかな。改めて今後後期計画の中ではそれを踏襲をしていただきたいし、課題については庁内横断的といってもお互いの無責任だとか、そういうふうな、やっぱりどこがポジションを取るのかというのがある面では大切な部分なのかなと。この課題に対しては横断的とはいいいながら、どこかやっぱりそこイニシアチブを取っていく部署も必要なのかなというふうに、今もそういうふうな形で進められていると思いますけれども、その辺のお願いを改めてしておきたいというふうに思います。

重点プロジェクト事業の連携と効果の考え方ということで、先ほど石橋部長のほうからまち・ひと・しごととの連携を含めて進めていくというふうな御説明もございました。当然今回生涯活躍プロジェクトというのを追加をされて、重点プロジェクト連携を進めて、特に重要なものは星印でというふうな御答弁もあったかというふうに思うのですが、実は前回の中期計画、これ星印は特に重要なつながりということで説明があったのですが、今回の後期計画、それがありません、いろいろ見たのですが、やっぱりこの辺、特に力を入れたい部分という部分が、ちょっとその辺がこの中に掲載をされていないので、改めてではないのですが、今後何かの機会の中でそれぞれまずお伝えをしていただければなというふうに思います。

それで、今回もダイジェスト版、中期計画に引き続き出させていただきました。今回基本目標の具体的な取組についてはQ&A方式といいますか、非常にそういう面では分かりやすい内容だったのかなというふうに思います。今後今説明の中であった重点プロジェクトに関する事業の数値目標、前回の中期計画、先ほど部長説明あったように、成果指標なりKPI、主要項目、実はこれ中期のときにはそれぞれ個別の部分もしっかり掲載がされていたのですが、今回の後期計画はその目標がないのです。数値化してKPIで取り組むというお話の中にお話はあったのですが、

実際にはこのダイジェスト版の中にどのような数値目標かというのが見えないのです。重点プロジェクトだけは一部その部分が何点か掲載がされております。先ほど御説明あったように、その目標に向かって取り組むというふうな、せっかく市民全員に伝わっているこのダイジェスト版にその辺の成果指標等が盛り込まれていないという内容についてどのように考えているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今御指摘いただいた各基本目標との関わりの星印のことも含めて、これは、すみません、本編のほうでは全て載せさせていただいております。今回のダイジェスト版についてのピックアップの対象になっていなかったという御指摘と受け止めました。その中で、おっしゃるとおり、KPIという形での重点プロジェクトの目標についてはこの中では若干KPIとしては一応載せさせていただいておりますけれども、このダイジェストの目的がやはりまずは分かりやすく総合計画を解説していくということが一番の目的であって、私がこの冊子を作るに当たって担当と議論させてもらったのは、中学生、小学生高学年が読んでも分かる内容をしっかり作ってほしいということでオーダーをして、この編集をさせていただきました。極力我々の目線で作って、自己満足という形ではなくて、やはり市民の皆さんにどれだけ読んでいただけるかということが一番この価値を上げることだと思っておりますので、お気づきの点がありましたら今後も御指摘いただきながら我々も研究して、分かりやすい広報、周知に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今部長からお話をいただきました。本当に何ほいいもの作っても読んでいただかなければただの紙になってしまうので、

分かりやすくというふうな意味合いの中で今回、そういう面では本当に、先ほどお話をさせてもらったように、このQ&Aの説明の内容というのは非常に読んでいても分かりやすいなというふうに思っております。ただ、私が要望したかったのはその辺の成果指標というのがどこかに何か一覧表にでもあるとまだよりよいものになったのかなというふうに感じておりますので、それはいろんな形の中でお伝えをしていただければいいのかなというふうに思います。

次に、小項目の3番目、SDGs、取組の内容については見える化を図っていくと。今までも既に地方創生、それから北海道のSDGsの中で取組を進まれているというふうなことお話がございました。要するにSDGsの推進をしていくというのは、部長お話しのように、取組を見える化して、多くの行動を促進する視点だというふうに自分も理解をしております。特に今回コロナ明けの中での後期計画のスタート、この3年半ぐらいコロナ禍の中でと先ほど部長の答弁にもありました。コロナ禍の中の後の取組という言葉の中でポストコロナだとか、あるいはビヨンドコロナだとかいろいろ今言われておりますけれども、やっぱり後期計画を進めていく上で、コロナが終わって、ではコロナ以前の取組ですよというふうに元に戻して、ではこういう形を進めていこうと。なかなかそこに踏み込めない。やっぱりこの3年ちょっとのブランクというのは、市民の皆さんにも新しい、以前こうやっていたからこうだよねというふうに比較を例えばされてもなかなかそこにすぐ入り込めない。ある面では企画の段階からまたしっかり取り組んでいかなければならないのではないのかなというふうに思っているのですけれども、この辺、SDGs、それぞれ個別の目標が設定をされておりますけれども、それを含めてやっぱり見える化をしていくという、いろんな行事の企画について、運営についてどのようにお考えなのか、ちょっとその辺についての考え方をお聞きをしたい

というふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） いろいろな市内で行われる市民の皆さんが楽しみにしているようなイベントであったり、そういったものがやはり自治基本条例で言う協働のまちづくり、お互いが顔の見える関係、信頼できる関係を構築していく上では非常に重要なのだと思っています。その中で行政が果たせる役割、その部分はしっかりと我々としても働きかけたり、いろいろな行動を起こしながら努力はさせていただきます。そのほかにいろいろな団体、市民の皆様方にもやはり次のポストコロナとウィズコロナではなくて、ポストコロナという生活の送り方を一緒に考えていながら、今やれる範囲というものをお互いに情報共有しながら進めていきたい。その中でやはり我々が、行政がやれることについてはしっかりとリーダーシップを取って、ここまで我々はやっていきますよという発信も大変重要になってくるのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 先日もある会合の中で今年から4年前の事業をやろうよと言ったら、担当している人いないよ、では資料見て、それでやろうかというふうなお話をちょっと伺ったこともあります。なかなかそれだけで、継続していくときにはいろんな手法をその都度、前年度の反省を踏まえて、では次、今年はどうやろうかと。やっぱりこの3年半、約4年のブランクというのは非常に大きい。ですから、当然先ほど石橋部長が行政がリーダーシップを発揮してというふうな意味合いも十分言葉として受け止めますけれども、そこに関わる市民の方が非常にある面ではブランクの部分、ずっと携わっている人はいいのですけれども、そこに、行事だけに参加をするという形になるとどうもやっぱり二の足を踏むというふうな、目に見えないこのブランクというのが非常に

大きいのがあるなというふうに感じておりますので、その辺石橋部長の意気込みをポストコロナの今後のいろんな施策に生かしていただきたいというお願いを申し上げて、次の大項目の2番目、名寄市の目指すべきまちづくりの名寄市公共施設等の再配置計画というふうなものについて改めて質問させていただきます。

当然公共施設等の再配置については人口が非常に影響するというふうなことで、先ほど当初まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、2015年度が2万8,156人、2020年が2万7,280人と非常に国勢調査の中で乖離が出ているというふうなことで、人口ビジョンも改定をされたというふうなことで、今後も戦略的ないろんな名寄市の目指すべき将来像の中では中心市街地、コアを設定をしながら戦略的なものを進めていくというふうな御答弁をいただいたかというふうに思います。人口問題を答弁をいただきましたが、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、今年の5月に改定をされて、今回改めて改定をされたのですけれども、先ほど総人口に対する社会減が200人、自然減が100、年間大体300人ぐらい減っていますよというような御答弁だったというふうに思いますけれども、これは数字ではそういうふうに見えるのですけれども、ではこの実態、どういうふうに受け止めて、今後の施策に生かそうと思っているのか、その辺の考え方があればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） この動きについては、基礎自治体だけの動きではなくて、やはりこれは国内の動きなのだというふうに認識しております。そういった中で、今国においても子育ての部分での考え方が示されておりまして、そういった部分で我々もしっかりと情報収集しながら施策展開をしていかなければならないというふうに考えております。あとは、社会減という部分におきましては、ここについてはやっぱり経済活動、

産業をしっかりと振興していかなければならない。やはり働く場所があって人が住めるというところもありますので、そういった部分も含めてこれは市役所としても産業振興というのも役割の一つですから、そこについてはしっかりと力を入れていかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） いろんな施策を進めていく上でこの人口の問題、当然国全体の問題だとか、あるいは北海道、いろんな市町村、全部同じような歩みですと。そういう中でも名寄市がやっぱり市立大学、あるいは自衛隊、市立総合病院、いろんな形の中で人口は減ってはいるのだけれども、ほかの市町村から比べると減り具合は少ない。ですから、そのときに、今お話にありましたように、子育て環境だとか女性の働く場だとか、いろんな形の中、加えて先ほど言われた社会減を、これを減らしていくためにはここで働ける環境、やっぱりそういうのが非常に重要だというふうに思いますので、その辺はまた個別の中でお話をさせていただきたいと。基本的な考え方については、理解をさせていただきたいというふうに思います。

それから次に、小項目の2、優先される対象施設の現況と課題ということで先ほど御答弁をいただきました。それぞれの公共施設等については、目視の調査、あるいは劣化度等をしながらそれぞれ進められているというふうなお話だったかというふうに思います。評価点数等の考え方についても御答弁をいただいたかなというふうに思います。それで、優先される施設の中で今後建て替え、あるいは除去、それから維持補修というふうな形のものでそれぞれ劣化度に合わせて取組を進めていかれるというふうなことで、その中で具体的に図書館、児童センター等、非常に設備の安全、それから劣化度から見て優先される施設の一つだというふうに思っております。これ非常に3番目の立地適正化計画の中での関連というようなことも壇

上でもお話をさせていただいたし、先ほどの答弁の中でも中心市街地に優先的に配置をするというふうな、今そのほかに学生寮、生活支援ハウス、ワーケーション施設、これらの5施設、フェーズ1というふうなお話での内容だったかなというふうに。フェーズ1は5年間、フェーズ2は10年間、フェーズ3は15年間というふうな取組になっているのかなと。答弁をお聞きした中で、やはり優先される公共施設とまちの中での中心市街地に優先的に配置をするという、この辺、非常にまちの中にも建物が危険な建物等も正直言って見受けられます。それぞれこれは行政の持ち物であればいろんな対応も可能なのかなと。先ほどもお話あったように、民間だとか、そういうふうな個人の持ち物等もあるのかと思いますけれども、ある程度やっぱりこの辺しっかりと具体的なものというのも一定程度取組をしていかないと、なかなか見えてこない部分もあると思うのです。この辺の考え方について今の時点で何かあれば、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 議員前段のお話で公共施設の老朽化も含めて維持補修、長寿命化など様々な御指摘をいただいたところです。公共施設、どういふふうに配置するかってやはり優先順位を決めていかなければなりません、一方では議員御指摘のとおり、我々の持っている公共施設と同じと思うのですが、高度経済成長期に建てられて老朽化している建物が特にこれから我々が目的とする居住誘導区域への公共施設の配置とともに一つ課題となっているのはこれ間違いのない事実だと思っております。その中でも特に、まちのちょうど真ん中にあるのですが、西2条南7丁目、旧みまつビルというのも非常に老朽化が激しく、我々のほうでも様々な安全策取っておりますけれども、過去には北側の壁等の剥落、それからせんだって見に行ったのですけれども、やはり西側もかなり危険が迫っているということでもありますし、

何よりもハトの被害が非常にひどくて、不衛生な状態がある。行政としてもここはちょっと今看過できない状況にはなっています。こういったことを受けて、先ほど議員と市長との話の中で市内、全庁的に対応しなければならないという部分もありましたけれども、恐らくこれも都市機能の中でこれをどうするかというというのは全庁的に進めていかなければならない問題だということで、これをどうするかということで今市内の中で議論を全庁的にしております。この間立地適正化の議論の中では、北大の森先生のセミナー等もありました。中でも先生のお話の中ではウォーカーブルシティーということで、歩くために一番いいようなまちをつくっていく、言い換えるともしここの旧みまつビルを解体するとなると、ではその後でどういった建物を造って、都市機能の誘導機能、歩きたくなくて、そこを拠点にしているようなまちづくりにつくっていくものが恐らく求められるのではないかなと思っておりまして、市内の議論の中では居住する、何かの形で住まわれるというようなものが一番いいのではないかなと思っています。これいろいろな意見があります。例えば今出ました学生寮であったり、それからワーケーションに、居住ではないですけども、一時滞在できるようなもの、あるいはゲストハウス、これ海外の観光客向けだとか様々な議論ありますし、この間の高校の統廃合という面もありましたので、ひょっとしたら名寄高校に対して資するようなものがあるかもしれません。そういったような形で我々も考えていたのですが、やはりここはこういったディベロップを得意とする民間としてはまちづくり会社さんがありますので、まちづくり会社さんのほうもいろんなところでここは考えていただいているようです。ですので、これ官民連携の一つの最初のステップの事業にひょっとしたらなるかもしれません。ここで解体して何かを建てることによって都市構造再編集中支援事業の補助金も取れるような形でいければいいと思うのですけれども、

建物の所有者、土地の所有者、それから様々な利害関係者、法的な部分の整理もしなければなりませんけれども、これちょっと緊急な対応が必要かなと思っておりまして、市のスケジュール感からきますと8月がローリングありますので、その間までに少し、1歩でも2歩でも進めてまいりたいと思います。御指摘のとおり、老朽化している建物はここだけではなく、市内各所あります。特にまちの中のそこのところをどうしていくかというのが、市有地が少ないという市の状況もありますので、併せてここは議論しなければなりませんし、前回お話ししたとおり、例えば東病院を町なかのほうに持っていくという議論ですとか、それと図書館等のフェーズ1でどういうふうに据付けするか、これは動線等の問題もありますので、ここの旧みまつビルの議論を皮切りにそちらのほうの議論もいろんな情報提供しながら活性化させたい。ただ、これ我々だけが決めるものではありませんので、当然市民の皆さんとの意見交換もしながら進めなければならない案件だと思っております。優先順位をつくるのは難しいのですけれども、できるだけスピードアップしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 副市長のほうから今民間の施設とはいいいながら非常に危険な状態になっているというふうなこと、その中で今名寄市の公共施設等再配置に向けて具体的に検討を進めていくというふうなことで前向きな御答弁をいただきました。非常に8月のローリングに向けてというふうな御答弁もお話の中であったかというふうに思います。実際にいろんな施設、都市機能をそこにいろんなもの、施設を持っていくということになれば、先ほどもお話あったように、やっぱり今後そういう配置の中で移動していくとき的手段だとかというのも非常にまた重要なポイントになってくるのかなというふうに思いますので、その辺をまた改めて次の機会の中で再度質問させ

ていただきたいというふうに思います。いずれにしても、公共施設、優先される建物が非常に多くなっておりますので、それぞれやっぱり計画的に、あるいはタイムリーな中で被害等が出ない状況の中での対策を求めて、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

生涯活躍プロジェクトの推進に向けて外1件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、大項目で2点質問させていただきます。

最初に、大項目1、生涯活躍プロジェクトの推進に向けてお伺いいたします。平成29年度からスタートした名寄市総合計画（第2次）は、前期及び中期計画期間を終え、今年度さらに生涯活躍プロジェクトを重点プロジェクトに加えて、取組が進められています。

そこで、生涯活躍プロジェクト推進に向けて質問いたします。まず、小項目1、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画初年度の具体的施策についてお伺いいたします。成果指標として示された地域連絡協議会活動事業数、市民講座参加者数、市立大学公開講座の開催回数、介護予防、フレイル予防教室参加人数の指標項目について初年度となる今年度、特に取り組まれる具体的施策についてお伺いいたします。また、重点プロジェクトとしての取組であることから、昨年度に比ベステップアップする内容についてそのポイントをお伺いいたします。

次に、小項目2、重点プロジェクトとしての取組がもたらす4年後の姿についてお伺いいたします。後期基本計画最終年の2026年度及びその後の姿として名寄市の理想とする姿をどのように描くのか、その意向についてお伺いいたします。

次に、小項目3、生涯活躍できる環境の整備に

ついてお伺いいたします。年齢や国籍、性別、障がいのある、なしにかかわらず地域の担い手として参画し、それぞれのライフスタイルに応じて役割や生きがいを持ち続け、生涯健康で活躍できるようにするにはソフト面、ハード面ともに環境整備が必要であると考えます。環境の整備についての考えと計画についてお伺いいたします。

次に、大項目2、安定した学びを保障する教育の実現について、小項目1、不登校児童生徒への対応についてお伺いいたします。令和3年度決算審査特別委員会で示された資料によると、11日以上の長期欠席の児童生徒数は小学校で令和元年度9名、令和2年度22名、令和3年度20名でありました。また、中学校では、令和元年度45名、令和2年度55名、令和3年度65名と増加の傾向を示しています。これは、令和2年度から始まった新型コロナウイルス感染症への不安も影響していると考えられますが、令和4年度の児童生徒の長期欠席数はどのような状況であったのかお伺いいたします。

また、不登校児童生徒への対応は、担任が中心に学校全体で取り組まれている上に、家庭や関係機関との連携を図りながら丁寧に進められているものと認識しています。児童生徒が一人一人異なる人格である以上、100人に対しては100通りの対応が必要となりますが、効果的な対応事例についてお伺いいたします。

次に、小項目2、特別支援教育の現状とインクルーシブ教育の推進についてお伺いいたします。本市における特別支援教育は、特別支援連携協議会と特別支援教育専門家チーム委員会議が組織され、充実した取組が進められている上に、名寄市立大学を有する自治体としての優位性もあると認識しています。本市における特別支援教育の現状についてお伺いいたします。

また、それぞれ違う特性を持つ個人が集団として共に生きていく上では、インクルーシブ教育の重要性が一層高まっていると考えます。本市にお

ける状況についてお伺いいたします。

次に、小項目3、ヤングケアラーに対する支援策についてお伺いいたします。自治体のヤングケアラー支援事業に対する国の補助率が2分の1から3分の2に引き上げられました。本市におけるヤングケアラー支援事業の計画についてお伺いいたします。

また、北海道においては令和4年4月にケアラー支援条例を施行しています。本市の実情に即した（仮称）名寄市ケアラー支援条例制定に向けた本市の意向についてお伺いいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 山崎議員から大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2のうち小項目1と2は教育部長から、小項目3はこども・高齢者支援室長からお答えをさせていただきます。

初めに、大項目1、生涯活躍プロジェクトの推進に向けて、小項目1、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画初年度の具体的施策について申し上げます。今年度から開始となった名寄市総合計画（第2次）後期基本計画は、基本構想に掲げる基本理念の下、将来像の実現に向けて前期、中期の計画を踏襲しつつ、社会情勢の変化に対応した具体的な施策を定め、主要施策ごとに成果指標、KPIを設定し、施策間連携により推進する重点プロジェクトはこれまでの経済元気づけプロジェクト、安心子育てプロジェクト、冬季スポーツ拠点化プロジェクトに生涯活躍プロジェクトを新たに加えました。生涯活躍プロジェクトでは4つの成果指標、KPIを設定しており、地域連絡協議会活動事業数は小学校区を基本とした市内7つの地域連絡協議会において行われる事業に対して支援しております。これまで景観美化活動やスノーランタン、防災訓練などの事業が行われていますが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により様々な交流活動の再開が予想されることか

ら、地域との協同によりしっかり支援してまいります。

次に、市民講座参加者数は、市内3つの公民館が市民のニーズに応じて趣味や教養について基礎的、基本的な事項を学ぶ場として開設しております。それぞれの公民館の特色を生かした生涯学習活動を推進します。講座の種類や内容によっては、オンラインでの開催や、他の部署との連携による講座を実施してまいります。

次に、市立大学公開講座の開催回数は、大学の知的資源を活用し、地域への情報発信や研究成果の公表を行い、市民の生涯学習に資することを目的に開催しています。関係機関、団体との共催、協力による講座や例年に比べ大学教員を講師とした公開講座回数を増やすなど、生涯学習の機会創出に努めてまいります。

最後に、介護予防教室参加人数は、地域の高齢者が介護予防に向けた取組を主体的に実施できるように介護予防に関する知識の普及啓発を行うことを目的とし実施しており、町内会や老人クラブなどに案内し、フレイル予防に係る講話や運動を行っております。新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い依頼の増加が予想されるため、多くの皆様に参加いただけるよう努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症による行動制限から個人の選択を尊重し、自主的な取組が可能となるなど、これからの社会変動に合わせて各種事業の成果指標、KPIの達成に向けた取組を通じて生涯健康で活躍できる環境づくりに努めてまいります。

次に、小項目2、重点プロジェクトとしての取組がもたらす4年後の姿について申し上げます。名寄市総合計画（第2次）後期基本計画における重点プロジェクトは、複数の基本目標にわたる施策間連携により一層の効果が見込まれる取組かつ人口減少の克服を主眼とし、特に取り組むべき施策を示した名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦

略との整合性を図ることとしております。中期計画に引き続き、経済元気化プロジェクト、安心子育てプロジェクト、冬季スポーツ拠点化プロジェクトに取り組むこととし、少子高齢化、特に生産年齢人口の減少が進む中、年齢や国籍、性別、障がいのある、なしにかかわらず地域の担い手として参画し、それぞれのライフスタイルに応じて、役割や生きがいを持つとともに、生涯健康で活躍できる環境づくりに取り組むため生涯活躍プロジェクトを新たな重点プロジェクトとして加えました。後期計画の最終年の2026年度へ向けは、社会経済情勢の動向を展望しながら、長期的な視点で本市が目指す都市像を明らかにするとともに、まちづくりの目標を定め、その目標の実現に向けた基本的な方針として定めた基本構想の実現に向け、重点プロジェクトにおける成果指標KPIに対しそれぞれの取組を深化させることにより毎年度総合計画審議会において進捗管理を行い、PDCAを回しながら目標達成に向け取り組んでまいります。

次に、小項目3、生涯活躍できる環境の整備について申し上げます。生涯活躍プロジェクトにおいては、地域の担い手として全世代、全ての人を対象とし、そのライフスタイルに合わせて活躍できるよう環境整備を進めるため、各施策の中で必要な事項について検討することとなります。推進のスキームとしては、毎年度行われる実施計画事業の行政評価やローリングにおいて協議し、財源の確保や財政状況を鑑み、進めてまいります。民間企業や関係団体との連携による取組も想定されるため、今後の社会変動を的確に捉え、官民連携による環境整備なども検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、大項目2、安定した学びを保障する教育の実現について、小項目1、不登校児童生徒への対応についてお答えいたします。近年全国及び道内の不登校児童生徒

数は増加し続けており、文部科学省の令和3年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に対する調査では道内の不登校児童生徒数は約1万1,300人に上り、過去最高となるなど生徒指導上の喫緊の課題となっております。本市の令和4年度の14日以上長期欠席者は小学校20人、中学校54人で、令和3年度からは減少したものの、少なくない状況です。そのため、不登校対策については各学校において児童生徒の一人一人の実情に応じたきめ細かな指導・支援を行うため、児童生徒理解・教育支援シートなど、各種データの有効活用に努めるとともに、保健室、相談室、校内別室登校用教室など、学校内における居場所づくりを進め、個々のニーズに応じた適切かつ効果的な教育、相談の機会や場の確保に努めております。一例として、昨年不登校傾向の生徒と教員や教育相談センター職員が面談を行い、その生徒の実態、状況を十分に把握し、生徒に合った活動の場として学校の別室での活動を提案したところ、当該生徒は教室に入ることは難しいものの、別室での活動は続けることができ、現在も別室登校であります。学校に登校できる事例も出てきております。

次に、小項目2、特別支援教育の現状とインクルーシブ教育の推進についてお答えいたします。特別支援教育とは、障がい等のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため適切な指導及び必要な支援を行うものです。そのため本市においては教育、医療、保健、福祉等の関係者を構成員とした心身に障がいのある児童生徒の就学の適性を図ることを目的としている教育支援委員会を適宜開催し、当該児童生徒の状態等を踏まえて、適切な教育機会が提供できるよう努めております。具体的には、本市の各学校の特別支援学級においては基本小中学校の学習指導要領に沿っておりま

すが、児童生徒の障がいの状態等に応じて特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程を編成し、指導、支援をしております。また、通常の学級においては、困り感を抱えている児童生徒の実態等に応じ指導内容や指導方法を工夫しているところです。さらに、本市では特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制構築に向け、名寄市立大学が有している高度な専門性を活用して、幼小中高大、関係機関等が連携、協力した名寄市特別支援連携協議会、名寄市特別支援教育専門家チームを組織し、特別支援教育の充実に努めております。

次に、インクルーシブ教育についてであります。障がいのある、なしにかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会の形成に向けて、学校教育においては障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念の下、その構築のために特別支援教育を着実に進めていくことが求められております。そのため、教育委員会では前述したとおり特別支援教育の充実に取り組んでおり、個々に必要とされる合理的配慮の提供や基礎的環境整備の充実に努めるために、特別支援教育学習支援員や看護師、生活支援員の配置、エレベーター、階段昇降機等の設置などにも取り組んできております。教育委員会といたしましては、今後ともインクルーシブ教育システムの理念の重要性を踏まえ、名寄市立大学など関係機関との連携、協力をさらに密にして、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶ仕組みが一層充実するよう取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 私からは小項目3、ヤングケアラーに対する支援策に

ついてお答えをいたします。

国では、令和5年度からヤングケアラーの支援体制を強化するため実態調査や福祉、介護、医療、教育などの関係機関職員への研修、ヤングケアラーコーディネーターの配置などを実施する地方自治体に対して補助率を2分の1から3分の2に拡充してきたところです。令和4年4月1日に北海道ケアラー支援条例が制定され、本市としましてはポスターやリーフレットを窓口を設置するなど市民への周知や北海道主催のヤングケアラーに関する研修会に職員が参加をし、学校現場においても令和4年度に北海道教育委員会のヤングケアラー支援に係るオンデマンド研修を各学校で3回実施をし、ヤングケアラーの実態と支援について理解を深めてきております。また、研修に参加した職員が民生委員児童委員の地区定例会においてヤングケアラー支援の取組状況などについて説明する機会をいただき、周知を図ってまいりました。学校や民生委員児童委員等からの情報提供では、ヤングケアラーの可能性がある場合は、家庭訪問時にヤングケアラーについての説明を行い、学校など関係する機関へは見守りや連携した対応について依頼をするなど支援を行ってきているところです。ヤングケアラーについては、令和3年度に国は無作為抽出による全国の小学校350校や小学6年生約2万4,500人及び大学3年生約30万人を対象としたアンケートを実施しており、また北海道においても札幌市を除く道内の公立中学校2年生及び公立高校2年生や公立中学校及び公立高校、市町村が任用しているスクールソーシャルワーカーを対象にしたアンケート調査を実施してきており、今後支援に向けた取組が展開されてくるものと考えております。まずは、職員がケアラーに関する知識を学び、市民に対して情報を共有する機会を増やし、必要に応じて国の補助金を活用しながら支援する体制の構築を進めていきたいと考えております。本市におけるケアラー支援条例の制定につきましては、現段階においては

北海道ケアラー支援条例の基本理念をしっかりと理解をし、それに沿った取組、支援を実施していくことが重要であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再度質問させていただきたいと思っております。

まず、大項目1の生涯活躍プロジェクトの推進に関わるところで、小項目の1で基本施策のことについてお伺いをいたしました。成果指標として示された4つの項目について石橋部長から御答弁をいただきました。その中でいろいろな教室ですとかそこへの参加、啓発を図るところの町内会への御案内であったり、老人クラブへの御案内をしていただいているということ、今まででもその状況見たりしておりましたので、それについては変わらず進めていただいているというふうに思っているのですが、地域の中に目を向けてみましたときに、老人クラブが解散したという情報が最近多く入ってくるようになったなというふうに感じています。私の住まいする風連地区においてもここ3年ぐらいでどここの地区が解散されましたというような話も聞いていましたが、この後も1つ解散せざるを得ないのではないかと話を伺っています。その原因といたしますか、要因をお尋ねしますと、会員数の減少ということが言われるのは仕方のないところもあるのかなと思っているのですが、役員の引受手がいないということ、それから事務局を担ってくれる人がいないということが聞こえてくるところがあって、その点について何か町内会等でも対応できる場所はないのかなというふうに思って聞いているところですが、この情報について部長はどのようにお考えになられるでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま老人ク

ラブの御質問でございましたので、私のほうから答弁させていただきたいというふうに思います。

今議員からの御指摘の事項につきましては、昨年の地域懇談会だったかというふうに思いますけれども、一部の町内会長さんからもそういうような実態があるということでお伺いをしているところでございます。内容等々につきましては一部確認はさせていただいておりますが、各単位老人クラブについては自主的な活動として一部運営に対する、市のほうが老人クラブ連合会に対して補助させていただきながら、一定社会福祉協議会さんのほうに老人クラブ連合会の事務局を持っていただいて、支援をしていただきながら、単位老人クラブの活動を実施していただいているというふうに認識させていただいております。各論については全ては把握しているわけではございませんので、何とも言えない部分はあるかというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても多様な時代でございまして、昔から比べますと稼働年齢といえますか、働いていらっしゃる方々の年齢も昔に比べるとすごく上がってきているのかなというふうに思っております。先般のチャレンジデーに行きまして、ございまして、私各いろいろなスポーツ団体の御挨拶にもちょっと一部寄らせていただきましたが、聞くとスポーツの団体のほうにも退職した後に入っていたかという方々がなかなか入ってこないとか、入会していただけないというようなお話も伺いました。事務局の段階もあるかというふうに思うのですが、そういったところの部分で稼働年齢といえますか、社会のニーズに応えるべく働かなければならないとか、働くスキルがある方々については働いていらっしゃるというようなこともあって、実際そういう余暇活動だったり、老人クラブだったりという社会活動になかなか参加しにくい状況があるのかなというふうに承知しております。数の全てはちょっと把握している段階ではございませんが、全国に全国老人クラブ連合会というところがござい

まして、そこで出している冊子にも、ここ最近は見えていませんけれども、課題として会員数の減少というのが出ておりますので、これは全国的な傾向なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 部長からの御答弁のとおりだなというふうに思っているのですけれども、やはり一番地域の中で身近に顔を合わせられる人たちの集まりの機会が減るということは、生涯活躍プロジェクトを今推進していこうとしている名寄市にとっては少し残念な傾向にあるのかなというふうに思っています。老人クラブ連合会があって、またその役員の方がおられて、それぞれの単位老人クラブへの支援もしていただいているという話も伺っているのですけれども、単純に事務局等について、例えば名寄大学にはコミュニティケア教育研究センターもあって、福祉に携わる学生さんも動いて、学んでいただいております。少年団等についても地域との協働という形で大学生の方が月に1回入ってきてくださるようなつくりも出来上がってきています。そういうところで何か手だてを取るところで事務局体制に少し援助をいただけるようなことにはならないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 事務局の体制というふうになると、一定金銭を取り扱うとか、一定の事務局としての定期的に行っていくという責任というところも出てくるというふうに思っております。ボランティアの状況でできるものなのか、一定どのような形が必要なのかというのは研究というか、内容を確認してみないとならないかなというふうに思っております。役員の受け手というところで鑑みますと、先ほど議員がおっしゃっていた部分で役員の成り手が無いというところおっしゃいますと、町内会等々も同じような状況でございますし、例えば子供会とかも、私

も町内会の役員一部させていただいておりますけれども、例えば廃品回収なんていうのは子供会だけでできていたのですけれども、最近は大人というか、御高齢の方々も御一緒に廃品回収、子供たちに御一緒させていただきながらやらないと、子供会だけでちょっとやり切れないというような状況にはなってきているというふうに私も承知しているところでございます。どういう形で、例えば地域活動が難しくなってきたときにどういう体制が必要なのかというようなことは今後の課題として一部受け止めさせていただきながら、今年高齢者保健医療福祉計画と介護保険事業計画の策定年というところもございまして、策定委員さんの御意見もいただきながらどういう形が一番ベストなのかというような形だとか、どういう形ができるのかということはその委員会の中でも御意見頂戴するような機会を持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 地域を歩きますと、様々な御意見を頂戴します。その部分についてもこの後もいろんな機会でお伝えさせていただきたいと思っておりますので、ぜひとも地域の人と人がつながるところでまずは生涯活躍のところにつながる第一歩が組み立てられていくように今後ともお願いしたいと思っております。

先ほど馬場部長のお話の中にもありましたけれども、高齢者という年齢の枠組みに入った後も働かされている方、それから働くことを希望されている方が多いのです。特に年金だけでは生活できないという言葉がたくさんお声かけいただきます。働きたいのだけれども、働く場所についてなかなか自分とマッチングするところがないということも伝えられています。フルタイムでということでもない中では大変難しいことではあるのですけれども、高齢者の働く環境についての支援体制というのは行政としてはどのようなものがあるのかお

知らせください。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） すみません。私から答弁させていただきます。

高齢者の働き手というか、今まで持っているスキルだとか趣味だとか持っているお力だとかを使っていたかという意味では、名寄と風連にそれぞれ高齢者事業センターと高齢者事業団というの置かせていただいて、それぞれの持っている特技というか、力を一部発揮していただきながら働くというか、稼働していただいているというふうに承知しております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ高齢者事業団を担っている、構成していただいている会員の方もそんなに多くはない中で仕事量がどんどん増えているということで、活躍の場が広がっているというふうには思っています。その点については、行政としての役割といたしまして、行政の関わりも進めていただきながら民間としての力も発揮していただいているところをつくっていただいている、その状況に理解はしているところであります。先日ハローワークのほうにちょっと出向いて確認をさせていただきましたときに、70代になってからもハローワークを訪れる方がいらっしゃるということで、その方たちがうまく望まれる仕事にマッチングされるかということについてはハローワークでは分からないということだったのですが、やはり先ほど申し上げたように、年金の中での生活が不安があるので、体力があるうちは働きたいという状況が多く訴えられるようになってきたということについては伺ってきました。そ

の中で、皆さんが高齢者事業団にということにならない部分についての別の方策というのはお持ちでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 労働という分野になりますと、健康福祉部というか、その部分からいくとどうなのかなという気がしますので、明快なお答えができるかどうかちょっと自信がないのですけれども、一般の経済というか、社会の中から考えますと、人生100年世代というふうになって、健康で長く生涯を暮らしていただくという施策については議員御存じのとおり国としても捉まえているところでございまして、この生涯活躍プロジェクトという段階も高齢者の方々が元気に働き続けるということはもちろんあるのですけれども、若いときからそういう健康に気をつけていただくとか、いろんなことを持っていただくということによって、生涯元気に過ごしていただくということを目的にしているものというふうには承知をしているところでございます。現在労働の、先ほど議員がおっしゃったとおり、一方で働くところがないという御意見もありつつ、一方の事業所さんとかにしますと、私も一時派遣のところ、派遣というか、社会福祉事業団に派遣されていたときも人を探すというのはやっぱり大変でございまして、ミスマッチは起きているのかなというふうに思っています。一定の年齢いってもパートとして例えば雇用していただくことを頭を下げてお願いして、続けていただいていた実態もございまして、恐らくそれは民間企業さんとかでもきっとあるのかなというふうに思っています。それは、議員おっしゃるとおり、高齢の方々が望んでいる仕事と働く、雇用を、労働を欲している企業さんとか、必ずしもマッチングしていない部分ももしかしたらあるのかもしれませんが、それについては今後国等々の労働行政等々で、平均年齢やっぱり上がってきているわけでございますので、どういう形で人が足りないというか、労働者が足

りないという状況をどのようにマッチさせていくのかということは今後国等においても施策として行っていただきたいなというふうに思っていますし、市としてはそれを外国人という視点を当てて、今挑戦しているというか、始めたところでございまして、今後国等々の状況について注視してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 生涯活躍プロジェクトの理念、本当に根幹のところ、賛同いたします。そのように努めていただきたいということですが、ボランティア的な、御本人が生涯活躍できるような状況をということにプラスアルファして、社会的にも生涯活躍していただけることが財産となるような取組をこの後も進めていただけたらと思っておりますので、それについてはお願いしておきたいと思えます。

小項目3についてであります。実はいろいろな方からちょっと御意見をいただいた中で、生涯活躍ということで、高齢になってもいろんなところに出て行って活動したいのだけれども、この階段は手すりがないから上がりにくいのだよねというようなことを言われます。この階段というのは、例えば文化センターの東側の入り口の3段か4段ぐらいの階段なのですが、表、南側から入るとスロープもありますし、ゆっくり歩いてということもやりにくいわけではないのですが、駐車場からの距離を考えると、東側から入られる場合手すりがない。それから、風連のB&G海洋センターの入り口も正面は手すりがありません。そして、洋式のトイレが少ないのです。なので、ちょっと足を強くしたいから、この時期プールで歩きたいのだけれども、トイレに座るのがというような話も伝わってきます。そういうハード面での環境整備について点検等していただいているのか、していただいていると思っておりますけれども、点検をしていただいた中での今後の対応の計画等

についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今生涯活躍プロジェクトということで、具体的に議員の中でしっかりと各現場の意見を聞いた中で本当に掘り下げた中での課題のお話をたくさんいただきました。重々御意見をいただいた上で、いま一度重点プロジェクトの我々がここに託した思いというか、審議会でこれを重点プロジェクトとして掲げた思いというのを、申し訳ないのですが、一度お話しさせていただきたいなというふうに思えます。

我々行政の総合計画の中で重点プロジェクトをなぜ置くのかといったことでいうと、これは方針を分かりやすく明示するといったことが非常に大きな意味があるのかなというふうに考えております。そして、この重点プロジェクトは現状の課題を整理して、幅広い行政の役割、それから住みよいまちづくりを進める上でキーとなるポイントを今回4つ抽出して出したということでございます。ここは、重点プロジェクトだから、そこに積極的に財政を投資して、がっとな進めるよという意味合いよりも幅広く取りやめることができない事業を多く抱えている行政運営の中で、重点プロジェクトを意識することでより多くの関わりや気づきだったり、それぞれの取組に意味を持たせていくといったことが私はこの重点の目的、目標なのだというふうに理解しています。その結果、重層的な広がりを持たせて、その中で今御指摘いただいたような案件も気づき、それからいろんなところでやはり克服をしていきながらいいまちをつくっていくといったことにつなげていきたいというふうに考えておりますし、我々職員はもとより、市民の皆さんや事業者の皆さん方もオール名寄で取り組んで初めて総合計画の具現化というのは充実していくのだろうというふうに考えております。今回いま一度、先ほどの東川議員もそうですけれども、この重点プロジェクトにフォーカスしていただいたということは我々としても大変ありがたく

て、説明させていただく機会となったかなというふうに思っています。後期計画のダイジェスト版の表紙に描いてあるイラストがあるのですけれども、これ私は本当に総合計画のエッセンスをよく取り入れたよくできたイラストだというふうに思っています。ここで描かれているのは、まちのにぎわいだったり、人が生き生きと生活することが描かれているのですけれども、まさにこの絵のまちを理想としつつ、これを具現化できるように我々もしっかりと総合計画を推進していきたいというふうに考えておりますので、御指摘いただいたところは本当に我々も重点プロジェクトに沿って気づきながら解決していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今御説明、御答弁いただきました内容が市民一人一人のものとしても具体的に認識できるようにこの後取り組んでいただければと思いますので、見えるところがしっかり見えてくるような取組を求めておきたいと思えます。

大項目の2のほうに移らせていただきます。先ほど不登校児童生徒の令和4年度の数についても御報告をいただきました。そんなに大きく増えていないというところでは横ばい状態ということで、安心していいわけではありませんけれども、増えていないというところでは少し安心したところではありますけれども、実は令和5年3月31日に文部科学省中等教育局長から誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策についてということで、COCOLOプランというものが出されました。通知が出されました。ここに書かれているものを十分読み込んでいとは言えない状況ではありますけれども、ずっと読ませていただいた中で、以前から名寄市が取り組んできているものはたくさんあるなというふうに認識しました。それをさらにこの国の動きとともに深めていくというところが名寄市の教育の充実につながっていく

ということであると思っておりますが、このCOCOLOプランが出された後に名寄市の教育委員会として何かさらに深めさせていくというような内容がありましたら、お知らせいただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほどの答弁でも不登校児童、不登校傾向の児童につきましては昨年度よりは確かに減少はしたものの、決して多いというか、少なくない状況であるというのは我々もすごく危惧している状況にあります。それで、議員のほうからお話あった令和5年3月に誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策ということで文科省のほうから出されたCOCOLOプランについてでございますけれども、本当にタイトルどおりの、国においてもこういった施策をこれから推進していくのだというようなことが書かれているプランかなというふうに思っています。私どもといたしましてもこの間、先ほどの答弁とおおり、学校の中におきましても一人一人の実情や実態に応じながらきめ細かな指導体制をさせていただいているということは議員のほうも御承知いただいているかなというふうに思いますが、教育委員会といたしましても今年度の予算の中にも少し盛り込まさせていただいておりますけれども、今年度は特に4つの取組というところを重点に置いて取組をさせていただいております。まず1つ目といたしましては校内体制の充実、2つ目につきましては相談体制の強化、3つ目はICT機器を活用した遠隔授業の実施、さらには4つ目といたしましてスクールソーシャルワーカーの継続的な配置ということです。そういった4つの取組を連携させながら、今後も不登校対策については我々も危機感を持ちながら各学校、それから各関係機関と連携して真摯に進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 先ほど御説明いただきました中には、このCOCOLOプランの中に書かれているチーム学校という言葉の詳細が御答弁の中に示されたなというふうに思っています。スクールソーシャルワーカーも昨年からも入っていただいているのですけれども、改めて令和5年度、2か月と少したったところですが、具体的な今年度の動きについてちょっと確認させてください。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） スクールソーシャルワーカーにつきましては、昨年度から1名体制だったのですけれども、今年度からは2名体制ということで、1人は教育部のほうに常駐しているというような体制を取らせていただいています。昨年度のスクールソーシャルワーカーの先生も短い時間ではあったのですけれども、非常に効果的に指導いただきまして、学校との信頼関係も既にすぐ構築されていて、非常に的確な相談をさせていただいているというふうに学校からもお話を伺っているところでございます。今年度ですけれども、今年もそういった先生ともう一人常駐しているスクールソーシャルワーカーの先生2人で今も精力的に学校訪問含めて相談体制の充実に向けて取り組んでいただいておりますので、今後とも、かなり相談業務につきましてはやっぱり複雑、それから困難な問題が多くなってきておまして、学校や先生方だけではなかなか解決が難しい問題が出てきています。そういった問題につきましてスクールソーシャルワーカーのような専門的な知見を持った、知識を持った方々が各関係機関をつないでいたり、いろんな場面で相談をすることによって、なかなかすぐには解決は難しいのですけれども、少しずつそういった体制の充実に向けて取り組んでいければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 部長おっしゃるよう

に、なかなか成果は難しいというのは本当に教育に関わってはお子さんが成長された後、10年、20年たって振り返られるときにあのときはという言葉になってくるのだと思っておりますので、すぐに成果を期待するというこのほうが誤った考え方を導き出してしまふのかなというふうに思っているのですけれども、スクールソーシャルワーカーの2名配置については大変好ましいと思ひます。その上で、以前から配置をいただいております心の教室相談員、そして教育相談センターの様々な適応指導教室ですとか夜間相談ですとかということも連携を取っていただひての対応していただひているというふうに思ひますけれども、次の小項目2にも関わってくるのですけれども、特別支援教育の支援員、それから支援スタッフ、そういう名寄市の市内の公立学校を全体見渡したときに必要な人数は配置されていると受け止めてよろしいでしょうか。改めて確認させてください。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 特別支援に関する生活支援員、それから学習支援員につきましては、名寄市におきましては本当にほかの自治体、比較するわけではないのですけれども、過去から特別支援教育に関しては非常に力を入れさせてきている分野の一つではないかなというふうに思ひます。この生活支援員、学習支援員につきましても確かに1人に対して、1人というか、全ての、100%確実に配置しているかどうかと言われると、なかなかそれは難しいところもありますけれども、そういった中で学校と十分ヒアリングをしながら適切な人数についてはできる限りの配置について今やっておりますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 様々な場面を出していただひている人員配置を見ても、本当に名寄市については手厚く配置をしていただひているなど

いうふうに思っていますので、大丈夫と思いがながらも、他の自治体におきましては急遽の病欠の教員が出たときに代替の教員がなかなか確保できないというような話も聞いておりますので、改めて確認させていただきました。

そこで、特別支援教育で合理的な配慮をして、その子に応じた学校内での教育的指導がされているということも理解しているところでありますけれども、最近ちょっと気になるのが子供たちと話をしていて、何々ちゃんは何々だからという言葉が聞こえてくることがあるのです。長期欠席のことも含めて、教室の中でちょっと人数少なかったよね、今日というような言葉をかけると、だって何とかちゃんと何とかちゃんは何とかだものというような、そんなような言葉で子供たちから返ってくる言葉が非常に気になっておまして、何かこんな聞き方をするのも回りくどいのですけれども、特に違いを認め合う中でその子なりの育ちをお互いに見守っていく、子供同士の中でもその理解が進むようにと思っただけのことではありますが、インクルーシブ教育について名寄市の取組について、これはちょっと教育長にお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 先ほど部長のほうからもインクルーシブ教育についてお答えをさせていただきましたけれども、まず大前提にあるのは今年の教育行政執行方針の中でも人間尊重ということを第一に掲げて、それを前提にして取り組んでいくということを学校のほうにも指導しているところでございます。今山崎議員のほうから御指摘のありました子供同士の会話の中で、恐らく休んでいる子の理由とかが限定されてしまっていて、その子に対する理解というのが固定化しているような状態にあるのかなというふうに受け止めたところでございますので、そうした点につきましてはやはり学級担任が十分に欠席をした子供たちへ配慮して発言していくですとか指導していくとい

うようなことも必要かなというふうに思いますので、私どものほうでも毎月の校長会議、教頭会議の中では一人一人の子供たちの小さなサインを見逃さないことですか、何よりも本当に心が安定すると、そうした教育環境をつくってくださいということをもうずっと繰り返しお願いしているところでございますので、そうしたお話を伺いましたので、また機会を見ながら十分に学級での指導、あるいは学校全体の指導の中で子供たちが特定の子供を排除したりだとか偏見を持ったりとかすることのないよう指導していくように学校に対して指導していきたいというふうに思います。今後ともそうしたいろいろなお声というのは、前も私お伝えしたかと思いますが、拾い切れないところがございますので、ぜひそうしたお話がありましたら教育委員会のほうにお伝えいただければというふうに思います。私ども教育委員会、スタッフ、職員、本当にすぐ対応してくれる職員ですので、そうしたものに対してはきちんと対応していきたいというふうに思いますので、引き続きお力添えをよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 地域全体が教育の学びの場であるということをお考え、本当に学校教育の中で先生方、心を砕いて一生懸命やってくださっていますので、そういう声が聞こえてきたときにはそれぞれ捉えた大人がその場で声かけるということも必要だなということも思いつつ、改めて申し述べさせていただきましたので、お互いにそこを子供たちの学びをサポートしていきたいなというふうに思っているということもお伝えさせていただきます。

小項目3のヤングケアラーの件についてでありますけれども、実はちょうど2年前の令和3年の第2回定例会でも一般質問としてヤングケアラーの話が出されておりました。そのときに改めて把握に努めていくということで当時の健康福祉部長からも御答弁があったところでありますけれども、

2年たって、ヤングケアラーという言葉も結構耳にする機会が増えてきたなとは思っているのですけれども、この受け止めを18歳未満の対象年齢にある人たちがどのように捉えているのかというところはちょっと私自身つかみ切れないところがあります。この点について担当者としてどのように捉えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 18歳以下の子供たちがどう捉えているかということかと思えますけれども、令和3年度にヤングケアラーについての調査だったり何だったというのが国のほうで、また北海道のほうで始めてきたというところではいきますと、小学生だったり、中学生だったり、高校生だったりというところ、無作為の抽出でありますけれども、こういったことをアンケート調査を実施しているということで、当然該当になった方についてはそういうふうを考える機会があったのかなというふうに思っていますけれども、該当にならなかった学校のお子様、子供たちについても、こういうことがやられているということは新聞やテレビ等の報道で出ているかと思えますので、そちらで少しは気づいていただけているかなというのが実は実際のところかなというふうに思っています。全ての18歳以下の子供たちにこのアンケート調査が実施されているかといったらそうではありませんので、広報、啓発のリーフレットですとかパンフレット、ポスターなんかを学校や行政やそれぞれの公共施設等で掲示をさせていただきながら、少しでも多くの方に気づいていただければなというふうなことでやっているのが今現状かなというふうに考えています。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 道のアンケート調査で小学生、5、6年生の調査、20人に1人がヤングケアラーということで回答が出たということ

で、ちょっと私としてはショッキングな数字だなと思っているのですけれども、名寄市がそこにどうなのかということは私自身はつかみ切れていません。ただ、我々の役割としてケアラー条例、仮称ですけれども、そこを名寄市に応じたものに整備していく中でより理解が図られて、窓口等の状況も皆さんにも周知できるということであれば、やはりその動き出しについては子供たちの安定な学びを保障するという観点からにおいても必要であると思っておりますので、今後検討の一つに加えていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほど壇上でこども・高齢者支援室長からも答弁させていただきましたが、実は道のほうで条例ができてまだ1年ちょっとというような状況と、あと道の計画ができたのが今年度といういうことでございまして、私どもとしては市町村支援を北海道がしていっていただけると。ケアラー条例も全国調べましたらヤングケアラーに限定しないで、ケアラー条例という名前で出ているのは全国では15しかないのです。その中で都道府県が割と多いのですけれども、北海道は先進的なのです、そういう意味です。ですので、北海道の条例を名寄市としてもその目的や理念をきちっと捉まえながら、ケアラーの方がケアしていくことで自分の生活だとか、例えばヤングケアラーの方ですと、自分の進路とかを遮ることのないような対応を私どもとしてもしていきたいというふうに思っていますので、まずは北海道の条例をきちんと対応していくというふうな形から進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解ください。

○議長（山田典幸議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

---

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

公園の管理運営等について外1件を、遠藤隆男議員。

○13番（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で2点順次質問させていただきます。

まず初めに、大項目の1、公園の管理運営等について、小項目の1、公園の現状と管理要領等についてお伺いいたします。都市公園は人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であります。近年では施設の老朽化、財政状況の厳しさを受け、都市公園の適切な維持管理を行う環境は年々厳しさを増しているとも言われております。本市においては計画に基づいた遊具の新設等、適切な公園の維持管理に努められ、公園の整備は一定程度進んでいると認識しておりますが、本市の都市公園として位置づけられている公園の現状と公園樹の安全対策を含めた管理要領及び課題についてお伺いいたします。

次に、持続可能な公園の管理運営の考え方についてお伺いいたします。行政の財政基盤が縮小するこれからの人口減少時代において、公園や緑地等のオープンスペースの魅力を持続的に維持、向上させるためには、空間の特性や活用の可能性に応じて民間企業や市民との協働による管理運営を行うことが求められてきています。都市公園法及び都市緑地法の改正など、民間活力を生かした緑、オープンスペースの整備、保全、活用を促す法律制度が整いつつあり、全国的にも都市公園のマネジメントのための方針を策定し、当該方針に基づいて都市公園の特性等に応じた管理運営を推進する動きが始まっていると思います。そこで、都市公園のストック効果向上を含めた持続可能な公園の

管理運営について今後どのように進められていくのか、お考えをお伺いいたします。

次に、大項目の2、教育行政に関わって、小項目の1、ICT教育の現状と課題についてお伺いいたします。令和3年3月に市内小中学校の全ての児童生徒にGIGAスクール構想における1人1台端末としてノートパソコンが整備され、ICT端末を活用した学習が始まり、校内におけるICT環境の充実や教員のICT活用指導力向上等を含め様々な取組を行われ、また1人1台端末としてのノートパソコン整備時にロイロノートスクールというアプリも同時に導入され、ICT教育に活用されていますが、現在まで取り組まれてきた内容及びロイロノートスクールの効果を含めた本市の小中学校教育におけるICT教育の現状及び課題についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2、長期欠席者の現状と対策等について。2022年10月27日に公表された文部科学省の調査によると、日本の小中学校における不登校の児童生徒を含む長期欠席者の数が過去最多である約41万人、うち不登校児童生徒は約24万人に上ることが明らかとなり、9年間連続して増加し続けていると言われており、本市においても小中学校における不登校の児童生徒を含む長期欠席者は同様の傾向にあり、対策、支援等の様々な取組がされているところですが、本市の不登校の児童生徒を含む長期欠席者の現状と対策、支援等の取組について、取組内容及びオンラインでの学習支援、遠隔授業の進め方についてお伺いをいたします。

また、対策、支援等の取組をされている中での課題についてもお聞かせください。

最後に、小項目の3、特別支援教育の現状と課題について。少子高齢化により、学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障がいのある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生

徒が大きく増加し、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒の数も増加している状況にあると思います。また、関連制度の改正や各学校等の努力、創意工夫により、特別な支援を必要とする子供の学びの場が充実するとともに、通級による指導や交流及び共同学習の充実等によりそれぞれの学びの場が柔軟で連続性を持ったものになりつつあると思いますが、本市の特別支援教育の現状と課題についてお伺いいたします。

以上、この場からの質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 遠藤議員から大項目で2点御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、公園の管理運営等について、小項目1、公園の現状と管理要領等について申し上げます。本市が管理している都市公園法に定められた都市公園は31か所あり、市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする広域公園として道立サンピラーパーク内の森の休暇村が1か所、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的とする総合公園として名寄公園や浅江島公園、風連町緑町公園の3か所、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする近隣公園として大学公園や風連町西町公園、風連町中央公園の3か所、街区内に居住する者の利用に供することを目的とした最も身近な公園である街区公園は24か所あります。これらの公園の整備状況については、平成22年度に利用者が安全に安心して公園を利用できるよう都市公園31か所を対象とした名寄市公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の老朽化の診断に基づき必要性や危険性を確認し、平成23年度から令和3年度において供用開始が古く、緊急性の高い遊具等の公園施設を優先しながら計画的に更新を図ってまいりまし

た。令和4年度以降は、後期総合計画で改修を予定している公園整備に対して市民の意見を聞き取るために実施した市民アンケートの結果から公園施設として経年劣化や故障により休止をしている噴水などの水遊び場やあずまやなどの休憩施設、トイレなどの便益施設の更新を計画し、公園改修事業を進め、誰もが憩える公園づくりに努めているところです。公園の安全対策についてですが、面積が広く、多くの公園施設が整備をされている広域公園、総合公園、近隣公園は民間事業者に委託、または指定管理において施設ごとに仕様書や業務要領により樹木を含めた遊具や各施設の安全確認、点検を行っておりますが、樹木については目視による点検回数等を定めているものの、具体的な点検基準は設けておりません。そのため、目視による定期的な点検を行い、葉が生い茂らない樹木や、枝や幹の様子が周囲と異なる樹木、キノコ類が生えているなど、枯れや損傷が見受けられる場合は必要に応じて伐採や枝払い等の対応を取っております。街区公園につきましても管理要領等は定めておりませんが、雪解け後の供用の始まる5月上旬までに市の担当職員により公園の遊具点検の実施と併せて、目視により樹木の状況を確認し、異常が見られる樹木があれば枝払い、伐採等の対応を行っているほか、公園を開放している5月から10月までは週1回程度委託業者による見回り点検を行っており、異常が発見された場合は速やかに市に報告をいただいております。

公園管理の課題としまして、民間業者に委託、または指定管理において維持管理している公園については他の事業と同様に賃金や物価、燃料費の高騰により維持管理に要する経費が上昇傾向にあることです。また、街区公園については公園愛護事業として地域の各町内会に草刈りの管理をお願いしておりますが、担い手の高齢化や参加者不足が課題になっていると伺っていることから、将来的には地域住民の方々にとりまして過度の負担とならないよう配慮しながら進めてまいります。予

算や施設の老朽化など様々な課題はございますが、各町内会や委託業者から公園管理に係る意見や要望をお伺いし、課題解決に取り組みながら今後も町内会や民間事業者との協働による良好な公園管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、持続可能な公園の管理運営の考え方についてお答えします。都市公園の管理運営については、限りある予算の中で施設の更新や長寿命化などの老朽化対策を行っておりますが、利用者の減少傾向を踏まえた上での管理運営が求められているところです。現在の状況は、サンピラーパーク森の休暇村と名寄公園内に位置する名寄公園パークゴルフ場、都市緑地である天塩川さざなみ公園の3施設において指定管理者制度を導入した管理運営を行っており、面積が広く、多くの公園施設が整備されている公園や緑地については民間業者に委託し、街区公園では各町内会に御協力いただいているところです。指定管理や業務委託による公園等の管理運営手法については、民間企業の運営ノウハウや機動力等が活用されることで環境や健康、景観、文化等の公園ストック効果の維持、向上に寄与していることから、今後も継続して持続可能な公園管理に努めてまいります。

また、街区公園などの身近な公園においては、地域の皆様が気軽に集い、憩いの場として利用し、子供たちが伸び伸びと外遊びを楽しめる場であり続けるためには市民との協働作業が不可欠であることから、地域コミュニティの活性化が図られるよう引き続き御理解、御協力を求めてまいります。

今後の都市公園の管理運営については、人口減少や少子高齢化などを念頭に事業及び予算の選択と集中が必要であると考えており、市内の都市公園については現時点では現状の公園及び附帯施設を継続して運営していくことを基本に考えております。そのほか、国においては法改正により公募施設管理制度が新設されるなど、民間活力を活用した柔軟な管理運営が可能となるよう制度改正が

図られているなど公園が持つ機能とまちづくりが注目されていることから、本市においても最大限にストック効果を高められるよう国の新たな制度に注視をし、他自治体の取組も参考にしながら魅力ある公園づくりの手法について研究してまいります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、大項目2、教育行政に関わって、初めに小項目1、ICT教育の現状と課題についてお答えいたします。

本市小中学校においては、令和3年3月に児童生徒1人1台端末の整備とともに大型提示装置など必要な備品や学校内の高速大容量通信ネットワーク整備も行い、令和3年4月から学校における1人1台端末環境下での新しい学びがスタートしました。スタート当初は指導に戸惑う教員も見受けられましたが、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に教員のICTの効果的な活用に向けた様々な研修会や授業交流会の実施、また指導方法や教材等の工夫改善などにより現在は本市の全ての小中学校においてICT機器が鉛筆やノートなどの文房具と同じように身近なツールとして活用されております。その中でも個別最適な学びと協働的な学びの実現に資するよう1人1台端末の整備と併せて導入した教材ソフト、ロイロノートスクールは、思考を可視化したり、自分の考えと仲間の考えを比較したりすることができることから、児童生徒が自分の考えを広げることや深めることができるなどの効果が見られました。また、そのほかにも児童生徒が文字情報では伝わりにくいものを、動画や画像などを使用することにより視覚や聴覚に訴え、学習内容に対して興味、関心を高めることができること、同じ問題を繰り返し解くことができ、苦手分野の克服につながることで、挙手をして発言したがる子供の見え方を反映できたり、共同作業場面では参加しやすくなること、などの効果が見られております。一方、今後の課

題としては今日的に求められる教員のICT活用指導力の向上や1人1台端末の更新をはじめとする必要なICT環境の整備などが考えられます。社会全体のデジタル化が進む中、学校教育においては児童生徒の情報活用能力育成のため授業の中でより一層ICT機器を活用する機会は増えていくと思いますが、教育委員会といたしましては未来を担う本市の子供たちのために長時間使用しないなど児童生徒の健康面の配慮も行い、ICTを活用する場面と活用しない場面を効果的に組み合わせることで学び方の可能性を広げていくとともに、日常的にも目的に合わせて自ら選択して、効果的に使用できるようICT環境の整備など学校への支援を進めてまいります。

次に、小項目2、長期欠席者の現状と対策等についてお答えいたします。文部科学省の令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に対する調査では、道内の不登校児童生徒数は約1万1,300人に上り、過去最高となるなど生徒指導上の喫緊の課題となっております。本市の令和4年度の14日以上長期欠席者は小学校20人、中学校54人で、令和3年度からは減少したものの、少なくない状況です。そのため、各学校では一人一人の実情に応じたきめ細かな指導、支援を行う必要があることから、不登校や不登校傾向にある児童生徒が学校、家庭、社会とのつながりを切らすことのないよう、今年度は校内体制の充実、相談体制の強化、ICT機器を活用した遠隔授業の実施、スクールソーシャルワーカーの継続配置の4つの取組を連携させた不登校対策の強化を進めております。特に不登校児童生徒の様々な状況やニーズなどに対応できるよう適応指導教室や学校における別室登校などの受入れ態勢の工夫による相談体制の強化やICT機器を活用した遠隔授業の実施により多様で効果的な教育や相談の機会、場の確保に努めているところです。オンラインでの学習支援については、1人1台端末を活用して学校の別室と教室をつなぎ、遠隔授

業を実施しております。ビデオカメラで授業をオンラインにより配信することによって不登校児童生徒の1人1台端末を接続され、双方向のオンラインによる事業を行うことが可能となり、学校の別室にいる児童生徒が学校の雰囲気や共有したり、仲間とのコミュニケーションを図ったりすることができ、学校、社会とのつながりを切らすことなく、学力の保障や教室への早期復帰を行うことができるものと考えております。不登校は取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得ることから、教育委員会といたしましては引き続き各学校に対し家庭や各関係機関との連携を密に図り、子供たちのサインを見逃すことなく、早期の対応に努めるようお願いしてまいります。

次に、小項目3、特別支援教育の現状と課題についてお答えいたします。特別支援教育とは、障がい等のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため適切な指導及び必要な支援を行うものです。そのため、本市においては特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制構築に向け、名寄市特別支援連携協議会、名寄市特別支援教育専門家チームを組織し、特別支援教育の充実に努めております。具体的には、名寄市特別支援連携協議会では特別支援教育の推進を図るため本市の特別支援教育について共通の理解を図ったり、課題の解決に向けて協議を行ったりすることを通して学校と関係機関等との連携、協力を強化しております。また、困り感のある児童生徒への教育支援の充実に向け、各学校は特別支援教育専門家チームによる教育相談を活用し、医療、福祉等の関係機関と連携して、個に応じた指導目標や教科、自立活動などの内容及びその指導方法、指導体制の工夫、改善に努めております。さらには、必要に応じて各学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、

各学校の特別支援教育コーディネーターや心の教室相談員と連携して、教職員、児童生徒、保護者等への効果的な支援に努めるとともに、学習支援員や生活支援員を適切に配置し、きめ細かな支援に努めているところです。教育委員会といたしましては、特別支援教育に関する課題は児童生徒一人一人の実態等に応じて異なることから、今後とも心身に障がいのある児童生徒の就学の適性を図ることを目的としている教育支援委員会を適宜開催して、当該児童生徒の実態等を踏まえて、適切な教育機会が提供できるよう努めるとともに、その成長を見守りながら名寄市立大学など関係機関と連携、協力して、教育的ニーズに応じた安全安心な学びの場の整備に努めるなど、本市の特別支援教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 御丁寧に大変詳しくそれぞれ御答弁いただきました。確認を含めまして、時間の許す限り再質問のほうさせていただきたいというふうに思います。

まず、公園の管理運営等について、本市の都市公園として位置づけられている公園の現状、安全対策を含めた管理要領、課題、ストック効果を含めた持続可能な公園の管理運営について今後の進め方の考え方をお聞きいたしました。本市の都市公園として位置づけられている公園は31か所というところで、広域公園が1か所、総合公園が3か所、近隣公園が3か所、街区公園が24か所と、これを維持管理するには本当に大変なことであるというふうには感じております。また、公園樹の安全対策の部分で、公園樹については目視で点検をされているという御答弁がありました。また、周囲と異なる部分等の点検ということでお伺いしました。また、管理要領についてはまず平成22年度ですか、名寄市公園施設長寿命化計画というものが策定されて、本当に遊具、照明灯などはじめ計画的な更新をされ、安心して安全な公園環境の維

持に努められてきたという御答弁だったと思います。また、令和4年度以降については市民アンケートによって噴水であるとかあずまや、トイレ、計画的にその辺の更新を今度はされていくということで、そういう御答弁であったというふうに認識をさせていただきます。また、街区公園では本当に、町内会等にある街区公園なのですけれども、5月上旬、職員の方が先に点検をされて、遊具等の点検ですか、そういうところ点検をされて、その後については町内会にお願いをして、草刈りや清掃などですか、そういう感じで依頼をして、整備を行っているということで、その中でもちょっと先の話ですけれども、課題としてやっぱり町内会として高齢化がされており、特にうちの町内会もそうですけれどもなかなか草刈りのオペの方がだんだん見つからなくなってきた、うちのほうはまだ60代ですので、また何年かは大丈夫だと思うのですけれども、それ以降になってくるとなかなか草刈り機を持つ方もいなくなってくるのかなというふうな感じもしております。それ以外にも基本的な公園運営は5月から10月ですか、基本的にということでありまして、公園パトロール、週1回をされているというような御答弁もありました。また、民間業者とか高齢者事業センターのほうで委託をされていると思うのですけれども、そういう形を取りながら公園の維持管理をされているという御答弁だったというふうに思っております。

それでは、まず初めに公園樹の安全対策の部分で再度ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、目視で点検をされているということなのですけれども、これどういう、1年間に、感覚的なもの、例えば3か月に1回、6か月1回とか1年に1回しかしないとか、あと再度もう少し詳しくお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 木の点検だけ行

っているわけではないのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、大きな公園につきましては委託、もしくは指定管理の中で管理していただいているものですから、そこの中で定期的に見て回って、先ほどのちょっと答弁ともかぶりますけれども、今時期本当は葉っぱがついて、青々と木がなっているはずなのですけれども、それが葉っぱが全然ついていないですとか、どうしても春先は雪による倒木とかも出てまいりますので、それと併せて確認をできたものについては対応しているというような状況になってございますので、そしてそれは委託につきましては月1報告いただくことになってございますので、そのことについては大体月1回はやられているというような状況にもなってございますし、街区公園につきましてもパトロールや何かお願いしている部分もありますので、その中で異変があればこの間連絡をいただいたこともございますし、そこも月1は間違いなく確認はしてございますので、都度、そのほか町内会さんのほうから要望ですとか、こんな状況だよというようなお話しただければすぐ確認には行くような形で今対応しているところではございません。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 今なぜ樹木の点検の部分にこだわったかといいますと、本市の総合公園である名寄公園ですか、名寄公園のミズナラ木なのですけれども、公園内の遊歩道、散歩とかウォーキングで活用されている方からの問合せがありまして、名寄公園の遊歩道沿いのミズナラの木、空洞化している状態のものが多いのだけれども、つい先日というか、神奈川のキャンプ場で倒木による事故も起きていますけれども、名寄公園は散歩やウォーキング中にそういったことが起こる可能性はないのかと、早急に点検すべきではないのかという内容のお問合せをいただいたところでありまして。私も現地を確認するため4回行かせていただきました。そのうち2回はそこで勤務されて

いる方に案内をしていただいて、空洞化しているミズナラの木を含め幾つか確認をさせていただいたところでありまして。やっぱり樹木の診断については、老木なのか木による病気なのか、専門家であれば分からないようなところが多々あるというふうに思っております。そういったのを専門診断というか、精密診断、早急に行っていただき、安全性を確認し、やっぱり利用者の方々に安心していただくことが重要ではないかと考えるところなのですけれども、実際空洞化が目立つ名寄公園のミズナラの木、診断、点検の部分について再度お考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今名寄公園のミズナラの木ということで御質問いただきました。名寄公園のミズナラの木は、皆様御存じのとおり、有史以来自然に生育しているといえますか、その形である木なものですから、大変樹齢も高く、大きくなっているという状況でございます。その部分で木の空洞化といいますか、少しへこんでいるような状況とかは確認できていますし、これまでの強風ですとか、そういう部分でもそうそうミズナラの木が倒れてというようなことがちょっと経験上ないものですから、安心をしているわけではないのですけれども、それ以上のことが進むようであれば、やはりもっと詳しい点検とか進めなければならぬと思うのですけれども、いかんせん私もちょっとノウハウないものですから、もう少し枯れかかっているような状況が散見されれば少し樹木医等に相談をしてというようなことも考えていきたいなと思ってはいるところなのですけれども、もう少しの間はパトロールの強化といいますか、少しそういう部分での視点でパトロールするように配置をしてまいりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） やはり目視、パトロールだけの点検ではどうなるか分からないというところありますので、実際の活用されている方か

らのやっぱりそういった、多分問合せあったのではないかなと思うのです、建設水道部のほうに。そういう市民からの声があるのであれば、一度点検をしていただいて、本当にこれ安全だよというのをやっぱり伝えるのが行政としての役割もあるのではないのかなというふうに私思うのですけれども、早急に点検をされるというお考えはないでしょうか。再度よろしく願います。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 点検につきまして、今お話もいただいたとおり、その他については全量ということにもなりませんし、少し優先順位をつけた中でやっていけないかということについては少し検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 検討だけでは駄目ですよね。実際実行しないと。検討は、誰でもできると思えます。それを実行に起こすのがいかに大事なことかということでありまして、これ何かあってからでは本当に遅いですから、安全であれば安全だということを市民に周知すればいいだけの話なので、これはやはり検討だけではなく、しっかり優先順位を上げて診断、点検をしていただきたいなと強く要望いたします。実は私の町内会においても6月の初めの、倒木に近いような状態になって、多分うちの町内会長から連絡行ったと思うのですけれども、本当に速やかに対応していただいて、安全確保していただいたなど。そういう迅速な対応してくださる都市整備課の皆様ですから、ミズナラの木の点検、そういうのはできると思いますので、本当によろしく願います。

今名寄公園の樹木の部分でお聞きしましたので、名寄公園、現地4回ぐらい行ってちょっと確認した部分があって、何点が気づいた部分があるので、せっかくなので、その辺についてもお聞きしたいなというふうに思います。名寄公園内の街灯の点灯期間なのですけれども、街灯が点灯する期間で

す。夏場は一晚中点灯、冬期間においては以前は確か利用の少ない東側の池周辺など一部消灯していたと思うのですが、ここ数年冬期間は全部消しているという認識なのですけれども、公園の開設5月から10月ということで、それ以降は節電のために全て消されているのかなというのは、その辺は分かるのですけれども、公園通線から名寄公園の管理棟へ向かう市道ですか、あそこに街灯がないのです。公園内の街灯を消灯される時期からあそこ一带真っ暗になるのです。防犯上、安全管理上問題があると。これについても問合せを受けた部分なのですけれども、また名寄公園、防災上についても避難場所にも指定されている場所がありますので、私は早急に改善するべきではないかなというふうに感じたところであります。新たに市道沿いに街灯を設置するという事は多額の費用がかかりますので、それはなかなか難しいことなのですけれども、今実際公園内の街灯がありますから、市道側を点灯すればそういった問題解決になるのではないかなというふうに考えるのですけれども、冬の期間の公園内の街灯の、市道沿いの街灯の一部点灯というところ、可能性を含めてちょっと考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 名寄公園の公園灯につきましては、議員の今おっしゃったとおり、従前はもう大分、10年ぐらい前までには冬期間は中の園路は消して、道路際はつけてはいたのですけれども、昨今の電気代の高騰ということもあって、最近はずっと全消灯、冬の間は全部消しているということもあるのですけれども、今言われたとおり、少し下の神社入り口から上がってくる部分につきましては防犯灯も間空けて配置になっているというような、公園灯もあってのことだったと思うのですけれども、そういう部分ありますので、少しその部分の部分点灯と、道路際の部分点灯等につきましては点灯、つけられるようになるのか、ちょっと配電の関係もありますので、

その辺確認をして、そういう形で進められるようにはちょっと検討してまいりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 何回も言うようですが、検討だけでは駄目ですので、ぜひ実行に移していただきたいなと思います。

あと、節電の部分で考えれば、私夜の公園内もちょっと歩かせていただいたのですけれども、遊歩道の街灯、結構間隔狭いのです。そんなに全部つけなくてもいいのではないかなというふうに感じたところなのですけれども、あれ1つ置きにつけるといふ、そういうことは可能なのでしょうか。遊歩道沿いです。ちょっとお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 公園内の公園灯につきましては、ある程度、多分3系統ぐらいに今分かれて、全部がつくつかないという形になっているものですから、1つ置きにとかというちょっと設定にはなかなかすることは、お金かければ、そういうシステムを構築すれば可能なのですけれども、今のところはそういう形になっていないので、ある程度系統分けをした中でつける、つけないという形の中での対応になるかなと思っています。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） もしそれ節電の部分での金額と設置する金額と、その分については検討でいいです。検討していただければというふうに思います。もし電力料が高ければそっちのを設置して、1個間隔にしたほうがいいと思いますし、そういったことも考えていただきたいなというふうに思います。

名寄公園についてもお聞きしているのですけれども、本当に長い歴史と伝統のある公園であるというふうに私認識しております。そこで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、本市におけるこの名寄公園というものはどのように捉えられているのか、部長のちょっとお考えをお聞かせくださ

い。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私ども公園管理者といたしましても、名寄公園はやはり先ほど申し上げました名寄市有史以来一番古い公園ということで、今から大体120年ぐらい前に殖民地区画をされたときに一番最初にここは公園として残しましょうということで、造って整備をしていきましょうということで始まったというふうに向っているし、文献でもそのようになっているところでございます。戦時中に農業高校を開設したことによりまして一部面積が大きく減ったのですけれども、大体今の面積の形をその頃からずっと管理をしているところではございます。また、今話に出てございましたミズナラの原生林につきましても大変貴重なものでございまして、平成26年度には北海道で23番目の北の造園遺産ということで北海道の認定もいただいている公園でございます。昭和32年の開設時には3年をかけて公園を整備し、それから30年がたちました平成元年度には大幅な全面の改修工事を行って、現在に至っている公園でありますので、もちろん引き続きこの歴史と風土を重ねる名寄公園につきましてもそれこそ子供からお年寄りまで必要とされる市民が安らぐ憩いの場としての役割がございまして、これからもそういう形で引き継いでいく中で維持管理も進めてまいりたいなと思っております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 今部長がおっしゃったとおり、本当に長い歴史のある公園であると。私もちょっと調べたら、本当明治34年に北海道庁が開拓のための殖民地区画に公園予定地を設定し、当時の内務省に事業申請を行ったことに始まってから公園が公園化されたということでありました。また、ミズナラの原生林については本当に造園遺産、また平成14年には名寄指定文化財として指定もされております。また、この名寄公園につい

てホームページを調べますと、しだれ柳、ハルニレの木やミズナラの原生林と人工林を組み合わせた森に囲まれた公園で、隣接の名寄産業高校の敷地にはポプラ並木もあり、春は桜の名所、園内の池にはボートもあり、パークゴルフ場、テニスコート、野球場の施設もあり、隣接する旧名寄本線の鉄路上にはS L排雪列車キマロキが屋外展示されているというふうに掲載されているというふうに思います。名寄公園、本当に市街地に隣接する総合公園として多くの方々に利用されているというふうに思っております。また、桜の時期、本市でも桜の名所として掲げられているわけですから、多くの方が桜を見に来られているというふうに私は思っております。

ちょっと先ほどの公園内街灯の点灯時期に戻るのですけれども、今年点灯されたのは、これも現地で私確認したのですけれども、5月8日でありました。残念ながら桜がほとんど散った時期でした。桜の名所として挙げているのですけれども、公園内街灯の点灯時期、これ桜の開花時期に合わせれば夜間も楽しめる桜の名所としてたくさんの方々に来ていただけるのではないかなというふうに思うところなのですけれども、今回そういった御提案をしたいと思っておりますけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今いただいた件につきまして、先ほどとかぶりますけれども、公園灯の点灯時期が今年5月の、大体いつも5月の連休明けぐらいからというふうにしていたのですけれども、今お話あったとおり、今年桜の開花も早かったということで、残念だったというふうなお声もちょっとお聞きをしたものですから、このことにつきましては、今議員がおっしゃられたとおり、昼、夜、夜は夜で桜の開花時期にはそういうものも少し見て歩けるような公園ということで、電気のブレーカーを少し早く上げるだけですので、その部分については少し来年からそういうよう

な形で対応するような方向で進めてまいりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 今の部分やっていただけということ、また夜桜を楽しめる名寄公園としてもPRできるのではないかと思いますので、ホームページちょっと書き換えればいいと思いますので、そうすればPRになると思いますので、よろしく願いいたします。

あと、持続可能な公園の運営管理の部分について、お考えについては理解をさせていただきます。今後やっぱり公園の運営管理については少子高齢化、施設の長寿命化、社会情勢の変化もあって、公園に求められる役割、機能についても変化してくるというふうに思います。それぞれの公園の魅力を高めるためにも公園の特性に応じた管理運営が求められると感じております。財政状況も厳しい中でのそういった運営管理なのですけれども、本当に本市には多くの公園があって、それを維持管理するには本当いろんな様々な課題これから出てくるというふうに思っております。大変であると思っておりますけれども、持続可能な公園の管理運営につながる引き続きの公園整備、保全をよろしくお願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。続きまして、ICT教育について。令和3年の2定でICT教育について質問をさせていただいてから2年がたちまして、先ほどの御答弁お聞きいたしまして、様々な取組されて、推進されている印象をお受けいたしましたし、本当に効果も出てきているものと理解をさせていただきます。このICT教育というもの進められていく中で、ICT機器の管理面とか苦手意識を持たれている教員の方には負担になるのではないかなどと言われておりますけれども、そういった部分において本市における現状というのはどうだったでしょうか。お聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○**教育部長（木村 睦君）** 先ほどの答弁でも少しお話しさせていただきましたけれども、スタート当初につきましてはICT教育、ICTの機器を使うことが苦手な先生方もいらっしゃいましたので、最初はやっぱり戸惑う先生も見られたかなというふうに思っています。ただ、名寄市教育改善プロジェクト委員会、様々な研修を始めて、さらには北海道教育委員会による研修ですとか資料の提供などもありましたので、そういったものを活用させていただくとともに、ICT支援員の皆様方も積極的に活用させていただきながら、現在はほとんどの先生が身近なツールとして授業では使っていただいている、活用させていただいているかなというふうに思っているところです。ただ、このICTにつきましては、日々本当に進化しております。そのため引き続き教育委員会におきましてもプロジェクト委員会のそういった取組を中心としながら、教職経験などに応じた研修ですとか、それからICT活用へのスキル向上なんかも図れるような取組などに対して学校の要望に応えながら対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○**議長（山田典幸議員）** 遠藤議員。

○**13番（遠藤隆男議員）** 今部長の答弁を聞いて安心しました。議会においてもタブレット導入されて、全員がすぐスムーズになかなか使えなかったところもありますので、やはり教員の皆さんの中にもおられたのかなというふうにも思います。ICT支援員という方もいますし、また助け合いながらそういったことを進めていただければ、またさらに本市のICT教育が進むのかなというふうに思います。

次に、ロイロノートスクールの部分でちょっとお聞きいたしますけれども、実際これ児童生徒については使用していますので、理解していると思うのですが、実際操作をしていない保護者にとっては使い方であったり、そのアプリ何がで

きるのというような分からないことも多いのかなというふうに思うのですけれども、こういった部分、保護者への説明についてはどのような形で行われてきたのかちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○**議長（山田典幸議員）** 木村教育部長。

○**教育部長（木村 睦君）** ロイロスクールノートにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、1人1台端末を導入する際に全端末にこのロイロスクールノートという支援アプリというのでしょうか、支援ソフトというのでしょうか、そういったものを導入させていただいています。GIGAスクール構想によって1人1台端末を使った教育活動が始まる際に保護者の皆様方には端末の今後の活用方法ですとか、さらには導入したロイロノートスクールを入れましたよということでのリーフレットの配付ですとか、その活用などについては周知に努めてきているところですし、さらには学校だよりなどで日々こういうことで使っています、ICTこういうふうに、こういう形で活用していますということで、大きい記事ではないかもしれませんが、そういった日々の活用については載せさせていただいていると。各学校のほうでお知らせしているのかなというふうに思っているところです。ただ、今議員からもお話いただきましたように、保護者の皆様方にどのように今後の教育活動、またICTを使った教育活動について御理解いただくためにも周知ということは非常に大切な面だと、大切な視点だというふうに考えておりますので、学校とも相談させていただきながら周知には努めていきたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○**議長（山田典幸議員）** 遠藤議員。

○**13番（遠藤隆男議員）** ちょっと時間もなくなってきましたので、ICT教育の分でまだまだお聞きしたいことはいっぱいあるのですけれども、

本当にいろいろな今後も様々な課題は出てくると  
思いますけれども、そういったデメリットを解消  
しつつ進めていただきたいなというふうに思いま  
す。

次に、長期欠席者のほうへ移らせていただきま  
す。本当に答弁をお聞きをして、やはり令和4年  
度については令和3年度に比べて減少している  
ということで、また午前中山崎議員からの質問の部  
分とかぶる部分もありますので、かぶらないよう  
に再質問をさせていただきたいと思えます。スク  
ールソーシャルワーカーの部分については午前中  
山崎議員のところでありましたので、この辺は削  
除させてもらって、今後名寄市教育改善プロジェ  
クト委員会において全小中学校が一体となって、  
名寄市における教育課題の解決に向け3つのグル  
ープに分かれ、取組を進められるということであ  
りますけれども、その中の教育指導の充実に関す  
る研究グループにおいては不登校対策とICTの  
効果的な活用という部分を重点目標として、ICT  
を効果的に活用する方策の検討及びICTを活  
用した不登校対策といった取組がされると思いま  
すけれども、これ少しちょっと詳しくお聞かせい  
ただけないでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） プロジェクト委員会、  
3つのグループに分かれていて、その一つのグル  
ープがICTを活用した様々な取組について今検  
討、研修をさせていただいているところかとい  
うふうに思っています。その中の一つとして、や  
はり先ほどの、今回の不登校に対しましては現在  
校内の別室と教室をオンラインで結んで遠隔授業  
を行っていたりしておりますので、そういったと  
ころをこれからもどのように活用して、活用とい  
うか、より一歩進めていくような検証とか、ど  
のようにやったらいいかというところをプロジェ  
クト委員会のほうでさらに深めていただければ  
というふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 今後は、その研究グ  
ループにおいて端末の持ち帰りルールの、そう  
いう検討をされていくというふうに思いますが  
も、試験的にされているところもあると思う  
のですけれども、ぜひいい形で進まれるよう  
お願いをいたします。

あと、不登校たちの状況、先ほどの御答弁  
もありましたけれども、本当状況は様々である  
というふうに思っております。週に数日は学校  
に行く子供であったり、フリースクールとかの  
教育支援センターであれば学びを継続ができ  
るといった子供がいれば、家から一歩も出  
られないといった子供もいると思えます。家  
族以外とは会いたくないという子供と学校  
からの手がなかなかつながらない。家にと  
どまる子供たちに、そういった子供たちに  
居場所を提供し、つながることができる有  
効手段として今ネット上の仮想空間ですか、  
メタバース空間を活用した不登校支援、メ  
タバース登校が今注目されて、試行段階の  
自治体や実際に活用されている自治体があ  
ることは木村部長御承知のことと思いま  
すけれども、ここで詳しく内容について  
は申し上げませんが、今後そういったメ  
タバースを活用した不登校支援について  
も考えていく必要があるのではないかな  
と思うところでもありますけれども、お考  
えをちょっとお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） インターネットの  
仮想空間のことを多分メタバースと言  
うのかなというふうに思っています。全  
国的に見れば少し取組を行っている  
ところも見られるかなというふう  
に思っています。道内においても帯  
広市がこの5月から多分活用され  
たのかなというふうにちょっと  
お聞き……記憶が間違っていな  
ければそうなのかなというふう  
に思っています。デジタル社会が  
非常に進んできていますので、  
様々なサービスが生じておりま  
す。例えばチャットGPTのよう  
な生成AIなんか本当に新しい  
デジタル技術の一

つかないというふうに思っております。こうした最先端のデジタル技術につきましては、今文科省のほうで様々な実証試験が行われているということはいろいろな情報というところも道教委のほうから通じて入ってきているわけですが、なかなかやっぱりその辺今後についてもそういった国や道教委などの情報、さらには民間企業なんかの情報なんかも、うちDX推進のところには民間からお越しいただいている方もおられますので、そういった方からの知識もいただきながら、メリット、デメリットを含めながら、本市の教育の実情だとか実態よく捉えながら進めていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、もう少しこの辺は時間をいただいて研究させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） ぜひしっかりと調査研究をしていただければなというふうに思います。何せ不登校対策の部分については不登校対策の連携強化事業で掲げられていますそういった全ての子供と学校、家庭、社会のつながりを切らさないといった4つの取組を連携させて取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしくお伺いをいたします。

最後の分です。特別支援教育の現状と課題、この部分については私一般質問で何度か質問させていただいている部分ですので、本当に本市の特別支援教育についてはいい形で進んでいるというふうに私は理解をしているところであります。2年前の一般質問においても前教育長から平成17年ですか、文部科学省から委託された事業、特別支援教育体制推進事業において名寄市には市立総合病院と市立大学があるということが決め手となって、名寄市が上川管内の北部地区の拠点として決定したということです。それが本市における特別支援教育の推進において当時を含めて大変先進的な取組のまちの一つであったというふうなことお

伺いました。また、本市においては幼保小中高大との連携を含めた様々な取組ですか、により本当によい形で特別支援教育が推進されているというふうに感じております。

ここで教育長にお伺いいたしますけれども、今後もさらなる特別支援教育の推進に向け取り組まれることと思います。近年分離教育の見直し等についても言われているところでありますけれども、本市の特別支援教育の進め方、教育長のお考えにある特別支援教育のあるべき姿についてお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） ただいま私の本市における特別支援教育のあるべき姿というお話でございましたが、今遠藤議員のほうから名寄の特別支援教育の推進に関わってのお話を伺い、私もこちらに来てから、法律改正が平成18年3月に学校教育法が変わって、特別支援教育が変わってから名寄市は国の事業を受けながらいち早く様々な手を打ってきているということで、先ほど何度かほかの議員とのやり取りもありましたけれども、教育支援委員会ですとか、それから特別支援連携協議会、そして専門家チームの設置と、しかも名寄の特色であります専門的な市立の大学と市立の病院があるということで、本当に医療と、それから福祉と、そしてかつ福祉施設もありますので、切れ目のない支援をこれまでずっと行ってきておりますし、私自身、教育支援委員会が適宜開いているわけですので、子供たちの状況を見ながら特別支援学級であったり、やはり通常学級に戻したほうがいいのか、そこも非常に臨機応変の対応をしているところでございます。そして、実際にそうした取組に対して転勤されてきた先生方からは名寄市の取組について特に学校現場には支援員の方々を手厚く配置していますので、そのことについては非常に感謝の声が多く、名寄市の手厚さというのを本当に私も、1年ほどたちますけれども、実感しているところでございます。私自身としま

しては、やはり名寄市のこれまで進めてきた特別支援教育の進め方につきまして、大事なことは子供一人一人の実情やその保護者の思いに寄り添っていくことだというふうに考えております。その上で、これは不登校等もそうなのですけれども、一人一人の実情に応じて適切な学びの場を提供できるようにしていくということが非常に大事なことであり、引き続きできる限り一人一人に応じながら多様な学びの機会を保障できるようにしていきたいというふうに思っておりますし、特別支援教育につきましても一人一人個に応じる指導はもとより、障がいある、なしにかかわらず共に学ぶ場、それから社会参加ができる、そしてしっかりと社会に向けて自立していける、そうした切れ目のない指導ができるよう、そして一番大事なのはやはり一人一人への愛情というふうに思っておりますので、そうしたことをしっかりと胸に刻んで、本市の特別支援教育の充実に取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続き御支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 時間ありませんので。私も教育長の考えと同じ思いであります。ぜひ、最後になりますけれども、障がいのある、なしにかかわらず、児童生徒がやっぱり楽しく学校生活を送れる、また保護者にも安心してもらえる支援体制、またさらに支援をしてくださる教職員、支援員の皆さんたちがやりがいを持って勤務ができる、そういった勤務体制とか、そういう環境も整えていただいて、教育長のお考えの下、さらに進められていくことをお願いをして、終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

子育て政策の充実に向けた取組について外1件を、谷聡議員。

○5番（谷 聡議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、大項目2点

にわたりまして質問をさせていただきます。

初めに、大項目1、子育て政策の充実に向けた取組についてでございます。政府は、6月17日に経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針を閣議決定いたしました。この中で少子化は我が国が直面する最大の危機であるとして、子育て施策は最も有効な未来への投資であり、少子化傾向を反転させると明記し、学校給食無償化の課題整理を行うとされたところでございます。岸田総理は子ども・子育て政策は最も有効な未来への投資である、地域社会も含めて社会全体で子育てを応援する次元の異なる少子化対策を実現すると発言されたところでございます。名寄市におきましても現在様々な子育て支援を行っているというふうに認識をしております。この骨太の方針の中におきましても、子育て費用が今ネックとなって、なかなか子供を産み育てるというふうに踏み切れないという人が多くいるというふうに結論づけられております。そこで、名寄市でございますけれども、道北地方の基幹病院であります名寄市立総合病院がございまして、中でも小児科は平成19年に士別市立病院小児科を集約化して、24時間体制で診療を受け付けるなど大変手厚い診療体制となっているところでございます。子育てをする親にとっては、子供をいつでも診てもらえる小児科が近くにあるというのは大変大きな安心につながるというふうに考えます。そのような利点を生かして、さらに給食費無償化や医療費助成制度などの拡充を併せて、子育てをするなら名寄でとアピールして、子育て世代を名寄に呼び込むことを積極的に行うべきではないでしょうか。

そこで、小項目の1番目でございます。医療費助成の現状と拡充について。乳幼児医療費助成制度は、令和2年に小学生の通院分まで拡大されたと承知をしております。これを中学生にまで拡大すべきではないでしょうかということでございます。このことについて市のお考えを伺います。

次に、小項目の2番目、学校給食の無償化に向

けた全国的な流れについて。国が学校給食の実態調査を行った結果、全国一律給食費は無償にという政策を打ち出せば、名寄市においても当然国支弁ということを前提としてその政策に従うこととなると思いますけれども、その前に名寄市は独自に給食費無償化という政策に踏み出すことはできないでしょうか。全国的に見ましても、東京都や大阪府をはじめとして多数の自治体が給食費無償化へとかじを切っているところでございます。北海道内におきましても学校給食を無償としている自治体は少なからずあるというふうに理解しております。学校給食無償化につきましては、当議会におきましてもこれまで多くの質問がされているというふうに認識しております。限りある市の予算の中で実現の困難性は理解するところでございますけれども、国の方針も具体化しつつありますので、例えば小学生を先行してですとか、あるいは第2子から無償にというような部分的な無償化を国の政策に少しでも先行して方向性だけでも打ち出すことはできないでしょうか。これについて市の考え方を伺います。

続きまして、大項目の2番目、北海道縦貫自動車道士別剣淵インターチェンジから名寄インターチェンジ間の建設促進と課題について。北海道縦貫自動車道は、平成15年に士別剣淵インターチェンジが供用開始されまして、その後平成18年に士別剣淵から多寄間、平成26年に多寄から名寄の間で整備に着手され、現在に至っているものでございます。

そこで、小項目の1番目です。進捗状況について。当該区間は、いわゆる新直轄方式として北海道開発局において整備されていると承知しております。そこで、今のところ名寄市で現在把握されている進捗状況ですとか部分供用についての見通しについて伺いをさせていただきます。

小項目の2番目、物流拠点、広域防災拠点及び新たな道の駅の整備計画について。6月20日付の北海道建設新聞によりますと、名寄市は名寄商

工会議所が提言した名寄インターチェンジ拠点整備構想を基に素案作成に着手したとございます。名寄市の都市計画マスタープランにおいても検討することとされています名寄インターチェンジ付近の物流拠点、広域防災拠点及び道の駅について、それぞれの予定している整備主体、それから計画実現に向けた諸課題について伺いをいたします。

それから、小項目の3番目、風連地域へのインターチェンジ設置について。士別剣淵インターチェンジから名寄インターチェンジまで延長24キロでございます。その間のインターチェンジにつきましては、今のところ具体化されていないというふうに聞いております。風連地域にインターチェンジを設置する必要性や課題の認識について伺いをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしく伺います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 谷議員からは、大項目で2点の御質問をいただきました。大項目1の小項目1を私から、小項目2を教育部長から、大項目2は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく伺います。

初めに、大項目1、子育て政策の充実に向けた取組について、小項目1、医療費助成の現状と拡充についてお答えいたします。本市の乳幼児医療費助成については、入院、通院とも小学生までとなっております。北海道からの補助は入院は小学生まで、通院は就学前までとなっていることから、令和2年10月から小学生の通院分について市独自で助成を拡充してきているところでございます。独自負担分といたしまして、令和3年度8,941件、1,882万円、令和4年度で9,367件、2,074万円となっております。補助の対象年齢は入院、通院とも4歳未満としている県から高校生までとしている県など都道府県でもばらつきがあり、格差が生じている状況です。北海道内の35市でも通院を就学前までとしている市が

5市、9歳までが3市、本市と同様の小学生までが9市、中学生までが12市、高校生までが6市となっており、入院については本市と同様の小学生までが7市、中学生までが22市、高校生までが6市であるなど道内の自治体間でも格差が生じており、本市においては入院に対する独自の助成を実施していない状況となっております。拡充した場合の試算では、入院、通院とも中学生まで拡充した場合は約1,000万円、通院で900万円、入院で100万円、高校生まで拡充しますと、さらに約900万円、通院で800万円、入院で100万円の財源が必要となります。本市は道北地方の中核となる病院を運営しており、小児科医による診療を24時間体制にするなど、子育て世帯にとってはこの上ない医療環境を提供していると考えております。お子さんが生まれた際には、2歳までの紙おむつ用ごみ袋の支給や満1歳の誕生日を迎える際には名寄市の特産であるモチ米を使った誕生餅を贈呈する事業も行っております。

また、子ども・子育て支援事業計画を策定した際のアンケート調査で最も要望が多かった屋内の子供の遊び場、にこにこらんどを整備したほか、子育て支援センターひまわりらんどにおいては親子お出かけバスツアーの開催や子育て相談を充実させるため子育てコンシェルジュを配置したり、保護者が用事やリフレッシュを必要とするときに子供が預けられるよう一時保育事業やファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業等を実施してきております。その他、病気の回復期にあり、集団保育が困難な者を一時的に預かる病後児保育事業や今後認定こども園に移行する園に対しては給食の外部搬出も予定しており、民間の認定こども園なども連携した子育て支援を実施してきているところです。

子供の医療費については、貧困による受診控えや住む地域による格差がない制度とするべきとの考え方から、全国市長会を通じて全国一律の制度として財政支援をいただけるよう国に要望してき

ているところであり、国においても令和6年度から8年度までの3か年を集中取組期間とする異次元の少子化対策を実施するとしており、高校生までの医療費助成についても検討施策の一つとなっていることから、今後助成が拡充される可能性もあると期待しているところです。今後市独自の助成を検討していく場合、財源確保をはじめ受診先であります市立総合病院の受入れ態勢など庁内での議論が必要であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、大項目1、子育て政策の充実に向けた取組について、小項目2、学校給食の無償化に向けた全国的な流れについてお答えいたします。

学校給食につきましては、学校給食法第11条の規定により学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、学校の設置者である名寄市が負担し、食材に係る経費は保護者負担と定められております。給食費の完全無償化を実施した場合の本市の財政負担額は、今般の物価上昇による食材費高騰の影響もあり、令和4年度の実績から約1億円と積算しております。仮に段階的な給食費の無償化を実施した場合、小学生のみの無償化で約6,000万円、第2子以降の無償化で約3,000万円の財源が必要となります。そのため、現在の本市の財政状況において給食費の無償化に向けた持続的な財源の確保は非常に難しいこと、また援助を必要とする世帯には就学援助制度による支援を実施していることなどから、毎年度多額の財源を必要とする無償化の実施は極めて困難であると考えております。今月13日に閣議決定されたこども未来戦略方針では、学校給食費の無償化に向けて全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、その上で小中学校の給食実施状況の違いや法制度等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を

検討するとされております。こうした国の動向にはしっかりと注視し、具体的な方策が示された際には遅れがないように本市における実施方策の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目2、北海道縦貫自動車道土別剣淵インターチェンジ、名寄インターチェンジ間の建設促進と課題についてお答えいたします。

初めに、小項目1、進捗状況等についてですが、北海道縦貫自動車道は我が国の生活領域の拡大や産業発展に欠かせない国土開発幹線自動車道として位置づけられている安心、安全な暮らしの確保に必要なインフラであります。広域分散型の北海道における高規格道路整備は全国に比べ依然として大きく遅れている状況です。現在建設が進められている土別剣淵名寄間の24キロメートルは、圏域市町村をはじめ札幌市、苫小牧市など道央圏と直接結ばれることにより人の移動や物の輸送など重要な役割を果たし、救急医療をはじめ市民の安全、安心な暮らしや地域経済の活性化、交流人口の拡大に寄与するものであると考えています。事業の進捗状況につきましては、令和5年度当初時点で用地取得の進捗率が約96%、総事業費373億円に対し事業進捗率が約90%、工事進捗については公表されておられません。本年度の事業に係る予算は25億8,000万円となっており、測量設計や用地買収、改良区などの事業が進められています。部分供用の見通しについてですが、北海道開発局からは具体的な時期などについて情報をいただいております。高規格道路に関する要望活動をしている高速自動車国道旭川名寄間建設促進期成会においては、昨年度から加藤市長が会長に就任しており、関係期成会などと連携し、引き続き高規格道路の早期完成へ向けて国へ要望してまいります。

次に、小項目2、物流拠点、広域防災拠点及び新たな道の駅の整備計画について申し上げます。北海道縦貫自動車道の開通に向けて、名寄市都市計画マスタープランでは名寄インターチェンジ周辺の物流拠点、広域防災拠点としての整備等について検討することとしています。近年災害の激甚化、頻発化の中で本市においては名寄市立総合病院、陸上自衛隊名寄駐屯地など災害時の対応機能が十分に整っており、高規格道路の開通により広域での防災拠点機能が発揮されます。物流拠点については、2024年の労働基準法改正によりトラックドライバー不足に加え、時間外労働の制限がされるため、道北全域の良質な農産、水産品の道央圏や道外への輸送が困難な状況となることが想定されています。本市の地理的優位性を鑑み、北海道開発局において名寄周辺モデル地域圏域に指定され、物流の実証実験など物流拠点化へ向けた取組を進めています。本年2月に名寄商工会議所から高規格道路の開通を見据えた物流拠点や物販、飲食などのにぎわい施設、温浴施設や防災基地施設などを整備し、市内経済活性化及び新たな産業の創出につなげる名寄インターチェンジ拠点整備構想の提案がありました。この構想を受けて、現在庁内で情報の整理、今後の展開へ向けた検討を進めております。高規格道路開通により名寄インターチェンジ付近は、物流拠点、広域防災拠点として大きな役割を担う可能性があると考えており、道の駅のようなにぎわい施設の併設によるさらなる地域への波及効果なども期待されるため、関係省庁や機関、民間企業と連携した取組が必要と考えております。

次に、小項目3、風連地域へのインターチェンジ設置について申し上げます。現在建設が進められている北海道縦貫自動車道土別剣淵一名寄間において、具体的な供用開始時期や区間内でのインターチェンジなど北海道開発局から情報はいただいております。風連地区へのインターチェンジ設置については、平成25年に土別市多寄町から

名寄インターチェンジ間の高速交通ネットワークの促進を求める市民有志からの要望を受け、高規格道路の早期着工及びインターチェンジ開設について関係省庁、国会議員などへ要望したところで、インターチェンジ設置により、市民の利便性向上や観光、商業において地域振興につながり、その効果は大きいと認識しております。しかしながら、風連地区へのインターチェンジ設置は地域活性化インターチェンジ制度の活用となり、建設費及び開通後の維持管理費は自治体の負担となります。将来的にかかる費用などに対し財源の確保など検討が必要であるため、慎重に検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 丁寧な御答弁いただきました。時間の許す限り再質問をさせていただきますと思います。

まず、大項目の1、学校給食につきまして再質問をさせていただきます。第2期名寄子ども・子育て支援事業計画におきまして、名寄で育ててよかったと言えるまちを目指してとございますけれども、一歩進めて子育てをするなら名寄でというアピールをすることが大事ではないかというふうに考えております。それで、移住、定住にまでつながるような取組を行うべきではないかと思っております。これは、道北の中核都市であります名寄市の使命といいますか、ほかの自治体をリードする形で未来への投資を実現すべきと考えています。これ加藤市長の4期目の公約でもございます3つの重点プロジェクトのうち一つであります安心子育てにも合致しているというふうに考えているところでございます。学校給食につきましては、名寄の気候、風土が生んだおいしい米ですとか野菜などの農産物に恵まれています。先ほど木村部長からの御答弁にもありましたように、食材に係る経費は保護者の負担だというふうなことに法律上なっているようでございます。そこで、食材の

寄附についても制度上可能であれば広く呼びかけてはいかがでしょうか。それこそが地域社会全体で子育てを行うということの実現であるというふうに考えております。これは地域全体で子育てをという掛け声だけではなく、本当に実際に地域全体で子育てをするということにつながるものだと思っております。市としてできることを総動員して、我が国が直面する最大の危機に立ち向かう覚悟が必要であるという考えを持っております。ここでこのことについても何かございましたら、お願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今給食に対する食材の寄附をしてみたらと呼びかけてみたらどうかという議員の提案だったかなというふうに思っています。現在給食につきましては、地元産食材を約6割ほど今導入させていただいております。給食センターの中での給食を提供する中では、6割というのが結構可能な限り使わせていただいているところなのかなというふうに思っております。給食は、なかなかやはり作る過程において相当いろいろな制約というか、ものがかかってくるので、確かに寄附していただけるとき、農協さんですとか地元の方々からの寄附もお受けしているのですけれども、なかなかこれを広く呼びかけて、どんなものということでもなかなかないところがございまして、その辺は少し給食センターのほうとも検証させていただきたいと思っております。すべからく全てを受け入れるということについてもなかなか難しいということだけは御理解いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 今御答弁いただきましたように、子供が口にするものでございますので、やはり安全性が第一かと思っております。そこで、何でもかんでも寄附を受ければよいというものではないというふうなことも理解いたします。た

だ、やっぱり今言われたような、例えば農協を単位としたような食材の受入れなんかはやり方によっては可能ではないのかなというふうに思っています。何にしても先ほど、繰り返しになりますけれども、市としてできることを総動員して、危機に立ち向かうということが大事であるということ再度申し上げまして、大項目1については終わらせていただきます。

それから、大項目の2番目でございます。大項目2番目の進捗状況については、今大変御丁寧な御説明いただきました。それで、まだ用地買収は大体96%進んでいるということでございますけれども、工事費ベースでいうとやっぱりこれが何年に部分供用をするというようなことまでは恐らくまだ事業実施主体である開発局のほうにおいてもなかなかはっきりとしたものが言えないというのも事実だろうと思っております。

そこで、小項目の2番目でございます。物流拠点、広域防災拠点、それから新たな道の駅の整備計画につきまして再度ちょっとお伺いをさせていただきますけれども、道の駅につきましては、これは移設ということを考えておられるのか、それとも現在の道の駅をそのままにして、新たにもう一つ道の駅を造るということを考えておられるのか、これはいかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今道の駅にフォーカスした再質ということですが、この間我々も道の駅を移設するということはまだ公言はしておりません。今回商工会議所から提言あった構想については、あくまでも物販機能、いわゆる道の駅的な機能があればいいよねという提案はいただいておりますので、そういった経済活性化に向けてもしそういったものが整備されるのであれば、物販的な機能も含めて検討していきたいということでの整理をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 私も20日付の北海道建設新聞拝見いたしましたけれども、大変夢のある絵を描いております。拠点イメージとしては大変規模の大きな施設を考えておられるのだなというふうに理解をしておりますけれども、この中で例えば、これだけの大きな施設です。当然巨額のお金がかかることになると思います。民間がつくっていただく分についてはこれは民間でということになるのでしょうか、例えば防災拠点ありますとか、もし仮に道の駅的なものを造るということになれば、これは公共が、行政がお金を出すということに恐らくならないかと思っております。それで、公共事業におきましては、やはり何といても費用対効果というのが求められておまして、同じ費用であれば当然効果を、大きなものを求められる。効果が同じであれば、当然費用は少なくということが求められるということでございます。それで、防災拠点も含めたインターチェンジ拠点整備計画構想においては、まだ市の所有している土地が付近にないということのようで、例えばといいますか、これ20日付の記事なのですけれども、王子マテリア工場跡地を活用した物流拠点の用地は並行して検討していくと。さらに、市内にある道の駅、現在ある道の駅、もち米の里なよろなど既存施設の拡張はインターチェンジから離れた立地が課題になっているため可能性はないだろうというふうに話されたというふうに記事はなっております。先ほど、戻りましてけれども、今慎重に検討するとされておりました風連地域内のインターチェンジですけれども、もし仮に費用を持ち出したとしても風連インターチェンジ造ったほうが良いという結論になったときに、例えば現在ある道の駅を拡張して、このインターチェンジ拠点整備構想の土台とするというようなことが果たして選択肢にあるのかどうか。これ仮定の話で申し訳ないのですけれども、もしそうならば費用面では相当、既に道の駅的なもの

ではなく、道の駅がそこにあるわけですから、そこも一つの選択肢として含めておいていいのではないかなと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 将来の名寄の夢のあるお話をさせていただいております。まず、1つ目、現在の道の駅が物流拠点と難しいと判断をした一番の根本的な理由は、やはり敷地の狭さであります。あそこで開発局が主体となって、ヤマト運輸の協力をいただきながら実証実験を行いましたけれども、あそこでトレーラーのヘッド交換をやりましたが、やはり2台やるのが精いっぱいといったことで、圧倒的な敷地の足りなさが課題として上がっていると。ただ、しかしながらここでのヘッド交換は物流を効率的に動かすという意味では非常に有意義だったという総括ということになっておりますので、まず一番は敷地の狭さということ、それから可能性として19線ということでありましたけれども、これは既定路線としてあそこには間違いなく4分の4のインターチェンジが整備されるということが、これは国のレベルにおいてもそこが完成予想図として上がっておりますので、そこがある意味結節点に一番有効なのではないかというところでの絵を描いているという流れかなというふうに思っております。莫大な投資というお話ですけれども、まさに莫大な投資でありますけれども、その投資の中で、あの絵描いていることが全て行政がやるという認識は全くなくて、御商売ですとかというのにつながる部分については民間投資で当然整備されるべきであり、行政の活躍する場としては防災拠点、こういった公益に資する、皆さんの防災体制の強靱化に資する取組は行政がやるべきことというやっばりすみ分けをしっかりとしながら総合的な絵をまず我々の今預かっている状況の中で引き算だったり、ある意味一部足し算をしながら構想を開発局のアイデアもいただきながらつくって行って、それを

公表することで民間からの関心もいただきながらプレーヤーをはめていく作業が今後やっていけたらなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） なかなか難しい問題だということ認識しています。御指摘のとおり、様々な選択肢は今浮かんでいるのだろうなと思っておりますが、今回提言をいただきまして、私のほうから、今庁内の中でやるときにいわゆる費用と、それから利益、BバイCの関係で、かける費用に対してどれぐらいの利益があるのか。このインターチェンジ、高規格道路につきましては利益というものがどこにあるのかというのをまず明確に分けましょうと。これは名寄市にとっての利益なのか。例えばここで防災拠点ということがもうちょっと輪を広げて広域ということであれば、これは周辺市町村を巻き込むお話になりますし、そもそもインターチェンジの物流というものは言葉だけ取るとこれは物流ですので、名寄市だけではなく、ほかの周辺自治体にとってもどのような利益があるのかということが十分これは考えながら進めなければならないことだと思っております。様々な選択肢がある中で、今回道の駅というのがやはり一つ大きなポイントにはなってくるかと思っておりますけれども、これももうちょっと考えますと、名寄市の南と北とでどのような動線が生まれてくるのか、それに伴う利益、あるいはインターチェンジができることによってストロー効果ではなくて、名寄市内にどういうふうに呼び込んでいくのだという、そういうような別の視点も必要かと思っておりますので、ちょっとこれは様々な視点から考えなければならない課題だと思っておりますし、その中でどういう投資がいいのか、民間の活力を生かしていただくというのも当然視野に入りますし、これは十分慎重に検討しなければならない課題だということで、私のほうからも指示させていただいたところであります。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 風連地域内のインターチェンジの件につきまして再度ちょっと私のほうから申し上げたいことがございます。

先ほど申し上げましたように、土別剣淵インターチェンジから名寄インターチェンジまでということで、間に何もなくなると24キロございます。この区間、出口、入り口も何もないという状況がもしインターチェンジが造られなかった場合生まれてしまうわけでございます。先ほども石橋部長も触れられていましたように、近年増えている災害、河川の氾濫ですとか地震も含めてそのようなのですが、そうなった場合の、今もある国道が使えなくなってしまう場合の代替の道路として、それから救急搬送が必要となった場合、例えば旭川方面、札幌方面に救急搬送が必要となった場合、風連地区から運ぶときにインターチェンジがないと相当な迂回になってしまうという点、それから現在の道の駅につきましてはこれは全道的に見ても大変集客力のある、それから大福をはじめとして名寄市の地産品の売上げ、これに大きく貢献しているのではないかとこのように考えております。新たな名寄インターチェンジ拠点構想においても一つの道の駅的なものを造るとしても、現在の道の駅は極力その機能を生かして、残していかなければならないというふうに考えております。そういうことも含めてインターチェンジの必要について御検討いただければというふうに思っております。それで、先ほどもお話ありましたように、去年からの期成会の会長を務めておられる加藤市長から何かこのことについてございましたら、お伺いをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 道の駅の風連地区の議員の考え方については議員の考え方として受け止めていただきますが、一方で2つそれをもし整備をすると仮になったとしたときの費用対効果も当然考えていかなければならない問題だというふうに思いますので、ここは多方面から検討を加え

ていく必要があるのだろうと。一方で、風連地区の乗り降り口に関しては、議員おっしゃるとおり、24キロの中に乗り降り口が今のところはないというような状況で、これかねてから風連地区の皆さん、もちろん道の駅に絡めてということもありますし、風連地区、現在も4,000人の地域住民が背後にいらっしゃる中において、様々な角度からこれは有効であるので、ぜひ造ってほしいと地域からの要望もありまして、北海道開発局のほうにこの間要望もさせていただいて、その要望について開発局でも一定の受け止めをしていたらと思っています。一方で、今石橋部長からお話あったとおり、これももう既に法律の中でインターチェンジ決まっているので、ここに新たなインターチェンジ造るということはいわゆる地域活性化インターチェンジという形で地域が一定のイニシャル負担をせよというようなスキームに今のところになっているというふうに承知もしているところです。なので、できるだけそれを抑えていく方法はないのかということも含めて引き続き要請をしていきたいと思っておりますし、議員おっしゃるとおり、今ちょっとやっぱり状況が変わってきて、いわゆる国土強靱化の観点から、防災という角度からもインターチェンジという必要性はあるのではないかとこのことも、これ開発局にもよくこれは御検討いただいて、できるだけそのことに資するような形で、より国の道路の附属施設として必要なものとしても何とか御検討いただけないかと、そういったことも含めて引き続き開発局と議論、あるいは要請をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） どうもありがとうございます。

それで、最後になりますけれども、現在名寄から美深に延びております北海道縦貫自動車道でございますけれども、今名寄インターチェンジの次が名寄北インターチェンジ、その次が智恵文、そ

の次は美深ということできめ細かくインターチェンジが配置されている。その後やはり開発局というか、国土交通省のほうにおいてもちょっと地元負担を求めるといような方向に転換していったというふうに聞いてはおります。とはいいいながらも、先ほど来市長からのお話もありましたとおり、防災上の観点からも大変重要なインターチェンジになると思っておりますので、今後も引き続き整備主体である開発局の下、いろいろ連携を密にしてといたしますか、そのことを繰り返すといたしますか、地域の実情を説明いただいて、なるべく負担の少ない形でインターチェンジができれば一番いいのかなというふうに思っております。今後とも引き続きよろしくお願いたしますということを含めてお願いしまして、ちょっと時間余りましたけれども、私の質問とさせていただきます。

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 遠 藤 隆 男

○議長（山田典幸議員） 以上で谷聡議員の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月24日及び6月25日の2日間は、会議規則第10条第1項の規定により休会となります。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時45分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

令和5年第2回名寄市議会定例会会議録  
開議 令和5年6月26日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中嶋孝幸	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 欠席議員（1名）

2番 富岡達彦 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤慈生
書記	石橋恵美
書記	加藤諒
書記	川名桃代

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
教育長	岸小夜子君
総務部長	渡辺博史君
総合政策部長	石橋毅君
市民部長	廣嶋淳一君
健康福祉部長	馬場義人君
経済部長	山田裕治君
建設水道部長	東聡男君
教育部長	木村睦君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸君
市立大局学長	水間剛君
こども・高齢者支援室長	松田慎司君
産業振興室長	田畑次郎君
上下水道室長	佐藤美香君
会計室長	鈴木康寛君
監査委員	岡川進君

○議長（山田典幸議員） 本日の会議に2番、富岡達彦議員から欠席の届出がありました。8番、川村幸栄議員から遅れる旨の届出がありました。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 清水 一夫 議員

9番 佐藤 靖 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

飼料、肥料、エネルギー高騰が市内農業に与えている影響と行政の対策について外2件を、水間健詞議員。

○4番（水間健詞議員） それでは、議長より指名をいただきましたので、一般質問を始めてまいります。

まず、大項目1番目、飼料、肥料、エネルギー高騰が市内農業に与える影響と行政の対策について。輸入飼料、肥料、エネルギーをはじめとした輸入資材の高騰は、我が国の農業経営、それから暮らしに大きな影響を与えております。また、現在も一部の資材などでは調達困難になっているものなどもあり、現場の肌感覚としては情勢は楽観できるものではないと思っております。肥料は農業全体に関わる部分であり、経営費の中でも割合として非常に高いものであり、影響は大きい。エネルギー価格の高騰は、一般の消費者の暮らしの中でも強く感じられるほど大きく、エネルギーそのものの消費以外にも資材や農具、農業機械など大幅値上がりの面で非常に顕在化している状態

となっています。肥料、飼料、エネルギーの価格高騰は酪農、畜産にいち早く影響を現しましたが、今年以降は畑や水田、こういった耕種農家においてもひとしく影響を出すと考えられます。飼料、肥料に関しては昨年からの対策が示されているが、改めてその内容と、また経営費全体に関わるエネルギーの部分について対策などを伺いたいと思います。世界情勢は、ウクライナ情勢、コロナウイルス、円安など複合した要因で日々刻々と変化し、今後情勢が改善したとしても、またいつの日か状況が変化するのは、見通すのは非常に困難と思います。昨年来国や北海道、それから名寄市において対策が講じられているのは承知しておりますが、改めて確認したいと思います。

小項目の1番目、飼料、肥料、エネルギーの前年対比、それから今後の見込みについてどういう認識をお持ちか質問したいと思います。輸入飼料が高価格で推移し、経営費に与える影響はもとより、个体販売価格にも関わり、売上げ、経費の両面にわたりマイナスに作用したのは承知のとおりであるが、改めて価格水準に関する推移、影響、今後の見込みについて伺いたいと思います。令和3年、令和4年の対比について伺いたい。

次に、個々の経営体によって影響は異なることは理解するが、市内農業者の経営に与えた影響についてどのように捉えているのか。耕種、それから酪農、畜産に関してそれぞれにどういう認識をお持ちか伺いたいと思います。

次に、国、北海道、名寄市の対策について。肥料、飼料、エネルギー高騰に対しこの間様々な対策が国、北海道、そして名寄市で講じられてきましたが、対策の概略について、これも改めて伺いたいと思います。

既に講じられてきた対策メニューのラインナップ、それから規模、効果などについてどのようなメニューがあるのか、それから効果についてどのように認識しているのかお知らせください。

続きまして、大項目の2つ目、搾乳牛に関する

濃厚飼料に関しては、輸入が大半を占めると認識しているが、近年子実コーンに代表される国産飼料の作付が増えており、道内でも南空知のほうを中心に栽培され、名寄をはじめ近隣市町村においても試験的に栽培が行われていると認識しております。名寄市の農業振興センターでも栽培試験を進めているというふうに認識しておりますが、栽培技術の面に加えて物流、それから経営の中でのオペレーションの面など、そういった全体的なソリューションを示されると取り組みやすいと思います。子実コーンに関しては、ある程度の大型の機械、それから乾燥のための施設、こういった最初スタートアップのハードルが高い作物と認識しております。ほかの飼料作物、デントコーンや牧草などを含め、飼料の自給に向けて取組を進めるべきだとは思っています。酪農、畜産、耕種、これが均衡して農地の有効利用を図っていく意味でも向かっていくべき取組と私は考えております。内容について御説明いただきたいと思っております。まず、栽培試験を既に行っている、または行う予定の飼料の作物についてどのようなものがあるのかお知らせください。

次に、今後の試験計画、それから既に試験を行った成績についてお知らせいただきたい。特に先進地域との収量の比較や経営の中に組み込んだ場合の経済的なシミュレーション、作業的なシミュレーションについてお知らせください。

今後の見込みについて。子実コーンの名寄市での気候的な栽培可能性において、例えば積算温度とか秋の気候など、こういったことを鑑みてどのような見通しがあるのかお知らせいただきたいと思っております。

次に、飼料の域内での自給に対するインセンティブが働く仕組みが何かできないのか、こういったことについて伺いたいと思っております。温室効果ガスの削減であるとか、SDGs、こういった観点から濃厚飼料の地産地消というのは、温室効果ガス、移動が少ないですから、こういったことで経

営の側にとって何かインセンティブが働く仕組み、こういったものはないのか、それから考えていないのか、こういったことを伺いたいと思っております。

続きまして、大項目3つ目、耕種、酪農、畜産などいろんな経営形態がある中で、域内での循環を考えた場合、営農類型のバランスが悪い成長や衰退が生じた場合、市内農業全体に悪い影が差すと思っております。これは飼料作物栽培、堆肥の土壌還元などきちんと耕畜連携が図れて初めて農業の持続的な発展が成り立つと思っております。特に、耕種農家の豊作、凶作に最も大きな影響を与えられと思われる土作りには有機質の資材の施用と飼料作物を作った場合の副次的な効能である土作り効果というのが大きく寄与すると思っております。水田活用施策の厳格化により作付体系が大きく変わっている上、また米の消費はずっと減る傾向、一方で飼料作物には大きな栽培の余地があると認識しております。省力的な作物という意味でも振興が必要と考えております。こういった中で、作業機の大型化は毎日日々進んでおり、作業性や取付け道路の具合によっては作業困難、あるいは行きたくても作業不可能な圃場も発生しているというふうに認識しております。農業振興地域における道路、河川、橋梁、こういった公共施設、公共の設備というか、インフラの整備においては、十分にその辺を勘案して実施すべきだと考えております。

そこで、農業機械の大型化による作業効率が劣る圃場の将来について。大型化に伴い、小規模な圃場や狭い取付け道路、歩道の柵、道路側溝、かんがい水路、排水路、あるいは引込線や電柱、こういった様々な要因、アクセス要因で利用しなくてもできない圃場が発生しております。または、品目によってはもうそこに向かっていけないことで作付不可能になっている。宅地の隣り合ったところでは、小面積の場合などはやむを得ない場合もあるが、面積的にまとまってもアクセスの問題で諦めざるを得ない。耕作放棄のきっかけになりかねず、これの解決案についてただしたいと

思います。

取付け道路は、基本的には個人で整備すべきであるけれども、売買、賃貸で耕作の権利移動があった場合の作付者、耕作者の力ではアクセスの問題は解決できない場合もある。こういった場合に何か解決策の提示はないのかと。これについてただしたいと思います。

それから、もう一つ、家畜の飼料、それから家畜の堆肥、これを域内で循環する何か取組、循環できる取組はないのか、こういったことをただしたいと思います。域内で効率的な循環することは、地域農業に大きく貢献することだと思っております。現状どういう状態か、今後どうしていきたいのか、どう向かっていくべきなのか、どういう認識を持っているのか伺いたいと思います。

以上でこの場からの質問は終わらせていただきたいと思います。

**○議長（山田典幸議員）** 山田経済部長。

**○経済部長（山田裕治君）** おはようございます。水間議員から大項目3点にわたり御質問いただきました。一括して私から答弁をさせていただきたいと思います。

まず、大項目1、飼料、肥料、エネルギー高騰が市内農業に与えている影響と行政の対策について、小項目の1、飼料、肥料、エネルギーの前年対比と今後の見込みについてお答えをさせていただきます。コロナ禍や原油価格の値上がり、円安、ロシアによるウクライナ侵攻など世界情勢の影響により生産資材をはじめ飼料や肥料、光熱費の高騰が長期化しております。本年1月に農林水産省が発表しました農業物価指数によりますと、令和2年の平均価格を100とした場合、令和5年4月時点の価格比較では生産資材で約20%、肥料は55%、光熱動力費は約25%、飼料費は約50%とそれぞれ増加となっており、特に肥料と飼料が高騰している状況にあります。また、飼料のうち円安や海上輸送運賃の上昇などにより濃厚飼料価格が上昇し、国の配合飼料価格安定制度で一

部補填はあるものの、依然として高い水準で推移をしております。今後の見通しとしましては、肥料原料の値下がりを受けて、春肥に対して約2割程度の値下がりが見込まれております。また、配合飼料価格につきましても令和5年4月期から若干下がっておりますが、依然として高騰している状況にあります。また、乳価においては、加工乳において販売単価が令和5年4月からキログラム当たり10円上がったことで経営環境が改善してきている状況にあります。これまでの肥料や飼料などの高騰による影響につきましても、全国的に肥料費の上昇が農業経営に大きな影響を及ぼし、また酪農においては飼料費が経営に係る全体経費の約4割を占めることから、価格が50%上昇したことが大きな負担増となり、離農が増加している状況にあります。市内の状況といたしましては、令和4年の農業支出について、これはJAの試算によりますが、過去3年平均と比較し5%程度の負担増加となっており、令和4年は豊作により収入が増加したとはいえ、経営全体に対する影響は大きかったものと認識しております。また、畜産においては、さきにお答えしたとおり、飼料費の高騰により1頭当たりの生乳の製造原価が増加していることから、経営に大きな影響を及ぼしていると認識しております。

次に、小項目2、国、北海道、名寄市の対策についてお答えいたします。小項目1でお答えしたとおり、特に高騰している肥料、飼料、エネルギーにおいて、国や北海道の支援に加え、本市においても支援を実施、対応しております。初めに、肥料高騰対策についてお答えいたします。国における肥料高騰対策としては、令和4年6月から令和5年5月までに購入した肥料を対象とし、国が定める化学肥料低減の取組を実施した場合、令和3年度と比較し増加した肥料購入費に対してその7割を支援金として給付するものです。北海道においては、特に価格が高騰している化学肥料について令和4年6月から12月末までに発注を

し、令和5年5月末までに納品された肥料を対象に1トン当たりの定額を給付するものです。本市におきましても道と同様に実施しており、実績といたしまして379件、約2,232万円を既に給付しております。配合飼料につきましては、国における配合飼料価格安定制度において価格補填が実施されており、輸入原料価格が直前1か月の平均と比べ115%を超えた場合に発動する異常補填と輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合に発動する通常補填とがあり、令和3年1月以降は通常補填が発動し、令和3年4月以降は異常補填も発動している状況でございます。この価格安定制度は、直近1か年の平均との比較となることから、令和3年1月以降は高騰し続けているため、平均価格と比較した場合の補填金額が減少している状況でございます。そのため、配合飼料価格の高止まりによる生産者の負担額増加を抑制するため国、北海道において令和4年4月以降に緊急対策として複数回にわたって支援が実施されております。緊急対策としての国における配合飼料高騰対策では、令和4年4月から乳価改定が行われました令和5年4月までのコスト上昇分に対して一部補填をするため、1頭当たり7,200円の補填を2度実施しております。加えて、令和4年10月から12月までの間は配合飼料1トン当たり6,750円、令和5年1月から3月までは1トン当たり8,500円の補填を実施しております。道においても経産牛1頭当たり6,800円の支援と配合飼料1トン当たり600円の支援を令和4年度と5年度にそれぞれ実施しております。本市におきましても令和4年度に配合飼料1トン当たり600円の支援を実施しているほか、本定例会において可決をいただきました補正予算によります酪農生産基盤強化支援事業におきまして経産牛1頭当たり3,600円を支援してまいります。肥料高騰対策、配合飼料高騰対策の効果につきましては、今後の交付予定の部分を含めまして、肥料高騰対策では国、道、市の支援に

よって価格高騰分の7割から8割が補填される見込みであり、畜産業に対しては配合飼料価格高騰に対する直接的な支援と育成経費全体に対する支援とを組み合わせ、影響の低減に取り組まれているところです。そのほか、エネルギー消費削減に対する支援として、国においては施設園芸等燃料価格高騰対策として経営費に占める燃料費の割合が高い施設園芸において省エネ機器設備の導入支援の予算枠の拡充がされているほか、畜産クラスター事業においても省エネ、電力安定供給のための機械装置などが補助対象となるなど制度の拡充が行われております。また、みどりの食料システム戦略において持続可能な食料システム構築に向け温室効果ガス削減や化学肥料などの軽減による環境保全などにおいて技術開発、普及を進めていくこととされており、様々な栽培技術や事例が示されており、本市の地域適性を検証しながら農業者への情報提供に努めてまいります。

次に、大項目の2、濃厚飼料の自給に向けた取組について、小項目1、栽培試験を行っている、または行う予定の飼料作物について、小項目の2、栽培試験の計画、成績について、小項目の3、今後の見込みについて、小項目の4、飼料の自給にインセンティブが働く仕組みについて、以上関連がございますので、一括してお答えをさせていただきますと思います。農業振興センターでは、連作障害を防ぐための輪作体系を確立するため地力増進を図りつつ、濃厚飼料として販売収入が期待される子実用トウモロコシの名寄地域における栽培適応性試験を令和4年度から実施しております。令和4年度の試験結果としましては、播種する時期が遅かったものの、天候に恵まれたこともあり、播種から収穫適期までの積算温度が確保できたことから、十分成熟に至ったと思われまます。収穫量では反収で650キロとなり、道北地域の平均収量レベルとなりました。収益の試算では、実勢価格から算出する粗収入で2万円から3万円ほどの反収となり、種子や肥料など資材経費とほぼ同額

という状況になっております。また、収穫後においては、乾燥に非常に時間がかかる点や収穫後の保管場所、流通の確保など今後一層検討する必要があると思われまます。飼料の自給に対するインセンティブとして、国における支援制度では畜産農家と耕種農家などと長期の利用供給計画に基づき飼料作物の供給を受け、畜産農家からは堆肥供給や飼料生産に必要な情報提供を行うことを要件として利用拡大分の数量に応じた支援がございしますが、子実コーンにつきましては酪農家やTMRセンターで利用するためには一定の確保が必要となるため、現状では直接供給することが難しい状況となっております。子実コーンの生産については、水田転作の場合には国の交付金の対象となるため一定程度の収入が補われますが、既存畑での作付においてはさらなる反収の増加や経費削減を進めていくことが課題として挙げられます。現状では、刈取り後の残渣のすき込みによる地力増進作物としての位置づけで栽培していく必要があると考えております。今後につきましては、令和4年度は6月以降の高温の影響もあり、10月上旬から中旬までに成熟期に達しましたが、低温年における成熟に関しては不透明であることから、数年かけての試験を実施する予定であります。また、土作りの面から土壌改良の効果について検証を含めて調査を実施してまいりたいと思っております。

次に、大項目の3、酪農、畜産、耕種の連携に向けた取組について、小項目の1、農業機械の大型化により作業効率が劣る圃場の将来についてお答えいたします。市内の農家戸数の減少や農業従事者の高齢化を受け、地域においては担い手農家への農地集積が進み、経営の大規模化に伴い大型農業機械を活用した土地利用型の農業形態に移行しております。しかしながら、中山間地域におきましては、区画が小さな農地や農道が狭い箇所もあり、大型機械が入りにくく、作業効率が劣ることから、農地集積が進みづらい要因の一つと認識しております。農地の区画整理や農業用施設など

の整備につきましては、土地改良事業が考えられますが、地域の事業参加者数や受益面積などの採択基準があるため難しく、御質問の取付け道路などの拡張については基本的には農業者が個人で整備することとなります。また、地域においては、中山間地域等直接支払交付金を活用し、作業道の設置や排水改良など簡易な基盤整備に対する支援に取り組まれております。今後も農地流動化を円滑に進めていくため地域内での将来の農地の出し手、受け手が必要な圃場条件などを協議し、計画的な農地集積が進められるよう努めてまいります。

次に、小項目の2、飼料、堆肥の域内での循環に向けた取組についてお答えいたします。耕畜連携につきましては、耕種農家で生産した飼料作物など畜産農家に提供し、代わりに家畜から出た排せつ物などから作られる堆肥等を肥料として圃場に還元することで農作物の生産に役立てる取組であり、化学肥料や配合飼料が高騰している昨今において非常に重要なものと認識しております。本市の取組状況としましては、各畜産農家から出される排せつ物や堆肥につきましては主に自家利用という形で牧草地等への散布がされているほか、一部で耕種農家へ供給されているとともに、哺育・育成センターで作られている堆肥についてはJA等を通じてあっせん販売により利用をされております。堆肥の活用につきましては、土壌改良材として土地を豊かにする効果や国のみどりの食料システム戦略においても堆肥の活用による化学肥料の使用量低減を目指していることから、農業振興センターにおいて堆肥の連用による土壌改良の効果について検証するほか、化学肥料から堆肥に置き換えた場合の生育への影響について調査を実施し、堆肥の有効性や活用方法の実証に取り組み、利用の拡大が図れるよう推進してまいります。また、飼料作物につきましては、牧草やデントコーン、子実コーン、飼料用米やサイレージとしてのホールクroppサイレージなど取り組まれており、市内の畜産農家への供給をはじめ出荷、販売され

ている状況であります。また、コーン類につきましては根が深く、広く張る作物であることから、土壌改良の効果とともに、すき込むことで緑肥としての効果も期待できることから、連作障害を低減する輪作体系を確立するための作物として期待をされることです。今後につきましては、輸入穀物の高騰による食料安全保障や持続可能な食料システムの構築に向け、耕畜連携などによる循環型農業が重要になってきていることから、地域での耕畜連携を推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） それでは、御答弁いただいた内容からもう少し聞いていきたいと思えます。

まず、大項目1番目、影響についての認識を伺いましたが、国や道や名寄市での助成をしている、対策をして、影響を少なく抑えているということだったのですけれども、これそういった行政の持ち出しで影響を少なくしていただけるのはこういった場合必要だと思うのですが、結局飼料を外から買っている以上、また今後いつ我々の経営努力だけではどうしようもないところでそういった経営環境にまた変わっていく、それからまた行政で応援していかなければならない局面来るかどうかというのが分からないのです。まさか5年ぐらい前でも現在のエネルギーや肥料、飼料、こんなふうに値上がりするというのは恐らく誰も予想していなかったと思えます。そういった意味で、域外にお金が出ていくこういったものとか、行政の持ち出しで対策していく以外にもやはり域内で飼料、エネルギーはちょっと難しいと思えますけれども、特に飼料なんかは回していける仕組みづくりについて何か準備があるのか、どういう方向性で考えているのかお知らせいただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今後の状況に対する対応策というか、そういった準備についてという

ことのお問合せかと思えます。先ほども答弁させていただきましたし、今水間議員のほうからもありましたとおり、国際情勢の変化であったりとか、特に為替相場の関係とか、今非常になかなか今後の見通しをつけるということが難しいというふうな状況かというふうに捉えております。また、こういった現在も続いております飼料高騰ですとか肥料の高騰の分につきましては非常に規模が大きい話というふうになっておりまして、国、道、市としても今現在対策をそれぞれ昨年度も打ってまいりましたが、今後の予想がなかなか難しいこと、また規模の大きさということも含めて、これ私どもや国等の支援だけでは十分に補い切れないというのが現状ということかと思えます。域内循環ということも含めまして、まだまだ課題が多いということも含めて先ほど答弁をさせていただきました。これ求めるところ、また使う農業者の皆さんの効率といったことも関わる部分でありますので、一緒くたにはなかなか難しいかと思えますが、市内でのそういった循環に向けた試験、研究等については引き続き進めさせていただきたいと思っておりますし、可能な技術があれば農業者の皆様のほうに情報提供という形でここ継続的に進めさせていただきたいと思えます。いずれにしても、農業者の皆さんへの今後の対応、対策といった点につきましてはJAさんとも十分に協議を進めさせていただきながら、国や道の施策も注視をしながら必要な対策について継続的に協議をして、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 今お答えいただいたことに関係するのですが、そういった外的要因、なかなか予想するのが難しいということで、関連してなのですけれども、スマート農業とか呼ばれるコンピューターを利用した機械類、これは経営費の部分以外でも、例えば肥料や農薬というのは全面に散布する場合ダブってかけ合わさる部分、それからそういったダブってかけ合わさって無駄に

なっている部分があることで1往復余分に行ってきたりしなければならない。これは、経営費以外の部分でも環境負荷という面でも非常に、使うことによって農薬という化学物質の量を減らせたり、必要以上の肥料の投入、河川の流亡、こういったことを防ぐ効果もあると思っております。もちろんそういう往復の燃料費、こういった温室効果ガスの排出の削減という意味でも効果があると思っております。そういった経営の部分以外でも社会に対する効果というのがあると思えますので、これについて何か取組、あるいは省力的で省エネな栽培技術の研究など今進めているもの、考えているものあればお知らせください。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今後のいわゆる資材の削減に向けた取組といったお問合せかと思えます。先ほど議員のほうからもありました、一つにスマート農業といったものを活用することによって一定程度施肥量の低減ですとか、例えばドローンでピンポイントの農薬の散布が可能となるといった技術も現在は既に普及し始めているところがあります。なかなか市内の農業者の皆さんにあってはそこまで活用されている方というのはまだ少ないのかな、いらっしゃらないのかもしれませんが、今そういった先進的な技術といったものが進められております。これ国におきましてもみどりの食料システム戦略の中で様々な減農薬、もしくはICTを活用した様々なそういった負荷軽減、環境負荷の軽減の取組の実証データ等も示されておりますので、これにつきましては振興センターのほうでもそういった技術実証が果たして名寄の地域の適性に合うのかというところで検証しながら進めていきたいなというふうに考えておりますし、またICTに関しては市内に名寄地域ICT農業研究会が設立されておりますので、そういった農業者の方の取組も連携しながら普及、推進をしてまいりたいというふうに考えております。

また、振興センターの試験の中で、減化学肥料の対策ということで、これは令和4年度からになります。堆肥の連用に関しての土壌に対する効果、どれぐらい効果があるのかということを試験をさせていただいております。また、水稲においては育苗期間の短縮によって生育比較を行うと。それによって施肥量の減量が可能かどうか、そういった調査も行っていく予定と考えております。また、省エネという観点でいいますと、これ振興センターで特に試験は行っておりませんが、一つの栽培技術として秋小麦の大豆間作の取組といったものがあります。これ耕起作業が省略できるといった栽培技術ということで示されております。ここについてもまだまだ実施するに当たっての一定効果、また課題、それぞれある部分かと思えますので、ここについて農業改良普及センターと連携もしながら様々なそういった技術の情報提供、そういったものに努めてまいりたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ぜひこれ社会に対して環境負荷を減らすという意味でも何か対策が求められるところだと思います。

次に、大項目2の部分で回答いただいておりますが、質問を付け加えさせていただきたいと思えます。先ほどの答弁の中では、やはり子実コーンのことが中心である程度の成績が出ていると。それで、今後まだこの名寄で可能性がある作物なのか繰り返し数年かけて試験していくということでした。ほかに何か品目で計画しているものがあるのか、または既に何かやっているものがあるのか、あるいは既存のものでも省力的にやる方法を何か、飼料作物で省力的にやる方法を検討されて、試験などされているのか、こういったことについて伺いたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 子実コーン以外の飼料作物の可能性ということでお問合せであります。

現状でいきますと、子実コーン以外の飼料作物について特に試験等の予定は今持っていない。やはりこれまでの飼料作物の中心となってきたのが牧草が中心ということで、それより収益性の可能性のあるものということ、また畜産農家の方が求めるものというふうに、そういった状況を受けて、今子実コーンということが注目をされているということかと思っております。先ほど申しましたとおり、なかなか経済性の面でいきますとまだまだちょっと課題が多い作物かなというふうにも捉えております。それ以外となりますと、イアコーンサイレージ、そういったものを乳牛に使うというふうな例もございますので、可能性があるとするところ、そういったものというふうになるかと思っております。いずれにしても、なかなか、今のこの局面に即応して作れるものということでは、やはり他地域での取組で一定程度成果を上げていくものということになるかと思っておりますので、そういった他地域の取組ですとか事例を参考とさせていただきながら、これは継続的にほかにもっといいものがないのかということではいろいろと情報の収集に当たってまいりたいというふうには考えております。

○議長(山田典幸議員) 水間議員。

○4番(水間健詞議員) 私も今のところ有望な作物としては子実コーン以外あまり寡聞にして知らずというところなので、今後私も注視していきたいと思っております。

次に、大項目の3つ目、御答弁いただいた中で圃場のアクセスの問題、中山間の制度を利用していることだったのですけれども、制度というか、交付金を利用してということだったのですけれども、これは恐らく風連中山間の集落協定で名寄と風連、今現在分かれておまして、今風連地区の集落協定の中での交付金で取り組んでいるということだったと思うのですけれども、名寄地域の中山間の集落協定のメニューの中にはそういった取付け道路を整備したりというメニューはない状

態で、なかなかちょっと事情が違うということがありまして、どうなのでしょう。名寄地域で何かやりやすい仕組みがないのか。

それから、やはり田んぼに適している土地、野菜や畑作に適している土地、それから酪農、畜産、牧草を取るのに適している土地、いろいろ適している土地というのはそれぞれ違うと思います。耕種農家、酪農、畜産農家それぞれが協調した中で持続的発展ができるような土地の有効利用をしていくことで耕作放棄地を極力少なくできると思います。耕作放棄地になりそうな予備軍が相当あると私認識しております。もう少し踏み込んだ考えは何かないのか改めてお伺いします。

○議長(山田典幸議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) 先ほどお答えさせていただきました中山間の事業につきましては、今議員からおっしゃられたとおり、風連地域での取組ということで、これ中山間の対象地が条件というふうになっていますので、平地というのですか、平らなところについてはこの事業、制度としては風連地域も持っていますが、実際には平地の部分では活用できないといった、そういった制限の中で現状取り組まれている取組であります。議員当然御存じのとおり、名寄地域と風連地域の場合、中山間の予算規模も違いますので、なかなか名寄地域で同じようなことをやろうと思っても難しいというふうな事情も私どもも十分承知しております。ここにつきましては、今風連地域で行っております小規模土地改良事業の一定程度、どの程度効果があるのか、また実際に取り組まれている事業の内容、そういったものを少し状況を精査をさせていただきながら、今後の条件不利地の課題解消に向けてどういった事業が必要なのか、今後状況の把握と研究というふうに取り組んでいきたいというふうには考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

また、耕作放棄地予備軍の部分、ここにつきましてはこれも水間議員も日頃から地域の中で農業

者の、農業委員という立場でいろいろと御相談に乗っていただき、対応していただいているかと思いますが、いわゆるそういった土壌条件ですとか耕作の効率化、効率性というのでしょうか、そういう条件とで求める側と売りたいとか貸したいという出し手の方とのやはり条件整備というのですか、事前にどういったものが必要なのか、そこを十分にすり合わせをしながら、ここすぐにとすることはなかなか難しいと思いますので、将来の何年後に見据えた計画的な施設の整備ですとか土壌の改良ですとか、そういう取組が必要なのかなというふうに思っております。現在人・農地プランの地図化といった取組が、これ令和6年度中に作成をなささいといった国からの指示もございます。今後地図化をしていく作業の中で将来の出し手となる方、また引き受けたいという方とのまず現状、どの程度今マッチングが成立しているのかといったことを調査をしながら、そして出し手の方は手を挙げているのだけれども、引受手の方がまだ決まっていないよという、いわゆる空白になっている農地につきましては、今後地域の中でそういう mismatches の解消に向けた地域での協議ですとか個別での相談といったことを取り組むことになっていくかと思われま。先ほど言いましたいわゆる将来的に計画的な農地の整備等につきまして、こういった作業に取り組む中でできるだけ流動化が継続的に、そして安定的に進むことができるように私どもとしても努めてまいりたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。まさにどれだけ条件がいい、畑自体が条件がよくても畑に入っていけなければどうしようもないわけで、既存のものをなかなか、直してもらって公共の道路や何か直してもらってはなかなか難しいにしても今後整備がある場合はきちんとそういったアクセスの障害にならないような、これは経済部だけではなかなか対応する分野ではないのかもしれない

れませんけれども、ぜひそういったこと考えて公共施設の整備など進めていただきたいと思います。

以上で、少し時間余りましたけれども、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） 以上で水間健詞議員の質問を終わります。

名寄市立大学の今後の発展に向けて外2件を、中畠孝幸議員。

○1番（中畠孝幸議員） 議長より指名を受けましたので、通告書に従って質問いたします。

大項目1、名寄市立大学の今後の発展に向けて、小項目1、志願者獲得について。道北に位置します旭川大学が今年度より旭川市立大学となって公立化したことにより、同じ保健福祉学部を有する名寄市立大学が今後志願者獲得の上で影響を受けることは容易に予想されます。名寄市立大学の志願者数の推移及び競争倍率の変化についてどのように認識しているか伺います。

また、今後も一定の競争倍率を維持し、優秀な学生を確保する方策としてどのようなことをお考えかお示してください。

また、現在外国人留学生特別入試の制度はありませんが、外国人留学生を受け入れる考えはないか伺います。

小項目2、学生に対する多方面のケアについて伺います。受験生から魅力ある大学として評価されるためには、様々な面で面倒見のいい大学であることが求められます。その一つとして、学生を経済面からサポートする奨学金制度があります。日本学生支援機構による奨学金制度以外に市としてどのような奨学金制度を整備しているかお知らせください。

また、経済面以外で学生が大学生活を円滑に送ることに配慮した教育上、生活指導上のサポートとしてどのようなものがあるか伺います。

小項目3、教員に対する支援について伺います。教員が良質な研究を進める上で、研究費の獲得が

大きな意味を持ちます。外部資金の獲得に関して科学研究費助成事業、科学研究費補助金、科研費というふうに省略して言わせていただきますが、科研費への応募数、それから採択数、過去3年間にわたって応募数と採択数をお知らせください。

また、外部資金の獲得に際して教員への情報提供、書類作成等に関してどのような支援を行っているか伺います。

また、国内海外研修制度、いわゆるサバティカル制度の整備状況についてもどのような段階にあるかお知らせください。

次に、大項目の2、スポーツ合宿の誘致に向けて、小項目1、諸条件から見た名寄の優位点、不足点について伺います。スポーツ合宿の誘致は、名寄市の活性化のために特に推進すべきことのひとつと考えられます。また、冬だけでなく、一年を通した受入れが望まれます。自然環境、受入れ施設といった点から名寄の優位点、不足点をどのように分析し、どのような方向へ誘致を進めていこうとしているか伺います。

また、宿泊施設について、合宿する若いアスリートのための安価な施設を何らかの方法で生み出す考えはないかお知らせください。

小項目2、他地域との共同、共存について伺います。スポーツ合宿の誘致に関して、上川北部の他地域との連携の事例や可能性があればお示ください。

小項目3、誘致を増大させるための課題について伺います。誘致を増大させるためには、競技施設や宿泊施設といったハード面だけでなく、指導者の存在、市民の意識といったソフト面での要素も大きいと考えられます。そのような広い観点から見たとき、今後の名寄の課題をどう捉えているか伺います。

次に、大項目3、宗谷本線の活性化に向けて、小項目1、利用者増への取組について伺います。沿線自治体が関与する協議会として宗谷本線活性化推進協議会がありますが、国からJR北海道へ

の支援が令和5年度を区切りとされていることから、宗谷本線調査実証事業協議会を設立して、総合的検証と抜本的改善方法を検討するための事業を実施すると伺っております。この調査、実証事業を通して宗谷本線の利便性向上、利用促進を図る上でどのような方向性を考えているか伺います。例えば宗谷本線沿線の自然環境、環境資源を考えたとき自転車を畳まずに乗車できるサイクルトレインの運行が有効と思われませんが、調査実証事業にサイクルトレインが含まれるか、考えを伺いたいと思います。

名寄駅の施設に関しては、鉄道をまたぐ跨線橋が車椅子利用者、ベビーカー利用者、高齢者にとってJR利用上の障害となっていると思われませんが、エレベーター設置についても考えを伺います。

小項目2、地域公共交通の中での宗谷本線の位置づけについて伺います。地域公共交通の中で宗谷本線考えたとき、バスでも自動車でも自転車でもなく、鉄道だからこそ、鉄道というのは鉄道路線です。鉄道だからこそ運べるものがあるという観点が必要と思われれます。地域公共交通の中で鉄道が持つ利点、またバス等他の手段との組み合わせによる利便性の向上についての考えを伺います。

小項目3、名寄市の役割について伺います。宗谷本線は、旭川から名寄、すなわち宗谷南線と名寄から稚内、すなわち宗谷北線とに区分され、名寄はその結節点、その結び目と伺いますか、結節点として重要な役割を担っています。今後名寄が宗谷本線調査実証事業協議会の中で果たすべき役割、宗谷本線の利活用を進める上で取るべきリーダーシップ等について考えを伺います。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 中島議員からは、大項目3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2と3につきましては総合政策部長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1、名寄市立大学の今後の発展に向けて、小項目1、志願者獲得についてお答えいたします。少子化による18歳人口の減少に伴い志願者の確保は年々厳しく、他大学と同様に本学も大きく影響を受け、志願者数が減少している状況にあります。また、旭川市立大学の公立化も本学の志願者確保に当たりまして今後影響を与えることは必至であると考えております。これまで志願者獲得に向けては進学相談会への積極的な参加や高校訪問など教職員一丸となり、直接志願者や高校教員の方へ本学の魅力をお伝えしてきているところであります。具体的な取組では、魅力的な教育カリキュラムの導入として本年度の入学生から看護学科に助産師課程を開設し、本学独自の魅力を打ち出し、一定の志願者を確保できたと考えております。毎年本学入学者数の約3割を占める道外出身の学生確保対策として、2020年度から一般選抜前期日程の試験会場に仙台市を新たに設置し、これまでの道外から北海道への受験移動の負担軽減を図り、東北以南の受験生の確保に努めております。入試広報対策としては、令和3年度から本学の魅力や学生の活動を積極的に学外に発信すべく、教職員と学生から構成された魅力プロジェクトなよりの学内組織を発足させました。この組織の一番のポイントは、学生が組織に入り、より高校生に近い学生の意見やアイデアを取り入れた活動を実施できるところにあります。これまでの活動としては、夏季休業中に地元へ帰省する学生が自身の高校を訪問し、本学のPRを行う里帰り高校訪問、コロナや遠方のため本学を見学することができない方のために学生が学内施設を紹介する大学見学PR動画の作成、函館の地域ラジオ局であるFMいるかへの函館出身学生の出演、共通テスト後の進路決定に当たり出願前に本学や名寄市を知っていただく出願前ガイダンスをオンラインで実施いたしました。今後も学生からのアイデアを取り入れ、様々な媒体を活用したPRを行ってまいります。

次に、外国人留学生の入学に関しましては、現も学部的一般受験は可能ですが、今後さらに厳しくなっていく学生確保を検討する上で外国人留学生の受入れも対策の一つであると思っておりますので、検討を進めていかなければならないと考えております。

次に、小項目2、学生に対する多方面のケアについてお答えいたします。学生への経済的なサポートについては、本学独自の奨学金として名寄市立大学給付型奨学金、通称めいだい奨学金という制度があります。この奨学金は、学業成績及び経済的状況を勘案しまして、毎年学科、学年1名ずつ、合計16名の学生に対して月2万円、年間24万円を給付するものであります。また、他の給付制度として保護者等の生計維持者が死亡、重度の障がいとなった場合や激甚災害等で家屋が損傷した場合に1件につき10万円を支給する災害等一時給付奨学金も定めております。経済面以外のサポートといたしまして、教育上のサポートでは年度初めに新入生だけではなく、在学生にもガイダンスを実施し、履修登録や計画的な単位修得など教学上のガイダンスを行うとともに、事務局担当課からもメールや掲示板等で頻繁に学生に対しまして注意喚起等を行っております。生活上のサポートでは、学科教員の取組として各学科に学生委員を配置し、学生の悩み、不安などの相談、サポートなどに努めております。また、学内組織の取組として健康サポートセンターを設置し、保健師、看護師が常駐するとともに、週2日精神科の医師も配置し、いつでも学生からの様々な相談業務に応じ、ケアできる体制を整備しております。

次に、小項目3、教員に対する支援についてお答えいたします。初めに、科学研究費補助金への過去3年間の新規の応募と採択数であります。令和5年度は応募数18件に対して採択件数が5件、令和4年度は応募数22件に対して採択件数が3件、令和3年度は応募件数21件に対して採択件数が4件となっております。前年度からの継

続分を含めると令和5年度が15件、令和4年度は12件、令和3年度は18件となっております。外部資金獲得に関する教員への情報提供、書類作成等に関する支援につきましては、これまでに科研費申請へ向けたFD研修会を開催しております。研修の内容としては、若手教員を対象とした初めての申請コースと申請経験者を対象とした初めての採択コースに分けて行い、これまでに採択された学内の教員が講師となり、科研費申請までの道のりや計画書作成で心がけていること、審査のポイントなどを説明し、申請や採択に向けた一助となるべく取組を進めてきております。また、科研費申請の前に研究倫理eラーニングコースの受講、公募における変更点などを周知し、事務局での事前チェックを行うなど期日までに誤りがない申請となるよう注意喚起を促しております。

次に、国内海外研修制度の整備状況につきましては、本学では名寄市立大学国内・国外研修規程を定めております。教授、准教授など各職にある者について研修の開始時に5年以上在籍し、研修終了後本学の教育研究の向上に貢献できる者に対して3か月以上1年以内の期間、勤務場所を離れて、研修に専念することを認めております。名寄市立大学国内・国外研修規程に関わる申請等の取扱要綱では、本学教授会の議を経て研修者を選考し、市長の承認を得るなどの具体的な手順を定めております。これまでに2名同制度を活用した学術研究を進めてきております。今後とも国内、国外研修に関わりましては規程及び要綱に沿った対応を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私から大項目2及び3についてお答えいたします。

初めに、大項目2、スポーツ合宿の誘致に向けて、小項目1、諸条件から見た名寄の優位性、優位点、不足点についてですが、本市のスポーツ合宿誘致は地方創生推進交付金を活用した冬季スポ

ーツ拠点化プロジェクトで掲げた方針の下、自然環境と施設を生かして交流人口拡大を図っていくことであり、これを実現させる方法として官民一体の合宿受入れ組織を立ち上げることや名寄市立大学や名寄市立総合病院と連携して、スポーツ医科学サポートを提供することとしています。また、将来冬季ナショナルトレーニングセンターの誘致を目指し、冬季スポーツのブランディングを図ることで合宿誘致を推進していく方針です。本市の優位性は、温暖化で希少価値が高まっている天然雪が豊富なことや冬季スポーツ施設を複数有し、それぞれがコンパクトにまとまったエリアに存在していること、さらには市内にスポーツ合宿を誘致できる競技団体や人材が存在していることです。一方で、不足している点は合宿者向けのスポーツ医科学に関する積極的なサポート体制を整えられていないことです。現在一部のジュニアアスリート向けに医科学サポートを実施していることから、引き続き各機関の協力をいただきながら、合宿者までサポートを拡大できるよう努めてまいります。合宿者向けの安価な宿泊施設を生み出す考えについてですが、合宿地を選ぶ上で練習環境と宿泊施設は大きな要素であると認識しています。このことについて名寄旅館組合様との会合やNスポーツコミッションの前身であるなよろスポーツ合宿誘致推進協議会の中でも公共施設の再活用や合宿者への補助金などの話合いを重ねてきた経過があります。資金や持続性など課題があり、当時はすぐに具体化していくことは難しいという見解に至ったことから、現在は安価な宿泊施設の提供に関する具体的な検討は行っておりません。

次に、小項目2、他地域との共同、共存について申し上げます。スポーツ合宿の誘致に関わる他地域との連携の事例としては、上川総合振興局管内スポーツ合宿誘致推進協議会が設置されており、振興局内の自治体で情報交換やパンフレットを配布するなど大会会場等でPR活動を行っております。また、2022年北京オリンピックの開催以

前は毎年中国からスキージャンプチームの長期合宿を受け入れており、ジャンプ台を有する近隣自治体と施設利用に関する連携や移動や宿泊のサポートを共同で行い、ホストタウン事業で台湾からバドミントンチームを招聘した際には、上川地区の自治体等で練習会場やトレーニングパートナーの確保で連携を図ってきました。このほか、国のアスリート育成パスウエー事業の一環として実施したウインタースポーツコンソーシアム事業や北海道タレントアスリート発掘育成事業でも国、北海道、さらにはフィンランドやカナダにあるスポーツ機関との連携や中央競技団体や市内企業、団体等の御協力をいただくなど国内外を問わず、横断的な連携で事業を実施してきたところです。

次に、小項目3、誘致を増大させるための課題について申し上げます。平成27年度に策定した名寄まち・ひと・しごと創生総合戦略では、平成26年度の合宿受入れ人数実績を基に設定した2,500人を基準値として、合宿誘致の本格的な取組が始まりました。合宿受入れ実績ですが、平成30年度の8,329人がピークで、令和4年度は6,465人の受入れとなり、ここ数年は減少傾向にあります。内訳は上半期が31団体、1,156人、下半期は140団体、5,309人となっており、全体の約8割が下半期に集中しているのは冬季スポーツ施設を有する本市の大きな特徴の一つです。また、大会開催前後の合宿も多く、令和4年度は5,417人で全体の約8割を占めており、例年スキー大会を中心に全国規模の大会が開催されることが大きな要因となっています。現状を踏まえて合宿を増やしていくポイントは2つあり、1つ目は上半期の合宿を増やすこと、2つ目は大会開催に頼らない合宿を増やすことにあります。課題は受入れ側の人材に関わることで、具体的には合宿の計画段階で相談できる人材や宿泊施設やスポーツ施設の利用でニーズに合った調整ができる人材、また練習試合などのトレーニングパートナーを準備できる人材、この3つ

の課題があると考えています。

次に、大項目3、宗谷本線の活性化に向けて、小項目1、利用者増への取組について申し上げます。宗谷本線活性化推進協議会は、宗谷本線と密接な関わりがある26市町村、議会、経済団体で構成されており、鉄道の高速度化や利用者の利便性向上、沿線地域の振興に寄与することを目的とした事業を実施しています。JR北海道への国からの支援が令和5年度を区切りとされており、令和5年度中に調査、実証事業を行い、総括的検証と抜本的改善方策の方向性を検討することで、令和6年度以降の支援スキームが決定されます。この調査、実証事業を行う宗谷本線調査・実証事業協議会は、持続的な鉄道網の確立に向けて鉄道の優位性を発揮できる仕組みや2次交通も含めた交通体系の検討をするための事業を実施する予定です。

御質問いただきましたサイクルトレインについては、自転車をもそのまま車両内に持ち込める鉄道であり、観光と連携したサイクルツーリズムの効果も期待されることから、北海道内の観光地でモニターツアーが実施されるなど北海道の観光資源を生かすものとしてその効果が期待されるものです。宗谷本線での令和5年度の調査、実証事業は、幹線交通ネットワークである旭川稚内間の都市間輸送の維持、強化による利用拡大や沿線地域の公共交通の維持、利便性向上を図るために必要な事業を協議会で決定して、行うものでありますが、サイクルトレインの運行は協議会で決定した事業では予定されておりませんので、御理解願います。

また、名寄駅の線路をまたぐ跨線橋へのエレベーター設置については、宗谷本線全体の利便性向上や利用促進を図る調査、実証事業の中で協議会として名寄駅の施設整備を実施することは難しく、名寄駅は民間企業であるJR北海道の施設であることから今後もJR北海道と情報交換を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、地域公共交通の中での宗谷本線の位置づけについて申し上げます。地域の生活

基盤である公共交通は通院、通学、買物など市民生活を維持する上でも身近な移動手段であり、地域医療や観光、物流など広域的な観点において生活や経済活動を支える上でも重要なものとして位置づけられます。宗谷本線は、道北圏の人的交流、観光振興の基幹となる交通手段として重要な意味を持つ線区であります。本市が策定した名寄市地域公共交通網形成計画の基本方針においても、都市間や間接的に空港とを結ぶ幹線的な交通ネットワークであり、重要な公共インフラに位置づけられると考えております。また、過疎地域において物流、人流サービスの維持が重要な課題となっている中で鉄道は大量輸送のメリットがあり、宗谷本線においても旅客列車を利用して荷物を輸送する貨客混載事業を取り組んでいるところです。北海道の北海道交通政策総合指針でも鉄道やバスなどが連携をして、利便性の高いシームレスな公共交通の実現を目指すこととされております。令和5年度に実施する調査、実証事業では、JRとバスの時刻が一目で分かる鉄道、バスの共通時刻表を作成することも含まれており、今後も他の交通手段との連携による利便性の高い公共交通の確保に努めてまいります。

次に、小項目3、名寄市の役割について申し上げます。本市は、これまでも平成28年にJR北海道から自社単独で維持困難とする10路線13線区が発表されて以降、宗谷本線と密接な関わりのある26市町村、議会、経済団体で構成された宗谷本線活性化推進協議会の活動で国の実効性ある支援や北海道と共に利用促進費の財政負担を決定するなど国、北海道と連携をした取組を進めてまいりました。本年度実施予定の宗谷本線調査・実証事業協議会による調査実証事業は国、北海道の支援メニューを活用して、総括的検証と抜本的改善方策の検討を行うことで令和6年度以降の支援スキームを求めていくものです。宗谷本線の維持は道北地域の持続的な発展につながる側面を持っており、協議会で決定された調査、実証事業の

実施に当たっては沿線自治体と連携をしながら事業を実施してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） それぞれ御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。まず、大項目1、名寄市立大学の今後の発展に向けてについてですけれども、これを設定しましたのは名寄の人口、現在2万6,000人を切って2万五千何百人かの規模ですけれども、その規模のまちに800人近い学生が在籍していると。そういう800人近い学生が勉学に励んで生活しているということは、名寄市にとって非常に財産であるというふうに考えておりますので、そういった基本的な認識をまず申し上げて、再質問をさせていただきたいと思っております。

小項目の1について、志願者獲得についてですけれども、進学説明会、高校訪問、それから里帰り高校訪問、大学PR動画の作成、様々いろいろ工夫を凝らしてやっていたらということとはよく分かりました。それから、助産師課程の新たな創設とか、それから仙台市での受験会場を新たに設けるなど受験生獲得に関して努力されていることが御答弁からよく分かりました。1つだけちょっと御質問したいのですけれども、名寄市立大学の点検評価報告書を私見せていただいたのですけれども、点検評価報告書の2017年度版、これは毎年出しているわけではありませんので、2017年度版が一番新しいものと考えられますけれども、その中の受験に関してですけれども、現在の推薦枠について志願者獲得で大きな意味があると思っておりますけれども、推薦枠である程度受験生を確保して、一般入試でさらに確保するということが必要になってくると思っておりますけれども、点検評価報告書の59ページに推薦入試における地域指定枠の募集人数が検討課題であるということを書かれていまして、募集枠を充足できていない状況にある学科があるということが書かれています。

地域指定枠による推薦入試の在り方ですけれども、それがこの点検評価報告書では大学入学者選抜改革ワーキンググループで検討を進めていくというふうに書かれていますけれども、これ数年前の報告書ですので、現在の時点で地域指定枠の推薦入試に関してどのような議論がなされているのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 今回の御質問ありました学校推薦型選抜試験におきます地域枠という内容の部分についてですけれども、私どものほうの大学におきましては地域枠については定員の1割ということで、栄養学科でしたら40人の定員中1割ですから4名という、あとほかの3つの学科は50人ですので、1割の5名ずつということで地域枠を定めております。私どものほうの大学が4大化になったときに地域枠の人数を指定させていただきました。当時と比べまして、今現状としては地域枠については上川北部に位置する高校を卒業する学生ということになりますので、当時の大学が開学したときと今現状を比べますと高校数も当然減っていますし、子供の数も大分減っているということで、学科によっては地域枠の部分の人数が受験されていないという現状もあります。私どものほうとしては、地域枠の部分につきましてもう少し地域枠、先ほど言いましたように、上川北部というエリアの中で定めている部分もありますので、もう少し枠組みとして範囲を大きくできる可能性はないのか、そういった部分も含めて地域枠の在り方について早急に検討というか、全体的な入試の学生確保も含めて重要だということで、地域枠の部分についてもそういったエリアなどの部分についてどうあるべきかという部分について今数値的なものも含めて検討している状況であります。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） ありがとうございます。

それから、その点については理解できました。外国人留学生に関してですけれども、私が見せていただいた資料で名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）という資料がありますけれども、その中で外国人留学生についてどのように進めるかという一覧表のようなものがあるのですけれども、そこで私費外国人留学生入試の実施検討というのが2022年度に検討するというところに丸がついているのです。その検討がどういうふうに行われたのかということをお知らせいただきたいのと、それから先ほどの御答弁の中で学部的一般受験が留学生もできるというお話がありましたけれども、やはり外国人留学生にとっては日本語のハンディもありますし、同じ試験を受けて入ってくるというのはまず不可能に近いというふうに思いますので、外国人留学生特別入試というのが必要だという認識を私持っております。その点についてお答えいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 外国人留学生の部分については、具体的な内容の部分はまだ決まっていないというのが現状であります。ただ、私どものほうの大学につきましては、大学であるとともに養成校という位置づけもあります。そういったこともありまして、今後学生の、外国人の留学生の部分についてはいろんなハードルがあるのかなとは考えておりますけれども、ただ外国人だけではなくて、学生確保という部分については様々な改革をしていかなければいけないということで考えております。そういった部分を含めると、外国人留学の留学生の部分についても、先ほども答弁させていただきましたけれども、そういった改革の一つとして検討すべき課題の部分ということで認識しておりますので、今後後期の大学の実施計画というのが今年度から始まりますけれども、その中でも検討してまいりたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） ありがとうございます。

それで、小項目の2に関してなのですけども、めいだい奨学金というのが支給されているということで、各学科、成績優秀者だと思えますけれども、1名で月々2万円がめいだい奨学金として、これは給付型の奨学金ということで返さなくてもいいということなのですけども、16人ということでたまたま議員の数と同じなのですけども、それをこの場で共有させていただいて、その金額も、これは学生向けの大学案内の中でもPRで使われていますので、受験生にとってもそういうものがあるのだということは知れていることだと思いますけれども、その金額の妥当性などについても今後検討する機会がありましたら、また質問させていただきたいと思います。

それから、3番目の教員に対する支援についてですけども、科研費への応募数、採択数についてお知らせいただきまして、ありがとうございました。それから、科研費の応募に関するFD研修の中で行う、ファカルティ・ディベロップメントというのでしょうか、そのFD研修の中で申請について経験者から経験がまだない教員の方に対して研修が行われているということ、非常にいいことだと思います。それから、サバティカル制度、国内海外研修制度について5年以上在籍した人に関して3か月以上1年以内でそういう制度があるということお知らせいただきました。実際にその制度を利用された先生というのがこれまで2名ということですので、もっと応募して、増やしていただけたらいいのではないかなという印象を持ったということをお伝えして、大項目1に関しては再質問を終わらせていただきます。何かありましたら、よろしいですか。すみません。こんなこと言っているのかどうか。私からそんなこと聞いていいのか分かりませんが。

大項目の2番目ですけども、スポーツ合宿の誘致に向けて、ここでも石橋部長から分かりやすく御説明をいただきました。名寄の優位点、それからまだ欠けている点について私も同感だと思う

点が多かったです。交流人口を拡大する上でスポーツ合宿を増やしていくということが必要だというふうにお考え、私もまさにそのとおりでと思いますけれども、公共施設の再利用に関して、合宿する若いアスリートのための安価な施設ということを私言わせていただいたのですけれども、それに関しては過去に検討済みであるということ御回答いただいたのですけれども、公共施設の再利用などに関して、先ほど官民一体になってというお話もありましたけれども、官でできなければ民に頼って、そういう施設を運営してくれる民間の方がいるようでしたらお願いするというような形でぜひ進めていただきたいと思いますけれども、それに関して何かありますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） スポーツ振興、それから合宿誘致といった視点で本当に今後よりよくなるような御提言いただいていると受け止めております。今お話のあった宿泊施設に関する御提言ですけども、まさにおっしゃったとおりです。おっしゃっていただいたとおり、官ができなければ民という可能性も、それは当然探っていかなければなりませんし、我々が行政としてこれを振興するという最大の目的は、市内にしっかりと経済効果をもたらす取組につなげなければいけないということがありますし、あとはやっぱりレベルの高いスポーツがこの地域で見ることができるといった部分も重要な観点かなと思っておりますので、しっかりと民間が着手しても、民間もしっかりと着手できるような事業体系がコーディネートできるようになれば、当然積極的な、積極的というか、前向きに検討していきたいなというふうには考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） スポーツ合宿に関して、お話ししている中で、先ほど名寄市立大学のことに関係する話、ちょっと戻りたいのですけれども、議長よろしいでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 大学に関するかどうか。

○1番（中畠孝幸議員） はい、先ほどの。

○議長（山田典幸議員） 続きということですか。

○1番（中畠孝幸議員） はい。

○議長（山田典幸議員） どうぞ。

○1番（中畠孝幸議員） ありがとうございます。先ほど名寄市立大学のことをお話ししていた中で、教員に対する支援ということで、教員の研究をどんどん進められるように支援をしてほしいということ申し上げましたけれども、その先できれば、願わくばということで考えていますのは、スポーツ合宿とこれは関連することなのですけれども、全国規模の学会を名寄に誘致してほしいということなのです。これは全国規模の学会に限らず、何か見本市でもいいのですけれども、大きなスポーツ大会を開くとたくさんの方が名寄に来てくださって、交流人口が増える、経済効果も上がるということでスポーツ合宿についてお伺いしたわけですけれども、先ほどちょっと言い忘れましたけれども、大学の先生方に関しても研究を進めて、御自分の所属する学会の全国大会、例えば看護関係でも福祉でもいいですけれども、全国学会があると思いますけれども、それを名寄に誘致して、名寄で大きな大会を開いてもらえれば、これは夏は非常に冷涼な気候で、先生方、ちょっと遠いですがけれども、喜んで来てくださるのではないかと思いますけれども、そのためには先生方に御苦勞をお願いしなければいけませんけれども、例えば学生に対する教育効果ということを考えても名寄市立大学で大きな学会が開かれるということは教育面でもメリットが大きいと思いますので、そういうこともぜひ大学の先生方に、御苦勞ですけれども、お願いできればということを考えています。すみません。戻ってしまいましたけれども……

○議長（山田典幸議員） 答え、答弁はいいですか。

○1番（中畠孝幸議員） ええ、よろしいです。

すみません。それで、先ほどの続きですけれども、大項目2番について、どうもありがとうございます。

それから、大項目の3、宗谷本線の活性化に向けてということなのですけれども、まずサイクルトレインに関しては、今検討のまないたの上のっていないというようなお話でしたけれども、先ほど石橋部長もサイクルツーリズムの上で非常に意味があるということをおっしゃっていただきましたので、そういうこと、そういうお考えの上で、できれば今後検討する余地があればぜひお願いできればというふうに考えています。

それから、エレベーター設置についてちょっと突拍子もないというふうにお考えになったかもしれないのですけれども、名寄市の現在の乗降客といえますか、名寄市に発着する列車の数ですけれども、稚内方面、それから旭川、札幌方面含めまして全部で37本の列車が、名寄が発着の場合もありますし、名寄が終着点の場合もありますし、特急のように名寄を通過する列車の場合もあるのですけれども、全部で37本列車が走っています。37本のうち、現在1番線、2番線、3番線というふうに分かれていて、1番線は改札を出てすぐ乗れる場所です。それから、2番線、3番線は橋を渡らなければ列車を利用できないという場所なのですけれども、そのホームに関して先ほど申し上げました37本の列車のうち20本の列車、20本は1番ホーム、1番線から発車、到着していますので別にあまり障害はないのですけれども、それから残りの17本の列車は2番線、あるいは3番線から発車しているということで、必ず橋を渡っていかなければ到達できないということで、あの橋を実際に渡ろうとすると分かるのですけれども、何か大きな崖のようにそびえ立っているように、特にお年寄りにとっては大変な労力を使わないと向こうに渡れないという現状があると思います。それで、交通バリアフリー法というのができたのが2000年でありまして、体の不自由な

方とかお年寄りでも公共機関を利用できるようにしようという法律、それが2000年にできて、もう20年以上たつわけですけども、でもそういうエレベーターを設置しなければならないという基準がどうもあるようですけども、5,000人であったり、あるいは改正されて3,000人以上というふうになったりしているようで、その基準からしますと名寄駅は恐らく500人に満たない。平日ですと400人前後の利用ではないかと思えますけれども、そういった人数の利用の駅で果たしてお金をかけてエレベーターをつける意味があるのかということもちろん考えなければいけませんし、先ほど石橋部長がおっしゃったJRは民間企業であるということで、行政がそれに関わることに對する疑問などもお話しになりましたけれども、ちょっと調べてみますと改札内のエレベーターが設置された例というのは、皆さん御存じかもしれませんが、深川駅で数年前に設置されています。深川市の負担が3分の2、それからJR北海道の負担が3分の1という形でどうも造られたようです。それから、これは最近の例で、北海道ではありませんけれども、岡山県の津山駅でも3基エレベーターが設置されておりますけれども、その場合の費用の負担に関しては、JR西日本が2分の1、それから国が4分の1、それから津山市が4分の1を負担して造っているというような、そういうような事例もありますので、これはやはり名寄市民が頻繁に利用するところでありまして、私が観察したところでは、平日にちょっと見たのですけれども、1日で150人ぐらいの人は橋を渡らないと電車に乗り降りできないという、そういう現実があると思えます。高校生は、駆け上ったり駆け下りたりできる非常に体力のある高校生なんかはあまり問題ないかもしれませんが、お年寄りであるとか体の不自由な方、あるいは子供連れの方とか大きな荷物を持った方というのは非常に危険を冒して橋を渡っているという現実が

あるということを申し上げて、ちょっと検討する機会がありましたら検討していただきたいということを申し上げたいと思います。

それで、これはもし本当に大きなお金をかけてエレベーターをつけたとしても、今と利用状況が変わらないようではあまりお金をかけた意味がないということが言えると思います。名寄の中心は駅前というふうに私思っているのですけれども、アスパラまつりをする場合も駅前通で行われているわけですし、やはり名寄の中心は駅を中心、名寄の中心街は駅を中心として考えるべきだというふうに思っているのですけれども、エレベーターをつけることによってさらに利用が進んで、さらには宗谷本線の利活用ができるようになるようにということをお願いしているということなのですけども、ちょっとそれに関して何か石橋部長からありますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） いろいろ御提案いただきました。まず、我々というか、私のほうで一定程度整理しなければならない論点というのがあるなと思っております。やはり事業者の責務、それから公共交通という位置づけですから、では地方自治体としての責務って何なのだろうというところをまず一番最初に整理しなければいけないというふうに思っています。まず、鉄道事業者というのは利便性だったり、サービス品質を向上させたりとか、あとやっぱり魅力的な鉄道サービスで利用促進を図っていくというのが、これが事業者の務めで、責務であると。では、公共としての責務って何なのだろうと整理をすると、地域の公共交通の例えば需要だったり、あとアクセスを改善して、要はシームレスな、いろんなバスとか鉄道も含めてシームレスに公共交通が使えるような環境をつくるといったことがやっぱり行政の役割なのだろうというふうに整理をしたときに、御記憶に新しいと思えますけれども、名寄高校駅というのを実は移設をしました。これが私は行政とし

てアクセスを向上させて、利用者数を上げる、増やすという取組では典型的な好事例なのかなというふうに思っていますし、これは全国的にもかなり評価をいただいている事業でもあるかなというふうに考えています。全国的な事例で実際に導入したケースという御紹介もいただきました。そんな中で、やはり駅ですから、つながっての鉄道なので、名寄市民以外の利用も当然多くあるのだと思います。そういった環境の中で、では名寄市が単独自治体としてそこに投資をするといったことに対して、やはり名寄市民がどういった御理解をいただけるのかといったところがまず一番のハードルになってくるのだと思います。まず、名寄市民がどれだけそういった恩恵を受けられるのかといったところもしっかりと分析して、ではほかの地域の関係もどうするのだと色々な難しい話が出てきますので、私の中では主体的にやるべきは事業者がやっぱりサービスの向上ということで取り組んでいただくべきかなというふうには思っているところです。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） ありがとうございます。

小項目1に関してはそれぐらいにしたいと思えますけれども、それから小項目の2のところですが、そこでも重要なことをいろいろお伝えいただきました。例えば現在宗谷本線調査・実証事業協議会で今年度の事業として行われようとしているのがJRとバスの時刻表、共通時刻表といえますか、ですからJRの時刻表にバスの時刻表がくっついていて、どういうふうに乗り継げばいいかということが分かるということなのです。ですから、そういう時刻表を作ってみると、ちょっと運行の時刻が乗客目線で作られていないのかな、そういうことも分かってくると思いますので、ぜひそういう共通時刻表をつくる中でそれを利便性の向上に結びつけていただくことができればいいなというふうに考えました。

それから、貨客混載に関してもおっしゃいまし

たけれども、それもやはり現在行われているのですけれども、本当に空のまま走らせておくというのはもったいないですので、人が乗らないのであれば荷物を載せる、あるいは先ほどからちょっとしつこく申し上げますけれども、サイクルトレインで自転車を載せるとか、そういった空のまま走らせないで利用する方法を考えるということは非常に重要だと思いますので、そういう方向をぜひ目指していただければと思います。石橋部長のほうから先ほど宗谷本線というのが重要な公共インフラであるということ、力強いお言葉いただきましたので、宗谷本線をこれから本当に活用するという方法をいろんな点から考えていけたらいいなというふうに思います。

それで、もう最後に近いのですけれども、1つちょっと申し上げたいと思っていましたのが、阪急電車の創設者であります小林一三という人がいますけれども、小林一三という方が阪急電車を創設したときに何を考えたかということなのですけれども、鉄道を経営するというのはもちろんなのですけれども、沿線の宅地開発、それから沿線に宅地を開発して、例えば団地などを造れば、電車を使って行き来をする人が増えるというのはもちろん当然なことなのですけれども、それから劇場とかデパートを造ることによって人の移動を生み出したということです。これはもうかなり古い時代のことですけれども、今でも非常に参考になる私鉄の事例ですけれども、沿線の宅地開発、あるいはデパートとか劇場、阪急電車の場合には宝塚劇場を造って、そこに人を集めて、鉄道利用者を増やしたということなのですけれども、ぜひそういった小林一三の教えを受け止めて、いろんな条件は違ってもいいかもしれませんが、天塩川に沿った宗谷本線をぜひこれから生かしていくという、花たび号も非常に好評ですので、生かしていくという方向で考えていただければと思います。すみません。時間過ぎました。

終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で中畠孝幸議員の質問を終わります。

---

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

---

散会 午前11時52分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 清 水 一 夫

署名議員 佐 藤 靖

令和5年第2回名寄市議会定例会会議録  
開議 令和5年6月27日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第12号 名寄市過疎地域持続的  
発展市町村計画の変更について  
日程第4 議案第13号 令和5年度名寄市一般  
会計補正予算（第3号）  
日程第5 意見書案第1号 2023年度北海道  
最低賃金改正等に関する意見書  
意見書案第2号 義務教育費国庫負担  
制度堅持・負担率1/2への復元、  
「30人以下学級」など教育予算確保  
・拡充と就学保障の実現に向けた意見  
書  
意見書案第3号 地方財政の充実・強  
化に関する意見書  
意見書案第4号 食料安全保障の強化  
及び食料・農業・農村政策の確立と酪  
農・畜産経営の安定を求める意見書  
日程第6 報告第7号 例月出納検査報告につ  
いて  
日程第7 議会活性化特別委員会の設置及び委員  
の選任  
日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出につ  
いて

- 日程第5 意見書案第1号 2023年度北海道  
最低賃金改正等に関する意見書  
意見書案第2号 義務教育費国庫負担  
制度堅持・負担率1/2への復元、  
「30人以下学級」など教育予算確保  
・拡充と就学保障の実現に向けた意見  
書  
意見書案第3号 地方財政の充実・強  
化に関する意見書  
意見書案第4号 食料安全保障の強化  
及び食料・農業・農村政策の確立と酪  
農・畜産経営の安定を求める意見書  
日程第6 報告第7号 例月出納検査報告につ  
いて  
日程第7 議会活性化特別委員会の設置及び委員  
の選任  
日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出につ  
いて

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山	田	典	幸	議員
副議長	10番	倉	澤		宏	議員
	1番	中	島	孝	幸	議員
	3番	山	崎	真	由美	議員
	4番	水	間	健	詞	議員
	5番	谷			聡	議員
	6番	今	村	芳	彦	議員
	7番	清	水	一	夫	議員
	8番	川	村	幸	栄	議員
	9番	佐	藤		靖	議員
	11番	高	野	美	枝子	議員
	12番	高	橋	伸	典	議員
	13番	遠	藤	隆	男	議員

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第12号 名寄市過疎地域持続的  
発展市町村計画の変更について  
日程第4 議案第13号 令和5年度名寄市一般  
会計補正予算（第3号）

14番 東 川 孝 義 議員  
15番 東 千 春 議員

---

1. 欠席議員（1名）

2番 富 岡 達 彦 議員

---

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 慈 生  
書 記 石 橋 恵 美  
書 記 加 藤 諒  
書 記 川 名 桃 代

---

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 橋 本 正 道 君  
教 育 長 岸 小 夜 子 君  
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君  
総合政策部長 石 橋 毅 君  
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君  
健康福祉部長 馬 場 義 人 君  
経 済 部 長 山 田 裕 治 君  
建設水道部長 東 聡 男 君  
教 育 部 長 木 村 睦 君  
市立総合病院 佐々木 紀 幸 君  
市 立 大 学 水 間 剛 君  
事務局長  
こども・高齢者 松 田 慎 司 君  
支 援 室 長  
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君  
上 下 水 道 室 長 佐 藤 美 香 君  
会 計 室 長 鈴 木 康 寛 君  
監 査 委 員 岡 川 進 君

---

○議長（山田典幸議員） 本日の会議に2番、富岡達彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

6番 今村芳彦 議員

11番 高野美枝子 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランについて外3件を、高橋伸典議員。

○12番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

大きい項目1つ目、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランについてであります。全国の小中学校でコロナの学校閉鎖の影響で不登校の児童生徒が急増し、約30万人の助けを求めようとする子供たちの中、文部科学省は令和5年3月31日に誰一人取り残さない学びの保障を社会全体で実現していくとのCOCOLOプランを発表されました。教育行政の責任者、文部科学大臣としては、1つには不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える、2つには心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する、3つには学校の風土の見える化を通して学校をみんなが安心して学べる場所にする、このことにより誰一人取り残さない学びの保障を社会全体

で実現すると言われております。不登校の児童生徒全ての学びの場の確保については、学校内のスペシャルサポートルームの設置の促進についてであります。指導を行うために多様な学びの場の確保や指導体制を整備することが必要であります。教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習する環境のため校内教育支援センター、スペシャルサポートルームの設置促進が進められております。学校での授業や自宅やスペシャルサポートルーム等、また教育支援センターに配信し、オンライン授業やテストも受けられるとCOCOLOプランにはあります。教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習ができる環境の設置のスペシャルサポートルーム等、また教育支援センターに配信し、オンライン指導のできる指導体制についての理事者の御見解をお伺いをいたします。

次に、不登校児童生徒の多様な学びでの成績評価の確実な実施についてであります。不登校の生徒の多様な学び場が拡大している中、自宅、スペシャルサポートルーム等教育支援センターの学びが学習成果として評価されないため、内申書の成績がつかず、不登校の児童生徒の高校進学が制限されるという問題が現在発生している状況であります。スペシャルサポートルーム、教育支援センター等での学習成果について生徒の状況を踏まえつつ一定の条件の下、成績が反映されるようにするとCOCOLOプランには明記されておりますが、理事者の御見解をお願いをいたします。

次に、一人で悩みを抱え込まないよう保護者への支援についてであります。不登校の子供を支援していく、その保護者を支援していくことは大変重要なことでもあります。不登校の子供の保護者会は、非常に重要な役割を果たしております。しかし、現状では行政からの支援はなく、意欲のある保護者が自主的に設置しているため、保護者会の設置は地域によって様々な状況があると思われまます。そこで、本市において教育委員会が不登校の

子供の保護者であれば誰でも自由に参加できる保護者会を設置し、そこにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等をコーディネーター役として派遣し、不登校の子供の保護者を支援していくことが必要と思われませんが、COCOLOプランを受けて、今後本市の取組について理事者の御見解をお伺いをいたします。

大きい項目2つ目、安心して安全な子育て環境の体制についてであります。少子化がコロナにおいて想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子供をめぐる状況は深刻です。また、子供を持つ自体をリスクと考える若者が増えております。こども基本法が施行され、こども家庭庁も設置され、子供や若者、男女共同参画の視点から子供も親も希望を持って幸せを実感できる社会への構造改革を本気で進めるときだと思われま。そこで、ゼロ歳児の見守り訪問事業の展開についてをお伺いをいたします。本年より妊娠前から出産、子育てまで一貫して伴走型相談支援と妊娠、出産等に計10万円相当の出産費用の支援が支給されるようになっております。明石市では、市の研修を受けた配達員が毎月おむつや子育て用品を自宅に届け、その際育児の不安や悩みを聞いたり、役立つ情報を伝えたり、ゼロ歳児の見守り訪問、おむつ定期便事業を行い、子育ての伴走を進めております。そこで、本市においてゼロ歳児の見守り訪問事業の展開について何をどのように具体的に進められているのかをお伺いをいたします。特に現場に寄り添った伴走型支援について、人材の育成や確保のための体制整備が必要と考えますが、理事者の御見解をお伺いをいたします。

次に、産後ドゥーラ、家事、育児の訪問支援の確保についてであります。ここで見守り訪問事業等の実施の際、各家庭の事情や親の健康状態などから子供と親の日常を守るため家事支援等が必要なケースも予想されます。産後お母さんの御自宅に伺い、家事からお子様のお世話もその10万円

の費用で活用できるようになっております。お母さんの情緒面を含め、産後のお母さんに寄り添ったサービスを提供する産後ドゥーラの育成や確保も必要であると考えますが、理事者の御見解をお伺いをいたします。

そこで、家事、育児の支援の資格を得るため支援制度の創設など有意義かと考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

3つ目、子ども食堂の整備拡大についてであります。子ども食堂の運営のためスタッフ、ボランティアなど人材、事業を展開するための場所、事業を継続するための運営資金、様々な食材、地域や学校との連携のため人脈、保健衛生管理などの知識など様々な運営資源の確保が必要になっております。子ども食堂は、月1回開催するところもあれば、365日3食提供しているところもあります。数人を対象としているところもあれば、毎回数百人が集まるところまであります。実に多様であります。目的もおなかをすかせた子供への食事提供から孤食の解消、滋味豊かな食材によって食育、地域交流の場づくりと様々な活動を行っております。食事回数も数回しか与えられず、お風呂にも入れず、児童虐待やいじめ、不登校、自殺に発展するケースがあります。子供をめぐる状況は深刻であり、様々な形態の子ども食堂の整備や運営をサポートする体制を整備し、我が地域への柔軟な積極的なコロナ禍での中断している子ども食堂の整備を進めるべきと考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3つ目、学校施設の安全で快適なトイレ整備についてであります。学校トイレの洋式化に併せた多目的トイレの整備促進についてお伺いをいたします。インクルーシブ教育で進められている学校施設において、多目的トイレの整備は不可欠であります。また、フェムテックを推奨されている中、学校施設でも温水洗浄便座トイレの設置が強く求められております。文部科学省は、令和7年までに公立学校のトイレの洋式化を95

%まで整備を目標としております。そこで、1つ目には本市の学校トイレの洋式化の現状と今後の計画について理事者の御見解をお伺いをいたします。

また、地域の学校トイレの洋式化を計画的に着実に推進すると同時に、多目的トイレ、温水洗浄便座トイレの整備を併せて推進すべきと考えますが、理事者の御見解をお願いをいたします。

大きい項目4つ目、安全で安心な避難所のトイレ整備についてであります。避難所における多目的トイレの整備は、障がい者や高齢者、子育ての中の方々にとって非常に大切なことでもあります。さらに、温水洗浄便座トイレの設置については、災害時の避難所での生活を余儀なくされた際、特に女性、高齢者、障がい者の衛生管理の面で重要な取組であると思います。避難所では、トイレが不衛生なことが原因でトイレの回数を減らそうと水分を控えたことで、健康被害や膀胱炎など発症が懸念されております。そこで、災害時に避難所となる学校施設の災害対策機能の強化の一環として、トイレ整備には総務省の充当率100%で補助率70%の緊急防災・減災事業債を活用することができます。よって、災害時に避難所となる学校施設の災害機能の一環として総務省の緊急防災・減災事業債を活用して多目的トイレ、温水洗浄便座トイレの設置促進が求められておりますが、理事者の御見解をお願いを申し上げ、この場での質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） おはようございます。高橋議員からは、大項目4点にわたり御質問いただきました。大項目1と大項目3は私から、大項目2は健康福祉部長から、大項目4は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず初めに、大項目1、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランについて、小項目1、学校内へのスペシャル

サポートルームの設置促進についてお答えいたします。近年不登校児童生徒が増加し続け、国の令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に対する調査では、小学校及び中学校で約24.5万人に上り、過去最高になるなど生徒指導上の喫緊の課題となっている状況を受け、文部科学省は令和5年3月に誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランを取りまとめました。COCOLOプランでは、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する、学校の風土の見える化を通じて学校をみんなが安心して学べる場所にするといった大きく3点の取組について速やかに推進することとしております。本市においては、今年度不登校児童生徒が学校、家庭、社会とのつながりを切らさないために校内体制の充実、相談体制の強化、ICTを活用した遠隔授業の実施、スクールソーシャルワーカーの継続配置の4つの取組を連携させた不登校対策の強化を進めており、これらの取組はCOCOLOプランの趣旨、内容と軌を一にするものであると考えております。御質問の学校内へのスペシャルサポートルームの設置促進についてであります。不登校児童生徒の一人一人の状況は異なることから、個々の状況やニーズなどに対応できるよう相談体制の強化により適応指導教室や学校における別室登校などの体制整備を進めているとともに、1人1台端末を活用したオンラインでの学習支援については、学校内の別室と教室をつないだ遠隔授業の実施により多様で効果的な教育や相談の機会、場の確保に努めているところです。

次に、小項目2、多様な学びでの成績評価の確実な実施についてお答えいたします。学習評価は、学校における教育活動に対し児童生徒の学習状況を評価するものであり、不登校児童生徒について

は令和元年10月の文部科学省の不登校児童生徒への支援の在り方についての通知の中で学校外の施設において相談、指導を受けたり、自宅においてICT等を活用した学習活動を行ったりした場合は、校長はその成果を評価に反映することができることとしており、このたびのCOCOLOプランの通知にも教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施として同様の趣旨が示されているところです。教育委員会といたしましては、不登校児童生徒の学習評価についてはこれまでも国及び北海道教育委員会の通知や指導などを基に当該児童生徒が在籍する学校が学校外における学習状況等について適応指導教室などの施設や保護者との間に十分な連携、協力関係を築き、学習活動に関する多様な情報を得て評価を進めてきており、今後においてもCOCOLOプランなど国や道の対応を注視し、不登校児童生徒の学びの保障や社会的自立に向けて適切に対応してまいります。

次に、小項目3、保護者への支援、保護者の会の設置についてお答えいたします。COCOLOプランにもあるとおり、不登校児童生徒の早期支援のためにはその保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるようにすることは大変重要です。本市においては、令和元年度に不登校に悩む保護者や適応指導教室に通っている生徒の保護者から同じ悩みを持つ保護者同士が交流する場をつくってほしいとの要望があり、令和2年1月から名寄市教育相談センターが不登校の悩みを抱える保護者を対象とした保護者つどいの会を月1回、夜7時から8時の1時間、児童センターを会場に開催しております。保護者つどいの会では、保護者同士が悩みや不安について話し、交流することで悩みや不安が和らぐとともに、保護者間の関係づくりにも寄与しているものと考えております。現在は社会福祉士の資格を持つ教育相談センターの職員がコーディネーター役を務めておりますが、今後は必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参加させ

たり、関係機関等とも連携、協力したりしながらより効果的な対応を工夫し、継続した保護者の支援に努めていきたいと考えております。

次に、大項目3、学校施設の安全で快適なトイレ整備について、小項目1、洋式化の現状と今後の計画についてお答えいたします。文部科学省が令和2年9月に公表した公立学校施設のトイレ状況調査の結果では、小中学校のトイレの洋式化率は全国平均で57%でした。本市の学校トイレの洋式化率は現在約64.5%と令和2年度時点の全国平均よりは高いものの、和式トイレが半数以上を占める学校も複数あり、特に小学校低学年においては和式トイレの経験がない児童が多く、休み時間は洋式トイレ待ちをする列ができ、授業にも影響が生じる場合もあることを学校やPTAから報告を受けるとともに、名寄市PTA連合会からも学校トイレの洋式化を重点要望事項の一つとして要望書を頂きました。そのため、今年度は名寄西小学校8か所、名寄東中学校7か所の和式トイレを夏休みや冬休みの長期休業中に洋式トイレへ改修いたします。今後においても引き続き各学校の状況を見ながら順次計画的に学校トイレの洋式化への更新を考えておりますので、御理解願います。

次に、小項目2、多目的トイレ、温水洗浄便座の設置の考え方と計画についてお答えいたします。多目的トイレは、車椅子利用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応の設備、乳幼児対応の設備等を備えることで車椅子利用者だけでなく、高齢者や障がい者、子供連れなど多様な人が利用可能なトイレで、庁舎をはじめ市内公共施設などに設置されています。しかしながら、市内学校のトイレは通常児童生徒が利用することから、大半の学校では車椅子の児童生徒が利用できる広さや手すりなど一部の機能を備えた多目的トイレを設置している状況です。また、温水洗浄便座については、多目的トイレなど一部のトイレに設置されている状況にあります。そのため、多

目的トイレや温水洗浄便座の設置については、各学校の改修のタイミングに合わせて学校やPTAなど関係者と協議を行うことを基本としながら、近隣自治体の設置状況を確認するなど研究を進めてまいります。まずは学校トイレの洋式化率向上に向けた取組を優先的に進め、児童生徒の教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは、大項目2、安心して安全な子育て環境の体制について、小項目1、ゼロ歳児の見守り訪問体制についてお答えします。

昨年10月に閣議決定された物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を踏まえ、国では令和4年度第2次補正予算において妊婦、子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施をする出産・子育て応援交付金の予算が計上されました。本市においても本年3月1日より名寄市出産・子育て応援事業を開始し、妊娠届出時と妊娠8か月頃及び出産後の3回の面談を継続的に実施する伴走型相談支援と出産応援ギフトとして妊娠期に5万円、子育て応援ギフトとして出産後に5万円を支給する出産・子育て応援給付金を国の基準に基づき令和4年4月1日に遡及して一体的に実施しております。従前から本市では令和2年3月の子育て世代包括支援センター事業の開始とともに、妊娠届出時と妊娠7か月時の全妊婦を対象に保健師による面談を2回実施し、継続した支援を行い、妊娠だけでなく、出産や産後の生活、育児に対する気持ちや不安等を把握し、妊婦に寄り添った支援を展開してきました。産後については、出産医療機関と連携し、母子の状況等の情報提供を受け、支援を実施しています。また、退院後は乳児全戸訪問事業、いわゆるこにちは赤ちゃん訪問により対面での面談を行い、産後の母体の状況や生活、育児環境などを把握し、必要に応じ委託助産師が実施する産後ケア事業へつなげた

り、担当保健師による継続的な訪問を実施するなど支援体制を構築しています。おおむね産後2か月までに実施されるこにちは赤ちゃん訪問は、長期里帰りにより市内不在の場合には滞在先の自治体へ訪問を依頼したり、産後より長期に入院している母児には入院中から母へ連絡を取りながら退院後早期に訪問実施するなど、状況に合わせてほぼ対象全数に対面する相談支援を基本として実施しております。また、こにちは赤ちゃん訪問後は4か月児健診、7か月児健診時の面談を通し状況を確認し、支援の見直しを行っているところです。本市の子育て世代包括支援センターにおきまして、妊娠時の面談から出産後の健診に至るまで保健師、管理栄養士などの専門職がそれぞれの専門性を生かした対応を行っており、今後も関係機関と連携を図りながらきめ細やかな支援を継続してまいります。また、現場に寄り添った伴走型支援の人材育成や体制整備につきましては、保健師などの人材が必要不可欠であり、現在も名寄市立大学をはじめとする専門職養成機関の実習受け入れなどを実施しておりますが、事業の実施には優秀な人材が不可欠でありますので、今後も養成機関との連携を図るとともに、職員のスキルアップにも意を配してまいります。

次に、小項目2、産後ドゥーラ、家事、育児の訪問支援の確保についてお答えします。本市では、産後支援の一環として平成30年10月から助産師による産後ケア事業を実施しております。国の通知に基づき令和3年度からは利用対象者を産後4か月未満から産後1年未満までに拡大し、出生者数に対する利用者数の割合は拡大前の令和2年度では23%、拡大後の2年後の令和4年度では37.5%に増加しております。さらに、本年度からは従来の訪問型だけでなく、通所型での利用を追加し、母体の状況や生活環境、育児環境に合わせた利用ができるよう内容を充実させています。産後ケアの利用については、母体へのケアだけでなく、出産医療機関からの支援が必要な産

婦の情報提供や保健師による訪問での産婦の状況を判断し、育児支援や休息、レスパイト目的での利用を勧めることもあり、産後の母子への支援体制として有効に活用されています。産後ケアの利用に当たっては、妊娠中の面談時に事業の周知を行い、市内出産医療機関となっている名寄市立総合病院にポスター掲示、病院助産師からの利用勧奨、こんにちは赤ちゃん訪問時に再度周知を行い、利用を勧めております。産後ケア利用後に行っているアンケートによると、産後ケアを利用した方のほとんどが問題を解決することができたとの回答を得ていることから、出産早期から育児不安などを解決できる機会となっていると考えており、現在本市の産後支援においては一定の効果を得ているものと考えております。また、独り親家庭については、出産等により食事や住居の掃除など日常生活を営むことに支障が生じている場合には家庭生活支援員を派遣する事業も備えているところです。本市の産後支援につきましては、保健センターでの子育て世代包括支援センター事業を中心に保健師、助産師、保育士など専門職によるきめ細やかな対応を引き続き行ってまいります。御質問のいわゆる産後ドゥーラなどによる家事支援員については、実施を行っている団体のホームページによりますと、北海道の登録者はまだ少数でございまして、派遣等に対する自治体助成につきましても首都圏を中心とする関東地方での実施がされているのが実態のようございまして、状況を注視するとともに、当面は現状行っております事業において対応してまいりますので、御理解願います。

次に、小項目3、子ども食堂の整備拡充についてお答えします。市内の子ども食堂の取組につきましては、平成28年度に名寄市立大学学長裁量特別支援枠研究費を受けて、同大学社会福祉学科教員が中心となり、関係機関で構成されるプロジェクトにおいて子ども食堂、学習支援、居場所づくりを提供するなよろ子ども支援プロジェクトと

して開始しております。平成29年度からは名寄市立大学コミュニティケア教育研究センターが主催して継続してきておりますが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により子ども食堂が実施できておりませんでした。学習支援と居場所づくりにつきましては令和2年度と3年度に各1回、令和4年度に2回実施されてきているところです。運営については、名寄市立大学子ども食堂サークルや民生委員児童委員連絡協議会の皆さんと関係機関の御協力で実施されております。今年度なよろ子ども支援プロジェクト関係者会議において子ども食堂の実施は見合わせましたが、子供の学習支援、子供の居場所づくりについては本年度も4回の開催を予定しております。全国的な状況では、厚生労働科学特別研究事業による研究事業や全国こども食堂支援センターの全国調査によりますと、子ども食堂の運営主体は任意団体が42.9%で、次いでNPO法人が16.2%、個人が13%、地方公共団体は0.4%となっております。また、市区町村による独自の支援については、補助金の支給が30.4%、開設運営支援が20.8%、広報支援が28.1%となっている一方、特になしとの答えが42.7%でした。子ども食堂については、既存の取組を超える整備拡充を本市が主体的に行うことは難しいと考えますが、こども家庭庁が本年4月1日に設立され、子供の居場所づくりに関する指針が策定される予定となっておりますので、国の動向も注視しながら関係部局、機関との連携を図り、既存の子ども食堂について今後の在り方などを含め協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目4、安全で安心な避難所のトイレの整備について、小項目1、総務省の緊急防災・減災事業債の活用で学校施設に多目的トイレと温水洗浄便座の設置の

考え方についてお答えいたします。

避難所生活におけるトイレなどの衛生環境の整備は、非常に重要であるものと認識しております。御提言のあった総務省の緊急防災・減災事業債を活用した学校施設の多目的トイレと温水洗浄便座の整備についてですが、学校施設の教育環境の整備は先ほどの教育部長の答弁のとおり、計画的に進められているところであり、整備を進める中で緊急防災・減災事業債など有利な財源を活用できる場合は有効活用してまいりたいと考えております。なお、避難所において水が使用できないなど施設のトイレが使用できなくなった場合は、段ボールトイレのほか、排せつ物を密封して臭いや細菌を遮断できる衛生面に配慮した自動ラップ式トイレを備蓄しておりますので、これらを活用することとしています。また、仮設トイレの設置やトイレトペーパーなどの衛生用品は関係機関や民間企業と協定を結んでおりますので、各方面から御協力をいただきながら対応することとしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。それでは、先ほど質問させていただいた項目に沿って再質問をさせていただきますので、お願いいたします。

まず、誰一人取り残さない、本当に学びの保障、社会全体で守っていくという部分をつくられて、今年予算で不登校対策、全ての子供と学校、家庭、社会のつながりを切らさないということで先ほど部長が言った校内体制の充実、相談体制の強化、ICTを活用した遠隔授業の実施、そしてスクールソーシャルワーカーの配置ということで予算がつけられました。そして、まだ2か月ですから、あんまり進んでいないと言ったらおかしいですけれども、今通達を出して、これから各学校が進めていく状況だと思えますし、昨日もある議員が不登校に対して言われた折、ある学校では別室

で授業を、ICTを使った授業でやっているということで、ある程度の部分は分かりました。先ほどそのように言われましたから、スペシャルサポートルーム、私は設置しなくても学校はそういう体制をつくれる場所があれば、全然その体制で進んでほしいと思うのですけれども、今現状生徒数も少なくなりましたし、きっと空き教室も十分あると思いますので、その体制は組める思うのですけれども、今現状2か月たって各学校、どのような形でそういうふうに進めているのかちょっとお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 名寄市におきましては、この間答弁でもお話しさせていただいていますが、別室登校という形で各学校といいたいでしょうか、まずは市内の中でも少し不登校の多い学校を中心に別室登校というか、別室の教室を活用しまして、今取組のほう進めています。2か月ですけれども、今年度の予算にも盛りつけていただいたということもありますし、その前からいいたいでしょうか、学校からもやはり不登校対策については非常に喫緊の課題であるし、何とかしなければならぬよねというところもありまして、そして今年度特にそうした取組をさらに進めていこうということで、春先から始める前に市内全学校において共通の認識を持っていこうということでいろいろな打合せもさせていただいて、今回少し多い学校を中心に別室のほうで取組のほう行わせていただいているというような形になっています。この間、先日ですか、山崎議員、さらには遠藤議員からも御質問いただいたとおり、まだまだちょっと教室には向かえないけれども、学校の別室ならばという子供も結構おられますので、そういった子を含めていろいろな学びの場を提供していく必要があるというふうには我々も考えておりますので、それぞれの子供に向き合いながら学校を中心に取組のほう進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほうよろしくお願

いたします。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。ぜひ相談体制をしっかりとやっていただいで、一人も取り残さない制度をつくっていただきたいなというふうに思います。昨日の質問の中で北海道が不登校1万1,300、そして名寄市では小学校20人、そして中学校54人、大変これ多いです。コロナ禍でこういう状況になった部分も相当あると思いますし、親の状況もあると思いますし、学校の状況もあると思いますけれども、本当にしっかり寄り添って進めていただければなというふうに思います。先ほど遠隔操作のことを言われていました。学校で別室でやられているという部分お聞きしました。その中で教育支援センター、こちらの支援センターのほうで、去年も何回か訪問させていただきましたが、数名の方が学習に来られております。その中で1人1台のパソコンを頂いているということで、こちらでの授業というのはやられているのかちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 議員おっしゃられているのは、恐らく児童センターの中にある適応指導教室のことかなというふうに思うのですが、今回別室登校のほうの取組を進めるに当たって、やっぱり早期な対応というのが本当に必要なところもありまして、教育相談センターの職員と各学校の教員の方々がすごく非常に連携が上手にというか、取組が本当によく図られておまして、様々なそういった相談体制が割と早い段階で教育相談センターのほうに相談受けることが多くなってまいりました。そういうこともありまして、やっぱり学校に少しでも足を運んでいただくことが社会と切らさない、学校との取組を切らさないということも非常に大事だということで、今現在適応指導教室に登録されている生徒さんが本当に数少なくなっています。大多数の方

がまずは学校の別室でいってみようということで御本人のほうも意向がありまして、そういった形で今進んでいる状況になっています。ですので、今現在は適応指導教室と学校を結んだオンラインというのはやっておりませんが、もしそういう場面が出てくれば必要に応じて当然適応指導教室と各学校をオンラインで結んだ遠隔授業も実施できますので、必要に応じて対応はしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。適応指導教室でやれるということで確認をさせていただきました。学校内でできるのであれば、それが一番いいのかなというふうに思います。でも、小学校で20人、中学校で54人もいるということは、きっとクラスから離れた子って人と会いたくないのです。だから、54のクラスが必要かなという部分になってしまいますし、そういう体制をしっかりと整えていただくことをお願いしておきます。

また、成績のほうは令和元年から北海道教育委員会等々で学校での指導だとか家庭でのオンラインも成績に含むというふうに通達されているみたいですから、これ安心して、どんどん進めていただきたいなというふうに思います。

そして、保護者の会、令和2年から開催されているということで、月1回、本当に素晴らしい部分だなど。ないところがたくさんあるものですから、そういう部分早めにつくっていただいで、感謝をいたします。ぜひ不登校の生徒が一人も取り残されない学習環境整備をこれからも進めていただくことをお願いいたします。

次に、こども基本法の部分のゼロ歳児の見守り訪問事業の部分であります。伴走型等々含め進められていると。私もこの部分早めにやってほしいということで言いまして、早速スタートさせていただきました。ありがとうございます。それで、名

寄の場合、伴走は本当に心配していなかったのです。素晴らしいプロフェッショナルな職員がたくさんおりますので、その辺は心配はしていなかったのですけれども、産後ドゥーラ、食事提供の部分だとかというのが名寄にはないなという思いがありましたので、こういう部分が出た場合どうするのか、そういう人材をどうするのかということで質問させていただきました。部長言うように、関東が今中心で進められているという部分ですから、あれなのですけれども、ぜひ、こういう産後の方ってなかなか精神的な部分でいろんな方多いですから、産後ドゥーラ、1人体制でも2人体制でもいいから、つくっておいていただければなというふうに思うのですけれども、その辺どういうような考えでいるのか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今議員から産後ドゥーラの取組についてのお話がありました。議員からお話しいただきましたように、道内では、ホームページ上で調べさせていただいた範囲でございすけれども、札幌圏に4人ぐらい、それから十勝圏に2人ぐらいということで、まだ人数が少ないようでございます。ただ、いろんな資格をお持ちで、産後ドゥーラということで一定の教育を受けた方が、親御さんたちが支援を受けるべくこの方がいいのかなというようなことを選べるようなホームページになっていて、だんだん子供さんが、親御さんも働いていらっしゃる、おじいちゃん、おばあちゃんが働いていらっしゃるだとか遠くにいらっしゃるだとかというように、昔祖父母の方々が子育てに一部支援していたという部分がもしかすると今後なかなか社会情勢からいくと難しくなってくる可能性もあるのかなというふうに思います。そういったときに社会で子供を支えるといった意味では、産後ドゥーラとか産後ヘルパーさんとかというのは有効なものの一つかなというふうに思っておりますし、この間、今回議員から御質問をいただきまして、

私どもとしても一部内部で協議とか勉強させていただいた中では、名寄市、どうしても転勤族の多い方々がたくさんいらっしゃるということも考えると、もしかすると祖父母という方々に見ていただくことというのはもしかしたら難しいところもあるのかなというふうに聞いております。先ほど独り親家庭の方について一部必要であればヘルパーのほうに対応させていただいているということですが、ここ三、四年の中で今のところ1件ぐらいの事例だったということで、比較的少ないかなというふうに思っていますが、ちょうど来年度、再来年度と子ども・子育て計画の準備に入るということもございすので、議員からいただいたお話を念頭に置きながらまた進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ぜひ、いつそういう方が現れるか分からないという状況だと思います。今家庭的な部分でいえばやっぱり親と離れて暮らす方が本当に多い部分がありますので、この産後ドゥーラ、きつと行く行くは必要になってくるのではないかな。でも、資格を取らなければいけないという部分で援助をしていただきたいというふうに思います。名寄の場合、さっき部長が言った産後ケアの部分、1年間、昨年で約37.5%の方が、本当に3分の1以上がこれを受けているという部分、素晴らしいかなというふうに思いますし、ぜひ子供たちの見守り訪問を成功させて、名寄に行けば、名寄で産めば子育ては安心だよという名寄市をつくっていただければなというふうに思いますので、よろしく願います。

それで次に、子ども食堂の部分であります。分かります。十分、ここ3年間コロナで人の集まりもなく、人の集まりの中では食事はできないという部分は分かります。そして、今学習支援を中心に行う、学習支援も十分あれですから、必要なのですけれども、昨日ラジオで、子ども食堂を運営

している団体がありまして、約1,500世帯の方々、利用されている方々にアンケートを取ったみたいです。その中の92%の世帯のお母さんが物価高騰で夏休みに給食がなくなることによって子供の食事と健康面で、また栄養面で大変ですという答えが返ってきたそうです。ここの子ども食堂を運営している団体もやっぱり親がそういう思いされているというのがすごく分かるというのです。何でもかんでも今食材が上がって、家でも切り詰めて、切り詰めて御飯食べて、何とか栄養取らせて、話を聞くと子供には2食食べさせて、お昼給食、夜食べさせているけれども、お母さんは1食で終わらせているところたくさんあるとテレビで言っていました。そんな中で、やっぱり名寄でもゼロではないと思うのです、今状況を見ても。ぜひ運営委員会で子ども食堂、今年は中止せざるを得ない、行政でやるのは0.4%だから、行政は関係ないよという感じみたいですが、そうではなく、先ほどもCOCOLOプランでもあるように、やっぱり社会全体で一人の子供を見ていかなければいけない時代なのです。だから、そういう時代にやはり子ども食堂を開催する等々の部分をつくってあげてほしいなど、私はそういう思いで今回この質問をさせていただきました。本当にNPO法人だとか何かでやれば良い、あとは食材なんかは周りで賛同したメンバーが集ってやれば良いのだという部分も大事だと思いますけれども、行政も名寄市でそういう子供をつくらない部分、そういう部分をやっぱり社会全体で守っていくという部分で私は、今回は運営でやらないと言ったけれども、ぜひもう一度部長からでもこういう状況もあるので、開催はできないでしょうかという部分進めていただくことをお願いいたします。部長からお聞きしません。ぜひもう一度運営の組織と会っていただいて、市役所から今まで補助金出していました。それぐらいだったら私は出せるのかなと思いますので、ぜひやっていただくことをお願いいたします。

最後に、学校トイレについて質問いたします。名寄はまだ、全国57で、名寄市は64.5%という部分です。そして、今年西小、東中を八、七個やるという部分で、7年までで95%いけそうなのですか、木村部長。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 少し数字的には厳しい状況にあるのかなというふうには思っています。ただ、頑張って学校とも協議させていただきなから順次計画的に進めていきたいというふうを考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。ぜひ努力していただければなというふうに思います。先ほど部長言われた低学年の子供たちが温水洗浄便座でなければできない低学年の子供が多いという。本当に分かるのです。うちの孫の話させていただきますけれども、孫来たらやっぱり洗浄便座でなかったらできない。幼稚園の子供ですけれども。今もほとんどの家庭が温水洗浄便座がついている家庭ばかりで、学校のトイレ行ったらびっくりします、子供たち、意外と。だから、本当に7年で95%でなく、そういうちっちゃい子供たちのためにも少しずつでいいですから、ぜひ替えていていただきたいなというふうに思います。学校施設は防災拠点なのです。先ほど言った緊急防災・減災事業債、70%充当のもの、これをある程度使っていただいて修復していけば、負担も若干減るのかなというふうに思いますので、これをしっかり使って進めていていただきたいなというふうに思います。

そして、今名寄中学校で新校舎の設計等々が進められていると思います。そして、あそこに今からやってもどうしようもないのですので、去年2回ほど名中訪問させていただきました。そして、あそこあすなろでしたか。障がいの方の学級ありますよね。そして、車椅子の方もおられました。私

はやっぱり名中には多目的トイレが必ず必要かなという、あそこ意外とそういう方々が多い学校です。必要かなと思います。今回、今設計やられていると思いますので、新校舎には多目的トイレは常備するという考えなのでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 細かな機能といいたいでしょうか、学校の施設についてはまだこれから決めていくことになりますけれども、当然多目的トイレの設置についてはこれから議論させていただきたいと思ひますし、いろいろな条件の下、そういった防災機能含めて考えていければ、やはりそういった機能もこれからは必要になるものではないかなというふうには認識しているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） それでは、時間がもうないようですので、最後渡辺部長とお話をさせていただきたいなと思ひます。

先ほど安全で安心な避難所のトイレの部分が言われました。しっかりと緊急防災・減災事業債活用してやっていきますということ言っていましたので、渡辺部長でしたらしっかりと進めていただくというふうに思っております。ぜひしっかりと活用していただいて、造っていただきたいなというふうに思ひます。学校の場合は、こういう部分は十分対応できると思ひます。充当債でやれると思ひますけれども、名寄には四十何ぼの町内会館も入れての避難所があります。その中でそういう温水洗浄便座のついていない町内会館というのはあるのでしょうか。避難所になりますので、そういうところというのは町内会でやっぱり避難所として温水洗浄便座をつけなければいけないとなると、きっと補助金を名寄市としてもしっかりと出していく部分は、改修だとか何かは大丈夫なのではないでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 町内会支援に関するお話でしたので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、町内会館の修繕、改修については補助スキームがございますので、御相談いただければ、対応させていただければと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。本当そういった部分で避難されている方、高齢者、障がい者、子供たちの部分を考えると、本当今温水洗浄便座が急務のところがたくさんあります。学校も同じですけれども、予算つくる部分ですけれども、ぜひ着実に進めていただくことをお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

個人情報の保護対策について外2件を、川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、大項目3点にわたって質問をさせていただきます。

大項目1、個人情報の保護対策について伺います。マイナンバーカードをめぐる5月26日、総務省などは個人情報が流出するミスが続発していることを公表しました。①、住民票の写しなどコンビニ交付サービスで別人の証明書の発行が4自治体で14件、マイナンバーと公金受け取り口座をひもつける手続で他人の口座の誤登録が14自治体で20件、マイナポイントを別人に誤交付が90自治体で113件、マイナ保険証で別人の医療情報がひもつけられたのが約7,300件、いずれも5月26日公表のときの数字です。しかし、これらは氷山の一角とも指摘され、その後今日に至るまで毎日のように次々に明らかになっていきます。5月30日には、全国知事会が政府に対してマイナンバーカードの安全、安定的な運用に向けた緊急提言を出す異常事態となっています。名寄市において個人情報の保護対策について伺いをしたいと思います。

小項目1、マイナンバーカードをめぐる個人情報の流出への対応について伺います。常任委員会への報告では、名寄市は一件もないとのことでした。しかし、今後何もないとは言い切れないと思いますが、そういった場合名寄市はどのように対応しようとしているのかお伺いします。

小項目2、マイナ保険証の取扱いについて伺います。3月の第1回定例議会の一般質問でもマイナ保険証についてお聞きしました。顔認証ができるなど大きなメリットがあるとのことのお答えでした。ところが、この顔認証でも別の人の顔で認証されたケースもあったといわれています。命に関わる問題ではないでしょうか。国会の中でもマイナ保険証のメリットは示せていません。改めてマイナ保険証の取扱いについてお考えをお聞かせください。

小項目3、自衛隊への名簿提出に係る対応について伺います。名簿の提出を行っていること、除外申請ができることの市民周知はどのようにされているのかお伺いをいたします。

大項目2、A I活用型オンデマンド交通の導入について伺います。交通弱者の移動の権利を守ることが何より大切と考えます。高齢化率も上がり、運転免許証の返納者も増えています。10月運行開始を目指すA I活用型オンデマンド交通の導入についてお伺いします。

小項目1、公共交通の在り方について伺います。自家用車の保有が多く、ドア・ツー・ドアが当たり前になっている日常の中での公共交通の在り方についての考え方を伺います。コミバスとの並行運行も考えられているとのこと。改めて公共交通の在り方について伺います。

小項目2、利用方法について、小項目3、利用料金についてお伺いします。利用したいと思っている市民が安心して利用できる利便性の高い公共交通を求めるものです。利用方法、利用料金についてお知らせください。

大項目3、市営住宅を中心とした住宅セーフティーネット機能の強化について伺います。物価高

騰が続き、6月からは電気料金が大きく値上がりしました。暮らしがますます大変になってきます。住宅に困窮する低額所得者の居住の安定確保を役割としている市営住宅の暮らしやすさも求められています。第2次住宅マスタープランでは、重点施策を設定し、住宅の確保に配慮が必要な高齢者や所得の低い世帯などの増加が予測され、住宅施策における重要な課題となっていますと述べています。また、公営住宅等長寿化計画では、基本目標として暮らしの安定を支え、安心して暮らせる住まいづくりが挙げられています。衣食住という安心して暮らせる基本の住について、市営住宅を中心とした住宅セーフティーネット機能の強化についてお伺いします。

小項目1、入居申込資格について伺います。名寄市営住宅に入居を希望される方へ申込資格5点が挙げられています。この点についてのお考えをお聞かせください。

小項目2、共益費等についてのお考えをお知らせください。

以上、この場からの質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 川村議員から3点にわたって御質問がございました。大項目1は私から、大項目2は総合政策部長から、大項目3は建設水道部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、大項目1、個人情報の保護対策について、小項目1、マイナンバーカードをめぐる個人情報の流出への対応についてお答えをいたします。現在マイナンバーカードをめぐる諸手続の誤りについて総務省などから公表されており、国においても各自治体に対して調査や手続に対する注意喚起などが行われているところであります。本市におけるマイナンバーカードの手続につきましては、新規取得やマイナポイントの申請支援、御希望により保険証や口座情報の登録支援などを行ってお

ります。マイナンバーカードの申請手続きにつきましては、基本的には市民の方から国へ直接行っていただいております。マイナンバーカードの受け取り時の登録やマイナポイントの申込み、保険証や口座情報の登録手続きなどにつきましては国の事務処理要領に基づき職員の操作支援の下、基本的には窓口に来られた方御本人にシステムへの入力を行っていただいております。入力操作を進めるに当たっては、その都度パスワードの入力、ログアウトを行っており、入力後にも改めて登録内容について御確認をいただくなど支援の際にも細心の注意を払いながら行っている状況でございます。先ほど議員から御質問のありましたマイナンバーカードをめぐる誤交付、誤登録などの事例につきましては、今のところ本市においてはございません。また、登録等に関わる問合せにつきましては、口座情報について3件窓口にて確認の御依頼がありました。いずれにおきましても特に誤登録などはございませんでした。今後におきましても国や北海道からの申請、登録支援における注意喚起等の通知を遵守しながら、引き続き丁寧な窓口対応に努めてまいります。

続きまして、小項目2、マイナ保険証の取扱いについてお答えをいたします。マイナンバーカードに保険証を登録する方法としましては、マイナポータルサイトから保険証の利用を登録する手続きをしていただきますと、マイナンバーカードに保険証情報が登録され、マイナンバーカードのみで医療機関に受診することができます。本市におきましては、マイナポイントの申請支援、口座登録の支援などと併せまして保険証の利用を登録する手続きの支援も行っているところでございます。現在総務省などからマイナンバーカードへの保険証のひもづけについて誤った登録手続きが一部でされているなどの事例が挙げられておりますが、今のところ本市におきましてはそのような事例はございません。しかしながら、御自身のマイナンバーカードへの保険証のひもづけについて不安に思わ

れる方がおられるかもしれませんが、その場合に御自身においてマイナポータルサイトから保険証の内容を御確認いただくことも可能となっております。御自宅にパソコン、スマートフォンなどの機器をお持ちでない方には窓口におきまして御相談内容に応じて適宜対応してまいりたいと考えております。これまでも窓口では日々細心の注意を払って保険証の利用を登録する手続きの支援を行っておりますが、万が一受診の際などにおきましてマイナ保険証の読み取りなどに不具合が生じた場合には現在は従来の保険証が交付されておりますので、受診時の資格確認については確認ができ、10割負担に至っている例はないかと思われませんが、個人情報保護が担保され、正確で万全なシステムの確立が必要と考えております。今後におきましても国や北海道からの申請、登録支援における注意喚起等の通知を遵守しながら、引き続き丁寧な窓口対応に努めてまいります。

次に、小項目3、自衛隊への名簿提出に係る対応についてお答えをいたします。本市におきまして自衛隊への名簿提供につきましては、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき、平成31年度から年に1回の御依頼に基づき名簿の提供を行っております。また、御質問のありました自衛隊への情報提供を希望されない方の申出、いわゆる除外申請につきましては、現在本市におきましては実施をしておりません。以前議員より自衛隊への名簿提出に関連した御質問に回答させていただいたとおり、現在は名簿の提供を行っている自治体などから除外申請の制度の対応状況等につきまして調査を行っているところでございます。今後も引き続き本制度を導入している自治体の要綱などについても調査を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解お願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項

目2、A I活用型オンデマンド交通の導入についてお答えいたします。

初めに、小項目1、公共交通の在り方についてですが、本市の現状として日常の移動は自家用車の利用が多く、さらに御高齢になられても運転をされる方が多くおられますが、今後さらなる高齢化社会を迎えるに当たり、免許返納後の移動手段としてバスなどの公共交通の重要性はさらに増していくものと考えられます。今回導入を進めているA I活用型オンデマンド交通については、昨年10月に市内を循環するコミュニティバス西回り線が運転手不足により減便されたことを受けて、名寄市地域公共交通活性化協議会で新たな交通モードの検討を行い、導入を進めております。A I活用型オンデマンド交通とは、路線バスとタクシーの中間的位置づけのものであり、近年の技術進歩によるA Iを活用することで効率的なルートで乗り合いによる移動をするものです。人口減少、高齢化社会が進展する中でも地域の足を守るために策定された名寄市の公共交通の指針となる名寄市地域公共交通網形成計画では、自動車を持たなくても生活できる居住環境の構築が本市の目指す公共交通網の全体像とされています。これまでも路線バスの廃止された郊外地区においてデマンドバスを導入するなど、地域の足の確保に努めてまいりました。国の交通政策基本法では、地域の交通手段の確保は自治体が主体となって取り組むこととされており、公共交通の在り方については、個人交通としてのタクシーによるドア・ツー・ドア方式や停留所を用いるバスなどの公共交通がございませう。市民生活に不可欠な移動手段の確保をするため、移動の利便性や効率的な移動サービスを検討しながら交通事業者と連携して取り組んでまいります。

次に、小項目2、利用方法についてお答えいたします。A I活用型オンデマンド交通の利用方法は、利用者が電話、スマートフォンのアプリ、インターネットのいずれかで予約を行い、配車され

て、移動するものです。利用の際には、市内の各場所に設定された乗降ポイントで最適なルートをA Iが作成し、乗り合わせしながら効率的に移動をします。公共交通を利用する高齢者におかれましては、ICTを苦手とされる方もいらっしゃることから、電話での予約も可能とする仕様での導入を進めております。市内循環バス路線の減便など公共交通環境の変化に対し、A I活用型オンデマンド交通の導入により持続可能な公共交通網の再編成を目指してまいります。

次に、小項目3、利用料金についてお答えいたします。現在市内循環のコミュニティバスにつきましては、決まった運行経路を150円、子供80円で距離にかかわらず利用することができる料金体系となっております。今回導入を進めているA I活用型オンデマンド交通は利用する出発地、目的地、周辺での乗降ポイントで乗り合わせにより移動するものであり、利用料金については利便性や既存の交通事業者への影響、利用促進など様々な面から検討し、決定してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私からは、大項目3、市営住宅を中心とした住宅セーフティーネット機能の強化についてお答えいたします。

初めに、小項目1、入居申込資格について申し上げます。市営住宅の役割は、公営住宅法第1条において住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図る目的で整備しています。また、住宅セーフティーネット法の定める公的賃貸住宅として住宅確保要配慮者への住居供給も担っております。市営住宅の入居申込資格については、公営住宅法に規定される収入基準の上限以下であることと住宅に困窮していることが定められ、また市営住宅管理条例などでは同居親族要件のほか、60歳以上の方や身体障がい者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者などの条件を満たさなければ原則入居はできないことになっております。また、市

営住宅の募集は、公営住宅法により公募によることの定めに応じて実施をしています。募集をしても希望者のタイミングにより応募がなかったり、入居希望はあっても団地の場所や間取りなどの希望ニーズが合致しないため入居者が決まらない場合もあります。この応募がなかった住宅は、改めて期間を設けた随時募集をすることでほぼ入居が決定している傾向にあります。市営住宅に申し込む方々の傾向は住まいを解体する、世帯構成が変わる、世帯所得が減るなどによることが多く、最近では物価高騰で生活が苦しく、住宅を申し込む方もいますので、このような方々の住宅に困窮する低額所得者は潜在していると判断していますので、現時点での市営住宅の入居資格要件の見直しは考えておりませんので、御理解願いたいと思います。

次に、小項目2、共益費について申し上げます。市営住宅の廊下や階段などの共用部分の照明に係る電気代や除雪に係る費用等は共益費として入居者間で徴収を行っていただいています。入居者の高齢化が進み、団地共用部の清掃や除雪などの維持管理をはじめ、電気代集金などの共益業務が困難な方々が増えていることや団地自治会や町内会として快適な住環境を保持するのも難しくなってくる団地もあると認識しています。しかしながら、公営住宅では低廉な家賃で供給する住宅の性質上、共益費は入居者自らが共用施設の維持管理や集金を行うことで費用の節約につながり、共益費が抑えられることと自助努力で暮らしている一般市民と公営住宅入居者で既に維持管理をしている団地との公平性を保つため、基本的には共用部分などの維持管理は入居者負担であるとの原則を変えておりません。このことは、現在も入居者が決定したときに説明をし、御理解の上、入居をし、それぞれの自治組織で自ら運営をしていただいております。この共益業務の内容や手法については、団地や住棟ごとに異なっているようですが、一般的には棟単位で行う清掃や共益費の集金、それ以外にも町内会の班長や回覧板などの地域自治活動を

含めて当番制で対応していると聞いております。現時点ではこの方法で地域コミュニティーを形成しながら共用部分の維持に御尽力をいただいているため、入居者主体の相互協力の中で運営継続をお願いしたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） それでは、それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問とさせていただきます。

まず、個人情報保護のマイナンバーカードからお伺いをしたいと思います。いろいろ全国的には不具合があちこちで発覚して、大きなニュースになっているわけですが、名寄では全くないということでした。細心の注意を払いながらということで、改めて窓口での対応を丁寧に行っているのだなというのを確認をさせていただいたところであります。それで、ただ1つちょっと気になるのが総務省が発表したのが5月26日です。それで、その後ずっと新聞、テレビ等で大きく取り上げられたのですけれども、ただ名寄の地元新聞2紙にマイナンバーカードの休日、夜間窓口の開設お知らせ6月分が6月9日付の地元新聞に出ていて、ここには従来どおりの内容で、マイナンバーカードの交付や申請支援も行うという内容だけで、例えば相談だとか、先ほど御説明がありましたけれども、確認もあったというふうな、間違っていないかという確認もあったということでしたが、そういった対応についても一切書かれていなくて、いつもどおりの交付申請支援だけというふうな広告が載っていました。これにはちょっと私も違和感を感じたところです。この点について、どのような対応でこのようになったのかお知らせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 休日、夜間の関係の窓口開設のお知らせ、従来から毎月行っております。今回こういうマイナンバーに関わるトラブル

が起きて、実際に不安に思っている方いらっしゃるかなというふうに考えておりますが、基本的に休日、夜間、通常窓口におきましても通常の交付の関係、それからポイントだとか保険証、公金口座のひもづけの関係についての支援も従来どおり実施をしておりまして、またさらには今回の件でのお問合せがありましたら、その場でマイナポータルにつないでみての確認だとか、いろんなアドバイスについては従来どおりさせていただいております。まだ国のほうから、今回いろんなトラブル報道されたり、総務省、それからデジタル庁のほうからも情報が提供されておりますけれども、具体的に市町村が行う部分、市町村が国のシステムにつないで、1件1件確認するということはできませんので、先ほど御答弁させていただいたり、一番すぐ分かるのは御自分でマイナポータルにつないで、自分の登録した内容が合っているかどうかというのが一番間違いないということですので、その辺についての御支援とかアドバイス等はさせていただいております。今後国のほうからも周知の仕方含めて指示がありましたら、ホームページですとか様々な形で住民の方の不安を取り除けるような対応をどうやったら取れるかということも含めて、今後どういうふうな形で周知していくかというのは今内部でも検討させていただいているのと国、道からの情報も来次第そういった形で反映していきなり、対応していきたいというふうに考えております。現行では従来どおり実際の交付手続がまだ済んでいない方、申請はしていますけれども、まだ交付が終わっていない方がたくさんいらっしゃいますので、まずそちらを優先させていただいて、その中でそういった大丈夫だろうかというのが相談ありましたら、併せてその場で対応させていただいておりますので、今後周知のほう含めて検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 国のほうもいろいろ普及を優先してしまったというところら辺でなかなか認めずに、対応についても後手後手になっているといった状況でありますから、地方としても大変かもしれないのですけれども、ただマイナンバーカード取得をすることを優先していたのがそのまま継続しながら、いろんなことが発覚した後にこのように宣伝、広告を載せるというのはどうだったかなと私は思っているのです。やっぱりそのときに一言御相談もということがあってもよかったのでは……御相談内容については難しいので、なかなか書けないかとは思っておりますけれども、ただ従来どおりのマイナンバーカード取得のための広告のみになっていたというふうに私は受け止めています、それしか書いていなかったです。ですから、やっぱり相談などの対応について、今お話があったように、御自分のカードがどうなのかという確認作業なんかも、そういうふうに細かく書くといろいろあるのかもしれないので、御相談も受け付けますぐらい書いてもよかったのかなというふうに思っていて、ちょっと指摘をさせていただきたいなと思います。ですから、今後いろんな形で国からも出てくるのかなというふうに思いますけれども、それに対してやはり地元の方々がどう対応したら一番よりよい方法ができるのかというあたりも考えながら進めていただければありがたいなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それで、マイナトラブルの関係でいうと、6月11日付の読売新聞が物すごくコンパクトにまとめていて、分かりやすいなと。新聞ちょっと宣伝するわけではないのですけれども、すごく分かりやすくしていたなというふうに思っています。その中では、やっぱりカードの普及を優先して、登録手続やシステム面の綻びが次々と表面化したというふうに指摘をし、そして大きく問題が、5類型というふうな言い方をしています。年金や保険証、公金受け取り口座、マイナポイント、証明書等、

5つのところで個人情報の取扱いという面でも深刻なケースだというふうに書かれています。当然のことだというふうに思っているのです。これをやっぱりしっかりと捉まえながら、一番住民に近い自治体の中での窓口業務される皆さんの御苦勞、大変だとは思いますが、徹底して行っていただきたいというふうに思います。

あと、保険証の問題です、保険証、マイナ保険証。それで、これはつながらなかつたので、10割負担と。10割請求されたケースもあったというのが、これは全国保険団体連合会というところで調査したものです。保険料払って、保険証もらっているのだけれども、マイナ保険、カードになったら10割請求されたなんていうことがあっていいのかどうかということだと思っております。それこそ命に関わる問題です。

それと、もう一点はこういった間違っただけの情報がいろいろ流される中で、ひょっとしてウェブ上に情報が流れてしまったのではもう取り返しがつかないことになるというような、そんな指摘もされています。この点についてお考えをお聞かせいただければと思いますが。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） マイナ保険証に関わる部分での議員からの御心配ということでありました。私といいますか、担当する側としてもそういうことがあってはならないし、やはり制度実行していく上できちんとした対応の中で進められていくのがベストかなというふうに考えております。もともとマイナンバーカードにつきましては、あくまでもそのカードの中に情報が入っているということではありませんので、使い方を間違わなければ個人情報としてはきちんと守られているシステムなのですけれども、現在いろんな形で誤登録によって他人が他者の年金情報だとか、そういったものが見られるというような、そういうトラブルもありますので、本来はそういうことがあってはいけないというふうに思いますので、現在国の

ほうでも情報総点検本部で29項目の総点検が今されているということで、その中でも今議員おっしゃった健康保険のデータですとか公金受け取り口座だとか、そういった分の一番今問題になっている分については取り急ぎ検証されているということです、その点検の中でこういった問題があったのか含めて明らかにしていただいて、実際にやっぱり窓口でこういったことを聞かれるのが我々職員、実際窓口でありますので、そこできちんとしたことが答えられるような形で制度がきちんと運用されることがベストかというふうに考えておりますので、できるとすれば我々自治体の窓口ではそういったことが起こらないようにマニュアルに沿った形できちんと対応して行って、そういったひもづけだとか誤った情報の登録にならないように今後も気をつけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） マイナ保険証でいうと、今つながってなくて10割負担ということも言われました。つい最近では国のほうから3割もらってくださいというような、そんなことが言われていましたけれども、それもいかなかなというふうに思っているのですけれども、紙の保険証でどうして駄目なのかということら辺がはっきりしていないかなというふうに思うのです。3月のときにもお伺いしました。どうして紙の保険証だったらいけないのでしょうか。お聞きします。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） ただいまの御質問の件ですが、どこかの報道でも見たような気がするのですが、現在紙の保険証について特にトラブルが起きたから今回マイナンバーカードに一本化するというようなことではないのです、今のところ特別なトラブルもない中で進められておりますので、私担当者としても何が駄目なのかというのが答えられないのですけれども、ただ今国が進め

ている一本化の部分がきちんと対応できるようになれば、逆に言えば正しい情報がきちんと載っていれば一枚で全ての様々な手続も含めて対応できるということで、非常に便利なものだというふうに考えておりますので、今の紙の保険証と同じレベルでの認証ができればいいのかなというふうに考えておりますので、紙の保険証、何が駄目だということについては答えられないのですけれども、今言われている部分が解消されれば、同じレベルでの認証ということでできればベストかなというふうに考えておりますので、それ以上の私としての答弁ちょっとできませんので、御了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 苦しいところですよ。3月にもお聞きしました。それで、さっきちょっと紹介した読売新聞のところに書かれているのですけれども、2024年秋、来年の秋に健康保険証を廃止して、今言われているマイナ保険証を一本化するという、これは突然、突如決めた、こういうふうに指摘しています。結果的に問題が相次いだのだということです。ですから、やっぱりシステムがきちっと醸成できて、うまくできるようになってからしてもよかったのでしょうかし、またどうして紙の保険証では駄目なのかということの説明もつかないような、そういうやっぱり政策は私はやめて、見直しが必要ではないかなというふうに思っています。そういう声は、市民の皆さんからは届いていないのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） ちょっと私のほうでは、医療機関でのトラブルについては特に報告はいただいております。先ほど言いましたけれども、やはり今紙の保険証でできないこと、いろんなお薬の情報だとか、いろんな情報がそこで見られるだとか職が替わったりだとか転入、転出時すぐ切替えができるだとか、それから高額の限度額の認定関係もそこで全部できるということです

ので、その部分がメリットになってくるかなと思いますので、そこについてはそういったことでのメリットというところで言われておりますので、問合せがあった段階についてはそういうお話はさせていただいておりますけれども、やはり今検証されている部分、そこが明らかになって、制度開始できるように担当としては願っているところがあります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 先ほど御紹介した全国保険団体連合会では、やっぱり医療機関の65%で被保険者の情報が正しく反映されないなどのトラブルがあったと、そういうふうにして公表しています。やっぱり一旦立ち止まってしていくことが必要な、そしてそういうことを国に対しても言っていく地方自治体としての役割もあるのかなというふうに思っていますので、ぜひとも皆さんの不安を取り除くために御尽力をいただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つ、3番目になります。自衛隊の名簿提出に関わってお尋ねをしたいと思えます。先日の北海道新聞の中で、個人情報の保護がこれだけ言われている中でなぜ自衛隊だけに名簿が提出なのといった記事がありました。当然の疑問だと思います。私の知り合いにも子供さんが適齢期というか、その年に合った方がいらして、突然来られてびっくりしたという話もお聞きしています。この辺で、私の認識の中ではこの情報というのは住民基本台帳を閲覧してもらって、それで隊員の皆さんが役所で個人情報を書き写すといった方式を採用しているのだとずっと私思っていました。そしたら、予算審査のところでお聞きしましたら、平成31年度から情報提供申出があったので、出しているのですよということがありました。ちょっと調べましたら、2006年に住民基本台帳法が改正されて、ダイレクトメールの発送など営利目的での民間企業の閲覧が禁止されて

も自衛隊の閲覧は世論調査や学術研究などと並んで例外的に認められていますというふうになっているのです。こういった内容は、それこそこれだけ個人情報の問題が言われている中で、やっぱり市民の皆さんにお知らせする必要があるのではないかなというふうに思っているのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 廣鳴市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 閲覧の関係につきましては、毎年、年1回閲覧の状況は公表させていただいております。平成30年までについては、自衛官募集に係る対象者の情報については閲覧を行ってまいりましたので、公表の中の一つとして市民に公表していたということになります。31年から名簿の提供ということになって、切り替えてから、一応住基法では閲覧に係る部分の公表すべきということになってはいますが、それ以外については公表すべきということになっておりませんので、具体的にはこの名簿の提供については公表はしていないというような状況になっております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 閲覧しているのは、閲覧した人たちが、どういった団体が来て、しましたと公表する。だけれども、データになるのか何になる……紙で出されているのですか、それとも電子媒体で名簿を提供されているのでしょうか。提供されていることは周知はしなくていいというのは、ちょっと理解できないのですけれども。

○議長（山田典幸議員） 廣鳴市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 名簿提供のほうにつきましては、自衛隊法だとか自衛隊法施行令に基づいて名簿のほうの提供しておりますけれども、先ほど公表の関係につきましては住基法では閲覧に係るものということになっておりますので、その部分だけしか公表していないということになりますので、ほかの閲覧の対象になったものについ

ては公表させてもらっていますけれども、名簿提供に切り替えてからはその後については除外しているという形になっております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 閲覧して、記載して、データとして持って帰るとのことなのですが、それだと公開すると。だけれども、こちら側が要請されて、市のほうで、こちら側が準備をして、今ちょっとお聞きしたのは紙で出しているのですか、それとも……紙で出しているのですか。では、紙で出しているのであれば、それを提供しているのであれば、これ全く今までの閲覧して、データに書いて持っていったのと私は変わらないというふうに思うのですけれども、どう違うのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 廣鳴市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 閲覧のほうにつきましては今議員おっしゃったように、御本人が来て、閲覧をして、データを記録して帰るとのことなのですが、名簿提供につきましては4情報ということの名前だとか生年月日だとか住所だとかということ、あと性別だけということで、それを抽出をして、名簿化して出しているということです。一応住基法によらないという形での解釈で、公表については行ってないという形になっております。ただ、公表しなくてもいいということも法令ではうたわれておりませんので、公表することは可能かなと思いますけれども、住基法による閲覧に当たらないということで、今まで公表はしていなかったということになります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 閲覧に当たらないと。紙で印刷したのをあげているので、これは閲覧に当たらないということなのですか。これはデータとしてもらったのは、では閲覧は行って、見て、見せてもらうということですから、届けを出すと

いうのと情報が来て、見るのとは違うと言われれば違うかもしれないのですけれども、ただ市民的に、そういう年齢の子供さん持った市民にしてみれば、そんなに変わらないです。ということでいえば、やっぱり紙で出しているのだったら余計に閲覧と同様な形で市民にこんなふうにして提供していますよというのをお知らせする必要があるのだというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほどお話ししましたとおり、公表してもしなくてもいいということで、法令では決まっていますので、公表することは可能かと思えます。それで、御質問のありました除外申請の関係につきましても今調査をさせていただいていまして、ほかの事例見ますと公表していることと、それから除外申請と同じ形で、例えばホームページで情報公開しておりますので、やろうとすればそういう形になるかなと思えますので、議員おっしゃったとおり、そういう形での公表は可能かと思えますので、今調査している中でもその部分についてもどのような形が望ましいのか含めて、その中でまたほかの自治体の状況見ながら同じような形なのか、またホームページなのか、いろんなほかの形も、提供方法もありますので、そこも含めて併せて調査させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 先ほどの御答弁の中では、年に1回とおっしゃいましたね、提供は。年に1回。ですから、提出した時期に合わせてこういうふうに出しました、除外申請もできますから、提供してほしくないと思われる方はぜひ申し出て下さいということが除外申請ですよ。それを早くしないと、気がつかないうちに自分の大事な情報が自衛隊のところに行ってしまうというふうになってしまいますので、例えば除外申請し

ていないから同意したというふうにみなすということにはならないだろうというふうに思いますので、やっぱりきちっと皆さんにお知らせする、早くやっていただきたいなと思います、その点については。今まで、平成31年度から提出しているわけですから、分からなかった方々もたくさんいるかと思うのですけれども、やっぱり今道内でも各地でされていますように、ぜひきちっと取扱いをして、それで皆さんにお知らせしていただきたいというふうに思いますので、ここを強く求めて、次に行きたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。これだけしていると時間がなくなってしまふ。

AIの活用型オンデマンド交通の件についてお問い合わせをしたいと思います。先ほどのお話の中でちょっとうれしかったのは、利用するときに電話での申込みもいいですよというふうなことにしたいというふうなお話があったかと思えます。中富良野町がやっている中で、ちょっと違うのですけれども、ここも電話でもオーケーですよ、スマホでもオーケーですよという、こんなふうに分かりやすい説明書がありました。こういったふうにしてもらおうと、それこそAIの活用型オンデマンド交通ですから、ちょっと分かりにくいというところがあるかなというふうに思っています。それで、昨日議員研修会でも話があった地域通貨の利用もできるのだよという話でした。これが加わってくると何が何だか分からないというところも出てくるかなと。自分を中心に考えたらいけないのですけれども、でも私なんかは慣れない者にとっては本当に納得して利用するところら辺までいくというのはやっぱり時間がかかるかなというふうに思っています。10月ですから、もうそんなにそんなに時間がないということかなと私は思っているのですけれども、イメージするのに暇がかかりますから、どのような進捗状況なのかお知らせをいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今御指摘いただいた部分は、まさにそのとおりだなというふうに私も思っています、いかに早く市民の皆さん方にこのような公共交通を用意しますよという情報を出したいという思いではあります。しかしながら、現在システムベンダー、AIのシステムをこれから、今月中にできれば業者選定というスケジュール感になっておりまして、その業者さんが一定程度定まりましたら全体の仕様も見えてまいりますので、そこは時間をかけずに発信できる情報は広報等もうまく活用しながらいろいろな機会ですぐに情報発信をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） あと、自家用車を、運転免許証を返納した方々から何点かお話お聞きしたので、そのことをちょっとお伝えして、ぜひこのことも検討の中身にしていただきたいなというふうに思っているのですが、先ほど公共交通の中でドア・ツー・ドアの話をしていただきました。ある方は冬、バスの停留所でなかなか来ないバスを寒い中待っているのは年寄りにとっては本当にきついのだという話、二、三人からお聞きしています。確かにそうなのです。待っている。だから、今これがAIのオンデマンド交通になるとこれがなくなるのだよというような、そんな話もできるかなというふうに思っているが私はお聞きしていません。

それから、あと一点は市内循環バスの時刻表のことなのですが、何時に来るのかと到着時刻等がよく分からないので、乗らなければならないと思ったときに、まず事前にあしたバスに乗ろうと思ったら前の日に停留所に行って、バスの時刻表を書いてくるのです。自分が乗りたい時間を書いてきて、調べて、あしたこの時間に行って乗るといふふうな、だから循環バスということに慣れていないのか、自家用車だけ乗っていたので、こんな

ふうになるのかなと思っていたら、何人かから聞いています、この話。ちょっと今バス停のところ行って、時刻表見てきたの、あした病院に行こうと思ってという感じです。ということで、こういった部分も含めて、先ほど話したように、新しいそういう乗り方のバスが出て、本当に便利でよかったなというふうに思ってもらえる中身にしていただくようにこういった部分もぜひ検討していただければというふうに思っています。できるだけということだったのですけれども、入札は終わったのか、これからなのかというのを聞いていいでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 事業者の選定については、今月末のスケジュール感で今調整をさせていただいております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 期待をしていたと思います。

では、市営住宅に関わってお伺いをしたいと思います。入居申込みの中で、いろいろ入居の御相談を受けるときになかなか難しいことにぶつかることが多いのです。それで、例えば収入に上限を設けています。これは当然だと思っているのですが、例えば年齢がそんなにいけない方でも職を失い、生活保護を受けたいと思っても今家賃が2万5,000円以下の家賃のところにお住まいでなければ生活保護は受けられないというふうに言われて、市内にはほとんど民間ではそういったところは見当たらないわけです。お話を聞けば、生活保護を受けるようになってからでないとか営住宅には入れてもらえないと。高齢な方々、65歳以上というような方だとまたちょっと違うのですけれども、そこまでいけない方々です。こういった部分では、どういうふうに相談して営住宅に、住宅に困窮する者に当たるかなというふうに思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） ただいま議員から御質問いただいた件では、住宅に困窮されている方の希望住宅のニーズ、様々な形であろうかと認識もしているところがございますし、また全てを状況把握してマッチングさせるということも公営住宅の今の私どもの入居基準の中では難しいかなと考えている部分ではございます。しかしながら、原因ですとか収入の関係なのか、その辺りいろんな諸条件あるかと思えますけれども、その辺は御相談いただいて、困窮状況に応じては市内連携をする中でいろんな方策を探してまいりますし、または今高いというお話もいただきましたけれども、民間事業者の不動産団体を紹介するだとか、そういう部分も併せて行いながらこれからも住宅困窮者に対する適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 先ほどの御答弁では、入居申込みの資格について見直しはする予定はないというようなお話でした。ただ、やっぱりいろんな状況があると思うのです。個人個人で本当に百人百様だというふうに私は思っているのですけれども、そういった部分でどのようにしたらこの方に、先ほどちょっと御紹介させていただきましたけれども、住宅マスタープランであったり、公営住宅等長寿命化計画の中であったり、暮らしの安定を支え、安心して暮らせる住まいづくりというふうになっているわけで、ここをするための御相談というか、ここに当てはまるというふうに指示されると受け取る側はそこで終わってしまうのです。だから、そういったところの対応のところを丁寧にやっていただくことを求めたいなというふうに思っています。

それから、例えば高齢女性の場合だと、ここにも書いてあります。連帯保証人を1人決めていただきというふうになって、ここに書いてあるのです。書いてあると、やっぱり高齢女性だとずっとお仕事していた方かもしれませんけれども、そう

でない方が多い中だとどうしても連帯保証人を求めることが難しいかなというふうに思っているのです。これは、国交省の中でも強く求めないというようなことがあったかなと思えますし、名寄の市議会の中でも一般質問の中であったかなというふうに思っているのですけれども、この点についてはどのように対応されているのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今議員御質問になられたとおり、私どもも今入居基準といたしましては連帯保証人を求めているところではございます。このことにつきましては、従来からこのような形ですと住宅の整備、国のほうも進めてきたのですけれども、今国のほうでは、今議員おっしゃられたとおり、少しその辺の条件考えてみてくださいというような情報もいただいておりますけれども、今のところ私どももその部分につきましては、先ほど言われました生活保護の方でありますとか65歳以上でどうしても連帯保証人立てられないという方につきましては、状況相談させてもらいながらということで、絶対今おられないので、入れませんというような状況にはしてないつもりなのですけれども、今のところ連帯保証人立てられなくて入居をお断りしたというケースはないものですから、これから以降もその部分につきましては求めていきながらも相談には乗りながらという形で、いいよという形にはなりませんけれども、その部分は求めていきながら御相談に応じたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） あと、もう一点なのですけれども、親族による2人以上の世帯であることと書いてあるのです。婚姻予定、または事実上の婚姻関係にある者を含めますというふうになっています。これ道議会の中で共産党の真下道議が取り上げたのですけれども、これは道営住宅の問題だったのですけれども、パートナーシップ制度

がある市町村では入れることができるのだけれども、そこがないところは道営住宅に入れないのですというお話がありました。先日の新聞の中では旭川市と近隣の8町がパートナー制度を導入するというふうになっています。ですから、例えばこの1番の親族による2人以上の世帯であることというところからいうと、婚姻予定、または事実上の婚姻関係にある者というところからいうと、このパートナーシップ制度がないところは入れないというふうに判断するのでしょうか。これを聞いて終わります。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今議員おっしゃられましたとおり、道営住宅につきましては北海道の規定において同性パートナーを入居させることは可能なのですけれども、そこそこの自治体でパートナーシップ関係を証明する書類、これが必要になってきますので、それは名寄市にある道営住宅においても状況は同じでございますし、私どもの公営住宅も今そういう状況でございますので、その辺の状況、環境整備が整った時点でまた検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第12号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 名寄市過

疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

本計画は、過疎地域の持続的発展を図るための計画であり、今回の計画変更につきましては名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の策定に伴う成果指標、KPIの変更及び国の財政支援策を有効に活用するため事業の追加を行うものでございます。北海道との協議が調いましたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の第10項で準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第13号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 令和5年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心

に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出にそれぞれ2,469万6,000円を追加をし、予算総額を242億2,634万8,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして情報化推進事業費959万6,000円の追加は、北国博物館、なよろ市立天文台の観覧料とセットで地域通貨を利用できるトラベルカードの作成業務委託料、健康イベント等市が行う事業への参加に対して行政ポイントを付与する負担金を追加をし、観光事業の促進、各種事業の参加率の向上、事業効果の増進を図ろうとするものでございます。

7款商工費におきまして地域通貨普及促進事業補助金1,500万円の追加は、地域通貨運用開始に際しプレミアムポイント付与に係る経費を補助し、地域通貨の普及促進、地域経済の活性化を図ろうとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。16款国庫支出金におきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,459万6,000円を追加しようとするほか、財政調整基金繰入金10万円を計上し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第5 意見書案第1号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書、意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書、意見書案第4号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外3件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外3件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外3件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第6 報告第7号 例月出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書が配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

市民に分かりやすい開かれた議会を目指すことを目的に、議会の活性化に関する事項について、

委員会条例第5条の規定に基づき7名の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議会の活性化に関する事項について、7名の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき議会活性化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、富岡達彦議員、山崎真由美議員、谷聡議員、今村芳彦議員、川村幸栄議員、高橋伸典議員、東川孝義議員、以上7名を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時14分

○議長（山田典幸議員） 再開いたします。

正副委員長の互選が行われましたので、結果を報告します。

議会活性化特別委員会委員長に東川孝義議員、副委員長に富岡達彦議員、以上であります。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これもちまして、令和5年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時15分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 山田典幸

署名議員 今村芳彦

署名議員 高野美枝子

質 問 文 書 表 (一般質問)

令和5年第2回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 28)	1 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の着実な推進に向けて (1) 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の基本となる考え方について (2) 重点プロジェクト事業の連携と効果の考え方について (3) SDGs（持続可能な開発目標）を設定した考え方について 2 名寄市公共施設等再配置計画について (1) 名寄市の目指すべきまちづくりの将来像について (2) 優先される対象施設の現況と課題について (3) 立地適正化計画との関連性について
2	山 崎 真由美 (P 39)	1 生涯活躍プロジェクトの推進に向けて (1) 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画初年度の具体的施策について (2) 重点プロジェクトとしての取り組みがもたらす4年後の姿について (3) 生涯活躍できる環境の整備について 2 安定した学びを保障する教育の実現について (1) 不登校児童・生徒への対応について (2) 特別支援教育の現状とインクルーシブ教育の推進について (3) ヤングケアラーに対する支援策について
3	遠 藤 隆 男 (P 51)	1 公園の管理運営等について (1) 公園の現状と管理要領等について (2) 持続可能な公園の管理運営の考え方について 2 教育行政にかかわって (1) ICT教育の現状と課題について (2) 長期欠席者の現状と対策等について (3) 特別支援教育の現状と課題について

<p>4</p>	<p>谷 聡 (P 63)</p>	<p>1 子育て政策の充実に向けた取り組みについて                      (1) 医療費助成の現状と拡充について                      (2) 学校給食の無償化に向けた全国的な流れについて</p> <p>2 北海道縦貫自動車道士別剣淵IC～名寄IC間の建設促進と課題について                      (1) 進捗状況等について                      (2) 物流拠点、広域防災拠点及び新たな道の駅の整備計画について                      (3) 風連地域へのインターチェンジ設置について</p>
<p>5</p>	<p>水間健詞 (P 74)</p>	<p>1 飼料・肥料・エネルギー高騰が市内農業に与えている影響と行政の対策について                      (1) 飼料・肥料・エネルギーの前年対比と今後の見込みについて                      (2) 国・北海道・名寄市の対策について</p> <p>2 濃厚飼料の自給に向けた取り組みについて                      (1) 栽培試験を行っている、又は行う予定の飼料作物について                      (2) 栽培試験の計画・成績について                      (3) 今後の見込みについて                      (4) 飼料の自給にインセンティブが働く仕組みについて</p> <p>3 酪農・畜産・耕種の連携に向けた取り組みについて                      (1) 農業機械の大型化により作業効率が劣る圃場の将来について                      (2) 飼料・堆肥の域内での循環に向けた取り組みについて</p>
<p>6</p>	<p>中 畠 孝 幸 (P 82)</p>	<p>1 名寄市立大学の今後の発展に向けて                      (1) 志願者獲得について                      (2) 学生に対する多方面のケアについて                      (3) 教員に対する支援について</p> <p>2 スポーツ合宿の誘致に向けて                      (1) 諸条件からみた名寄の優位点・不足点について                      (2) 他地域との共同・共存について                      (3) 誘致を増大させるための課題について</p> <p>3 宗谷本線の活性化に向けて                      (1) 利用者増への取り組みについて                      (2) 地域公共交通の中での宗谷本線の位置づけについて                      (3) 名寄市の役割について</p>

<p>7</p>	<p>高橋伸典 (P 97)</p>	<p>1 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）について          (1) 学校内へのスペシャルサポートルームの設置促進について          (2) 多様な学びでの成績評価の確実な実施について          (3) 保護者への支援・保護者の会の設置について</p> <p>2 安心して安全な子育て環境の体制について          (1) 0歳児の見守り訪問体制について          (2) 産後ドゥーラ（家事・育児の訪問支援）の確保について          (3) 子ども食堂の整備拡充について</p> <p>3 学校施設の安全で快適なトイレ整備について          (1) 洋式化の現状と今後の計画について          (2) 多目的トイレ・温水洗浄便座の設置の考え方と計画について</p> <p>4 安全で安心な避難所のトイレの整備について          (1) 総務省の緊急防災・減災事業債の活用で学校施設に多目的トイレと温水洗浄便座の設置の考え方について</p>
<p>8</p>	<p>川村幸栄 (P 107)</p>	<p>1 個人情報の保護対策について          (1) マイナンバーカードをめぐる個人情報の流出への対応について          (2) マイナ保険証の取り扱いについて          (3) 自衛隊への名簿提出にかかる対応について</p> <p>2 「AI活用型オンデマンド交通」の導入について          (1) 公共交通のあり方について          (2) 利用方法について          (3) 利用料金について</p> <p>3 市営住宅を中心とした住宅セーフティネット機能の強化について          (1) 入居申し込み資格について          (2) 共益費等について</p>

令和5年第2回名寄市議会定例会議決結果表

令和5年6月9日～令和5年6月27日 19日間  
 本会議時間数 9時間33分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	—	—	5. 6. 9 原案可決
第 2 号	財産の取得について	—	—	5. 6. 9 原案可決
第 3 号	財産の取得について	—	—	5. 6. 9 原案可決
第 4 号	財産の取得について	—	—	5. 6. 9 原案可決
第 5 号	専決処分した事件の承認について（令和4年度名寄市一般会計補正予算（第13号））	—	—	5. 6. 9 承 認
第 6 号	専決処分した事件の承認について（令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））	—	—	5. 6. 9 承 認
第 7 号	専決処分した事件の承認について（令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算（第4号））	—	—	5. 6. 9 承 認
第 8 号	専決処分した事件の承認について（令和4年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号））	—	—	5. 6. 9 承 認
第 9 号	令和5年度名寄市一般会計補正予算（第2号）	—	—	5. 6. 9 原案可決
第 1 0 号	令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）	—	—	5. 6. 9 原案可決
第 1 1 号	令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）	—	—	5. 6. 9 原案可決
第 1 2 号	名寄市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	—	—	5. 6. 27 原案可決
第 1 3 号	令和5年度名寄市一般会計補正予算（第3号）	—	—	5. 6. 27 原案可決
報 告 第 1 号	令和4年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	—	—	5. 6. 9 報告済み

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
報告 第2号	令和4年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	—	—	5. 6. 9 報告済み
報告 第3号	専決処分した事件の報告について	—	—	5. 6. 9 報告済み
報告 第4号	債権放棄の状況報告について	—	—	5. 6. 9 報告済み
報告 第5号	公害の現況に関する報告について	—	—	5. 6. 9 報告済み
報告 第6号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	—	—	5. 6. 9 報告済み
報告 第7号	例月出納検査報告について	—	—	5. 6. 27 報告済み
諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	—	—	5. 6. 9 適任と認める
意見書案 第1号	2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	—	—	5. 6. 27 原案可決
意見書案 第2号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	—	—	5. 6. 27 原案可決
意見書案 第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書	—	—	5. 6. 27 原案可決
意見書案 第4号	食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書	—	—	5. 6. 27 原案可決
	議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任	—	—	5. 6. 27 選 任
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	5. 6. 27 決 定